

沿岸域の管理体系と地方主体の沿岸域総合管理に関係する主な法律の一覧

| | 法令 | 内容 | 主に地方分権一括法施行(前)の状況 (主に2000年3月まで) | 主に地方分権一括法施行(後)の状況 (主に2000年4月以降) | 注釈 | 参考文献 |
|------|--------|--|--|--|----|------|
| 規範 | 日本国憲法 | 第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。 第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。 | | | | |
| 統治制度 | 国家政組織法 | (旧) 第一条 この法律は、内閣の統轄の下における行政機関の組織の基準を定め、もつて国の行政事務の能率的な遂行の目的とする。 | | 第一条 この法律は、内閣の統轄の下における行政機関で内閣府以外のもの(以下「国の行政機関」という。)の組織の基準を定め、もつて国の行政事務の能率的な遂行のために必要な国家行政組織を整えることを目的とする。 | | |
| | 地方自治法 | (旧) 第一条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。 (旧) 第二条 地方公共団体は、法人とする。 2 普通地方公共団体は、その公共事務及び法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に属するものの外、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。 3 前項の事務を例示するときは、この限りでない。 2) 公園、運動場、広場、緑地、道路、橋梁、河川、運河、溜池、用排水路、堤防等を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること。 ※ いわゆる(旧)法定外公共物の機能管理の「地方自治法ルート」 ¹⁾ の根拠規定と解されていた。→2000年4月施行の改正地方自治法で財産管理・機能管理が一元化された。(後述、国有財産法を参照) | 第一条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。 第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。 ^{1), 2), 3)} 第二条 地方公共団体は、法人とする。 2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。 4 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。←基本構想の策定義務づけ(平成23年5月)削除 8 この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。 9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。 一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法又はこれに基づく政令に特に定めるもの(以下「第一号法定受託事務」という。) | | | |
| | | 自治体が処理すべき事務 | | ※平成12年4月、地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化等が図られた。 ²⁾ | | |
| | | 自治体区域 | 第五条 普通地方公共団体の区域は、従来の区域による。 2 都道府県は、市町村を包括する。 第六条 都道府県の設置分合又は境界変更をしようとするときは、法律でこれを定める。 第七条の二 法律で別に定めるものを除く外、従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を都道府県又は市町村の区域に編入する必要があると認めるときは、内閣がこれを定める。この場合において、利害関係があると認められる都道府県又は市町村があるときは、予めその意見を聴かなければならない。 2 前項の意見については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 ※注：ただし、〔公有水面のみに係る市町村の境界の決定等〕(境界変更)は、第九条の3に簡便措置がある。 | | | |

| 財産管理 | 法令 | 主に地方分権一括法施行(前)の状況 (主に2000年3月まで) | 地方分権一括法施行(後)の状況 (主に2000年4月以降) | 注釈 | 参考文献 |
|------|---|--|--|---|--|
| | <p>国有財産法</p> <p>一 一般海域の管</p> <p>理主</p> <p>体</p> | <p>(国有財産の事務の委任)</p> <p>(旧) 第九条</p> <p>1 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産に関する事務の一部を、部局等の長に分掌させることができる。</p> <p>2 大蔵大臣は、国有財産の総轄に関する事務の一部を部局等の長に分掌させることができる。</p> <p>3 国は、<u>国有財産に関する事務を、政令の定めるところにより、地方公共団体又はその<u>吏員</u>に取り扱わせることができる。</u></p> <p>↓</p> <p>国有財産法施行規則(旧) 第6条第2項</p> <p>各省各庁の長は、法第9条第3項の規定により国有財産に関する事務を地方公共団体若しくはその吏員に取り扱わせようとするときは、事由を附し、取り扱わせる者について大蔵大臣に協議しなければならぬ。</p> <p>↓</p> <p>建設大臣から大蔵大臣あて通達「都道府県に於ける道路、河川、公園、海浜地、寄り洲、用悪水路、公有水面等の公共物及びその他当省国有財産の管理等に関する事務を従来通り、それぞれ都道府県知事に取り扱わせることは緊要なるを以て左の通り取扱いしたい。」</p> <p>(S24.2.19・建設省発令45号) ^{1) 2)}</p> <p>↓</p> <p>大蔵大臣から建設大臣あて通達「・・・異存がない」(S24.3.16・蔵国1008号)</p> <p>↓</p> <p>建設省国有財産取扱規則(建設省訓令3号・S24.11.16)、(建設省訓令1号・S30.4.30、第2条、3条)</p> <p>※いわゆる「国有財産ルート」</p> | <p>(事務の分掌及び地方公共団体の行う事務)</p> <p>第九条 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産に関する事務の一部を、部局等の長に分掌させることができる。</p> <p>3 国有財産に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市町村が行うことができる。</p> <p>4 前項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされる事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第<u>二条第九項第一号</u>に規定する第一号 法定受託事務とする。</p> <p>※<u>国有財産法施行令 第6条第2項1号力</u>³⁾</p> <p>第六条 各省各庁の長は、<u>法第九条第一項の規定により国有財産に関する事務の一部を部局等の長に分掌させようとするときは、あらかじめ、事由を付し、取り扱わせる事務の範囲及び取り扱わせる者を財務大臣に通知しなければならぬ。</u></p> <p>2 法第九条第三項の規定により都道府県が行うこととする事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分。</p> <p>一 中略</p> <p>力) 二、木及び土からつまでに掲げるもののほか、国土交通大臣の所管に属する国有財産(法令の規定により国土交通大臣が自ら取得、維持、保存、運用及び処分することとされているものを除く。)</p> <p>→ 市町村への再委任が可能</p> <p>(処分等の制限)</p> <p>第十八条 行政財産は、貸し付け、交換し、売り払い、譲渡し、信託し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。</p> <p>一 中略</p> <p>6 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。</p> | <p>(注釈)</p> <p>1. 法定外公共物とは³⁾ 実務上、広い意味では「道路法、河川法、下水道法、海岸法等の機能管理(公物管理)に関する特別法⁴⁾の適用や準用を受けない公共用物」を指す。狭い意味では、「広義の法定外公共物のうち、地盤が国土交通省(旧建設省)所管の公共用財産であるもの」を指し、行政実務では、この意味において法定外公共物ということばを用いることが多い。</p> <p>2. 海は国有財産であるのか³⁾ 海は、本来不特定多数人の用に供されるものであるが、①のとおり、支配可能な経済的価値を有するものであり、それが特定の私人に排他的かつ独占的に利用されることとなった場合は、所有権を主張する必要がある。 旧法令及び現行法令には、次のようなものがある。 ア、海について官有地第三種と同じく、「地所名称区別改定」において官有地第三種として、「地券を發せず、国税、地方税を賦課しない土地」で、具体的には「山岳陸林、林野河海湖沼池沢溝渠堤塘道路…」と明記されていた。 イ、「民有地荒地処分規則(明治10年1月太政官布告八号)」五条の規定で、川成等となった後10年経過し原形に復さないもの等は「…付与スル処ノ券状ヲ還納セシメ荒地ノ名称ヲ除去シ全ク川海湖地(即チ官有)一掃スルモノトス…」と規定されていた。 ウ、公有水面埋立法(大正10年法律五七号)一条「本法ニ於テ公有水面ト稱スルハ河、海、湖、沼其ノ他公共ノ用ニ供スル水流又ハ水面ニシテ国ノ所有ニ属スルモノヲ謂ヒ…」と規定されている。一以下省略</p> <p>※ 一般海域については、地所名称区別改定により官有地とされたことから旧国有財産法(大正10年法律43号)においても国有財産の対象として取扱っており、都道府県においては「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」(S22年法律71号)により失効するまで22都府県において県令で公有水面使用規則等を定めて一般海域に係る使用収益の許可を行っていた。</p> | <p>1) 寶金、前掲、214頁</p> <p>2) 一般海域の財産管理主体が引き続き国土交通省にあることについて、国土交通省大臣官房会計課国有財産第2係へ問合せを行い、「省見解として、そのとおりである。」ことを確認した。H26.9.26付電話による問合せ。</p> <p>3) 寶金、前掲、3頁。</p> <p>4) 国有財産法研究会、国有財産(改訂版)一法と制度と現状と、大蔵省造幣局、p.5、1991.</p> <p>5) 建設省財産管理研究会『公用財産管理の手引き第2次改訂版』ぎょうせい、p.9、1995(参考)</p> <p>・三浦大介、「海底地盤の使用・開発と法制度」、『海の開発・利用に係る法的問題の検討』日本エネルギー法研究所、2014、33-48頁。</p> <p>・監野宏、「自然公物の管理の課題と方向」、『国土建設の将来展望』、1979</p> <p>・寶金、前掲、p.70</p> <p>・三浦海岸における国有海浜地の別荘用地としての貸付に関する記事、第40回国会衆議院地方行政委員会17号議事録、S37.3.8.</p> |

| | | | | |
|--------------|---------|---|--|---|
| 財産管理 機能管理 | 海岸法 | <p>一般公共海岸区域の創設（1999年改正） （定義）第二条 2 この法律において、「公共海岸」とは、国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地（他の法令の規定により施設管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として主務省令で定めるものを除き、地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地にあつては、都道府県知事が主務省令で定めるところにより指定し、公示した土地に限る。）及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面をいひ、「一般公共海岸区域」とは、公共海岸の区域のうち第三条の規定により指定される海岸保全区域以外の区域をいう。 （海岸保全区域の指定） 第三条 都道府県知事は、海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他第二章に規定する管理を行う必要があるときは、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定することができる</p> | <p>（注釈） 一般海岸は、若干の私有地と公有地を除いて固有財産法上の行政財産(法定外公共物)として主に財産管理という観点から「建設省所管公用財産管理規則」(昭和30年4月30日建設省訓令一号)に基づく管理が行われているに過ぎず国民全体の共有財産＝公共用公物としての機能管理は、都道府県の条例または知事の規則によるものを除いて行われていないのが実情である。 建設省の調べによれば、海に面する三九都道府県のうち、一般海浜地の管理については、公用財産管理規則によるもの10件、公用財産使用規則によるもの六件、海浜地管理規則によるもの五件、一般海域等管理規則によるもの七件(うち1件は条例)、公有土地水面使用規則によるもの七件、公共物管理規則によるもの二件(うち一件は条例)となつている。リ</p> | <p>1)成田頼明「新たな海岸管理のあり方」『自治研究』75巻(6)、1999、23頁。 （参考） ・青山俊行、「海岸法の改正について」『リバーフロント』Vol.36、1999、2-5頁には、海岸法改正の背景と、海城管理法に類する法律の必要性について言及が記されている。</p> |
| 港湾法 | 港湾法 | <p>（設立等） 第四条 現に当該港湾において港湾の施設を管理する地方公共団体、従来当該港湾において港湾の施設を創設した地方公共団体又は予定港湾区域を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体（以下「関係地方公共団体」という。）は、単独で又は共同して、定款を定め、港務局を設立することができる。 4 次の各号に掲げる港湾において港務局を設立しようとする関係地方公共団体は、前項の期間内に他の関係地方公共団体から同項の意見の申出がなかつたとき、又は同項の規定による関係地方公共団体の協議が議会の議決を経て調つたときは、港務局の港湾区域について、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。 （港湾区域の公告等） 第九条 港務局は、成立後遅滞なくその旨及び港湾区域を公告しなければならない。港湾区域に変更があつたときはも同様である。 第六条 第一種漁港であつてその区域が一の市町村の区域に限られるものは、市町村長が、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。 2 第一種漁港であつてその区域が二以上の市町村の区域にわたるもの及び第二種漁港は、都道府県知事が、関係地方公共団体の意見を聴いて名称及び区域を定めて指定する。 3 その区域が二以上の都道府県の区域にわたる第一種漁港及び第二種漁港は、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣が、水産政策審議会の議を経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。 4 第三種漁港及び第四種漁港は、農林水産大臣が、水産政策審議会の議を経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。</p> | <p>（注釈） 海城公園は国立公園または国立公園内の海域の景観を維持するため、公園計画に基づいて、その区域の海域内に設けられた地区で、自然公園法によって指定、管理される。従来の名称は海中公園であったが、2010年4月の改正自然公園法の施行により変更された。 2014年(平成26年)3月現在、日本国内では107の地区が指定され、指定に関係している公園は29箇所ある。</p> | |
| 自然公園法 | 自然公園法 | <p>（海城公園地区） 第22条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国立公園について、当該公園の海域の景観を維持するため、公園計画に基づいて、その区域の海域内に、海城公園地区を指定することができる。 2 第5条第3項及び第4項の規定は、海城公園地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第3項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。</p> | <p>（注釈） 公有水面である河、海、湖、沼などは、自然の状態のまま一般公衆の自由な使用に供されており、何人でも他人の同様な使用を妨げない限りにおいて、自由に使用す</p> | |
| 電気通信事業法 | 電気通信事業法 | <p>（公用水面の使用） 第四十条 認定電気通信事業者は、公共の用に供する水面（以下「水面」という。）に認定電気通信事業の用に供する水底線路（以下「水底線路」という。）を敷設しよ</p> | <p>（注釈） 公有水面である河、海、湖、沼などは、自然の状態のまま一般公衆の自由な使用に供されており、何人でも他人の同様な使用を妨げない限りにおいて、自由に使用す</p> | |

| | | | | |
|----------|--|---|--|--|
| 財産管理機能管理 | 区域指定 | <p>うとすときは、あらかじめ、次の事項を総務大臣及び関係都道府県知事(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三百六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場たる水面について)に届け出なければならぬ。</p> <p>(水底線路の保護)</p> <p>第四百四十一条 総務大臣は、認定電気通信事業者の申請があつた場合において、前条に定める敷設の手續を踏た水底線路を保護するため必要があるときは、その水底線路から千メートル(河川法(昭和三十九年法律第六十七号)が適用され、又は準用される河川(以下「河川」という。))については、五十メートル)以内の区域を保護区域として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定による指定は、告示によって行う。</p> <p>3 認定電気通信事業者は、第一項の規定による保護区域の指定があつたときは、総務省令で定めるところにより、これを示す陸標を設置し、かつ、その陸標の位置を公告しなければならない。</p> <p>4 何人も、第一項の保護区域内において、船舶をびよう泊させ、底びき網を用いる漁業その他の政令で定める漁業を行い、若しくは土砂を掘採し、又は前項の陸標に舟若しくはいかだをつないでなければならない。以下省略</p> | <p>ることができ、本項では、こういった自由な使用の範囲外において、認定電気通信事業者の用に供する水底線路の敷設のための使用権を、認定電気通信事業者が総務大臣及び都道府県知事(農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場たる水面については、農林水産大臣を含む。)に届け出ることにより設定することができることとしている。</p> <p>認定電気通信事業者は、公用水面に敷設する水底線路の保護のため、保護区域の指定を受けようとするときは、総務大臣にその旨を申請することが必要である。したがって、水底線路を保護する必要があるときは、前条の規定による公用水面使用届出書とは別に、水底線路保護区域指定申請書を提出する必要がある。</p> <p>この保護区域を指定する行為は、総務大臣の行う公用制限の一である。一般に「公用制限」とは、特定の公益事業の実施のために他人の財産の上に加えられる公法上の制限をいう。本条の場合、制限を加えられるのは財産権ではなく、すべての人に開放されている公用水面の自由使用という利益である点において若干その趣を異にしているが、なお水底線路の保護のためその区域内において一定の行為が禁止されることにおいて公用制限であると解される。</p> <p>この保護区域の指定権は電気通信主管庁としての総務大臣に専属する。」</p> | <p>1) 多賀谷一照ほか、『電気通信事業法逐条解説』(財)電気通信振興会、2008、497-517頁。</p> |
| 財源 | 地方交付税法 | <p>第一条 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。</p> | <p>(参考事例) 陸地面積に対して広大なサンゴ礁海域の面積を有する沖縄県竹富町では、サンゴ礁海域が漁業資源、観光資源の場、交通路となっており、町民の生活域そのものとなっている。このような海域をより良い姿で後世に引き継ぎ、健全な地域社会形成に貢献するための財源確保が不可欠である。そこで町は、海域を地方交付税の算定根拠の面積として繰り入れるための基礎資料を確保し、県内外で費用する自治体と連携を深めるため、調査検討・シンポジウム等に取組んでいる。</p> | <p>・沖縄県竹富町『平成24年度サンゴ礁等海域における地方交付税算定面積基礎調査等業務報告書』2013、72頁。</p> |
| 財源 | 地方財政法 | <p>第一条 この法律は、地方公共団体の財政(以下地方財政という。)の運営、国の財政との関係等に資することを目的とする。</p> <p>第二条 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやくも国の政策に反し、又は他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つてはならない。</p> <p>2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならない。</p> | <p>（障壁となった実例）青森県木野野海岸に建設された護岸が地元住民に不評であったことを受け、これを地元元風景に近い磯浜に改修するまでの議論などが整理されている。また、改修に至るまでに障壁となる適法化と折り合いを付ける上での課題が指摘されている。</p> | <p>・宇多高明ほか、「住民合意型海岸事業の推進方法-青森県大畑町木野野海岸での新しい試み-」『海洋開発論文集』Vol.16、2000、523-528頁。</p> <p>・宇多高明ほか、「海岸の急速な人工化を防ぐ上で必要な災害復旧制度の改良」『海岸工学論文集』Vol.53、1321-1325頁。</p> |
| 財産債務 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 | <p>第一条 この法律は、公共土木施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政に適応するように国の負担を定めて、災害の速やかな復旧を図り、もつて公共の福祉を確保することを目的とする。</p> | <p>(障壁となった実例) 茨城県における海岸施設の災害を例示し、施設災害の原因究明が個別省庁・個別事業の範囲(領域)内で無理に行われていることが、復旧工事が海岸の一層の人工化を引き起こし、その上災害が再度発生するという悪循環が全国的に見られることを指摘している。</p> | <p>※特に記載すべき法律のみ列挙した。</p> |

第 18 回総合海洋政策本部参与会議資料（抜粋）

以下の資料から、提言骨子案に関連すると思われる部分を抽出した。

1. 「海洋基本計画に基づく工程表」

[平成 26 年 9 月 30 日に開催された、第 18 回総合海洋政策本部参与会議における配布資料の「資料 2」]

2. 「平成 27 年度海洋関連予算（概算要求）」

[平成 26 年 9 月 30 日に開催された、第 18 回総合海洋政策本部参与会議における配布資料の「資料 1」]

1. 「海洋基本計画に基づく工程表」

【直接言及している部分】

(1) 54 頁 「沿岸域の総合管理の推進」の工程表

具体的取組：地方自治体における海洋基本計画策定の支援（内閣官房）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉

| 第2部 9(1)沿岸域の総合的管理の推進 | | | | | | | | | |
|---|----------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 海洋基本計画での記述 | | | | | | | | | |
| 沿岸域の安全の確保、多面的な利用、良好な環境の形成及び魅力ある自立的な地域の形成を図るため、関係者の共通認識の醸成を図りつつ、各地域の自主性の下、多様な主体の参画と連携、協働により、各地域の特性に応じて陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組を推進することとし、地域の計画の構築に取り組む地方を支援する。 | | | | | | | | | |
| 事項 | H24 (2012) | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) | H31 (2019) | H32 (2020) |
| 沿岸域の総合的管理の推進 | 地方自治体における海洋基本計画策定の支援(内閣官房) | | | | | | | | |

(2) 55 頁 「(ア) 総合的な土砂管理の取組の推進」及び「(イ) 栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進」の工程表

具体的取組：(ア) に関して、

- ①侵食海岸におけるサンドバイパスや離岸堤の整備等に取り組む（農林水産省、国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉
- ②砂防設備による流出土砂の調節、ダムにおける堆砂対策やダム下流への土砂還元を進める（国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉

(イ) に関して、下水道等污水处理施設の整備や合流式下水道の改善、河川における水質浄化の推進（国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉

| 第2部 9(2)陸域と一体的に行う沿岸域管理(1/3) | | | | | | | | | |
|--|---|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|
| (ア)総合的な土砂管理の取組の推進 | | | | | | | | | |
| 海洋基本計画での記述 | | | | | | | | | |
| 陸域から海域への土砂供給の減少や沿岸構造物による沿岸漂砂の流れの変化等による国土の減少、自然環境への影響の軽減を図るため、砂防設備による流出土砂の調節、ダムにおける堆砂対策やダム下流への土砂還元を進めるとともに、侵食海岸におけるサンドバイパスや離岸堤の整備等に取り組む。また、山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の取組を推進するため、関係機関が連携し、土砂移動の実態把握や予測手法の向上を図るため、調査研究を進める。 | | | | | | | | | |
| (イ)栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進 | | | | | | | | | |
| 海洋基本計画での記述 | | | | | | | | | |
| 陸域から流入する汚濁負荷を削減するため、未普及地区での下水道等污水处理施設の整備や合流式下水道の改善を進めるとともに、農業用排水施設や河川における水質浄化を推進する。 | | | | | | | | | |
| 事項 | H24 (2012) | 平成 2013 | 平成 (2014) | 平成 (2015) | 平成 (2016) | 平成 (2017) | H30 (2016) | H31 (2019) | H32 (2020) |
| 総合的な土砂管理の取組の推進 | 侵食海岸におけるサンドバイパスや離岸堤の整備等に取り組む(農林水産省、国土交通省) | | | | | | | | |
| | 砂防設備による流出土砂の調節、ダムにおける堆砂対策やダム下流への土砂還元を進める(国土交通省) | | | | | | | | |
| 栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進 | 下水道等污水处理施設の整備や合流式下水道の改善、河川における水質浄化の推進(国土交通省) | | | | | | | | |

(3) 56頁 「漂流・漂着・海底ごみ対策」の工程表

具体の取組：

- ①海岸漂着物地域対策推進事業（環境省）〈平成26年度まで。以降は支援策を検討。〉
- ②漂流・漂着・海底ごみのモニタリング／全国的・経年的な状況の把握／原因究明・発生抑制対策／漂着ごみ等生態系影響把握（環境省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉
- ③河川を通じて海域に流入するごみ等の削減を推進（国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉
- ④NOWPAP を通じた日本海及び黄海の海洋環境保全の推進への貢献（外務省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉
- ⑤PEMSEA を通じた東アジアの持続可能な開発の推進への貢献（国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉
- ⑥海面に浮遊するごみ、油の回収（国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉



(4) 57頁 「自然に優しく利用しやすい海岸づくり」の工程表

具体の取組：

- ①災害からの海岸の防護、景観や環境に配慮した海岸保全施設等の整備（農林水産省、国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉
- ②海辺の空間を有効活用した公園、緑地等の整備を推進（国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉

| 第2部 9(2)陸域と一体的に行う沿岸域管理(3/3) | | | | | | | | | |
|---|--|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| (オ)自然に優しく利用しやすい海岸づくり | | | | | | | | | |
| 海洋基本計画での記述 | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害からの海岸の防護に加え、海辺へのアクセスの確保等利用者の利便性、優れた海岸景観や生物の生息・生育環境等の保全に十分配慮した上で、海岸保全施設等の整備に取り組む。 ➢ 海辺の空間を有効活用した公園、緑地等の整備を推進する。 | | | | | | | | | |
| 事項 | H24 (2012) | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) | H31 (2019) | H32 (2020) |
| 自然に優しく利用しやすい海岸づくり | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | 災害からの海岸の防護、景観や環境に配慮した海岸保全施設等の整備(農林水産省、国土交通省) | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | 海辺の空間を有効活用した公園、緑地等の整備を推進(国土交通省) | | | | | | | | |

(5) 58頁 「閉鎖性海域での沿岸域管理の推進」の工程表

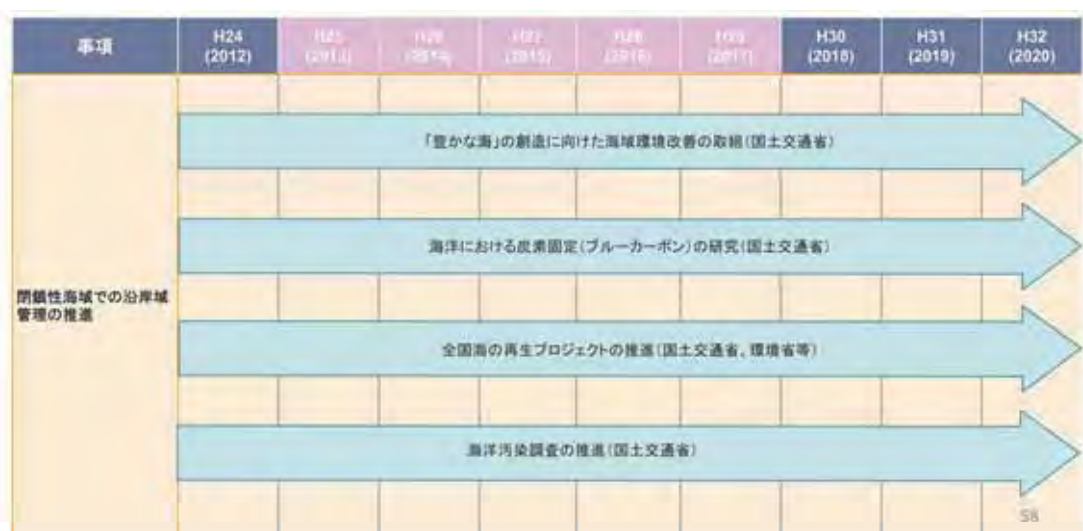
具体的取組：

- ①「豊かな海」の創造に向けた海域環境改善の取組（国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉
- ②海洋における炭素固定（ブルーカーボン）の研究（国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉
- ③全国海の再生プロジェクトの推進（国土交通省、環境省等）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉
- ④海洋汚染調査の推進（国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉

第2部 9(3)閉鎖性海域での沿岸域管理の推進

海洋基本計画での記述

- 「豊かな海」の創造に向け、関係者間の連携による推進体制の強化、環境モニタリング、情報共有システムの活用等の包括的な取組と、汚泥資源、遊離土砂等を有効に利用した干潟や塩田等の保全・再生・創出、覆砂、深底部の埋め戻し、生物共生型埋立構造物の普及等の個別の取組を総合的に推進する。
- 海洋における炭素固定（ブルーカーボン）の研究を推進する。
- 東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾においては、全国海の再生プロジェクトとして、国及び関係地方公共団体が連携して海の再生のための行動計画を策定し、多様な主体と連携・協働の下、計画的、総合的に取組を推進する。



(6) 59 頁 「沿岸域における利用調整」の工程表

具体の取組：

- ①海岸法により、国が定める「海岸保全基本方針」やこれに基づき都道府県知事が定める「海岸基本計画」に基づき、海岸の適正な利用を推進（農林水産省、国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉
- ②係留・保管能力の向上と規制措置を両輪とした放置艇対策を推進（国土交通省、農林水産省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉
- ③関係省庁と連携した安全带対策の検討及び効果的な施策の推進（国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉
- ④小型船舶の適正な利用方法の周知・啓発（国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉
- ⑤水上オートバイ利用適正化推進（国土交通省）〈平成 25 年度・平成 26 年度〉
- ⑥「海の駅」設置推進・利用拡大（国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉



【関連すると思われる部分】

(7) 5 頁 「海洋再生可能エネルギーの実用化・事業化の促進」の工程表

関連する具体の取組：

- ①海域利用調整関連の取組（内閣官房、関連省庁）〈平成 29 年度まで。それ以降も実用化・事業化の促進には取り組む。〉
- ②港湾区域や漁港区域など管理者が明確な海域における先導的な取組促進（国土交通省、農林水産省）〈平成 29 年度まで。それ以降も実用化・事業化の促進には取り組む。〉

第2部 1(2) 海洋再生可能エネルギーの利用促進(1/3)

(ア) 海洋再生可能エネルギー実用化に向けた技術開発の加速

海洋基本計画での記述

▶ 実証フィールドの整備及び技術開発施策等との連携、実海域に出るための技術的課題評価の仕組みの検討。

(イ) 海洋再生可能エネルギーの実用化・事業化の促進

海洋基本計画での記述

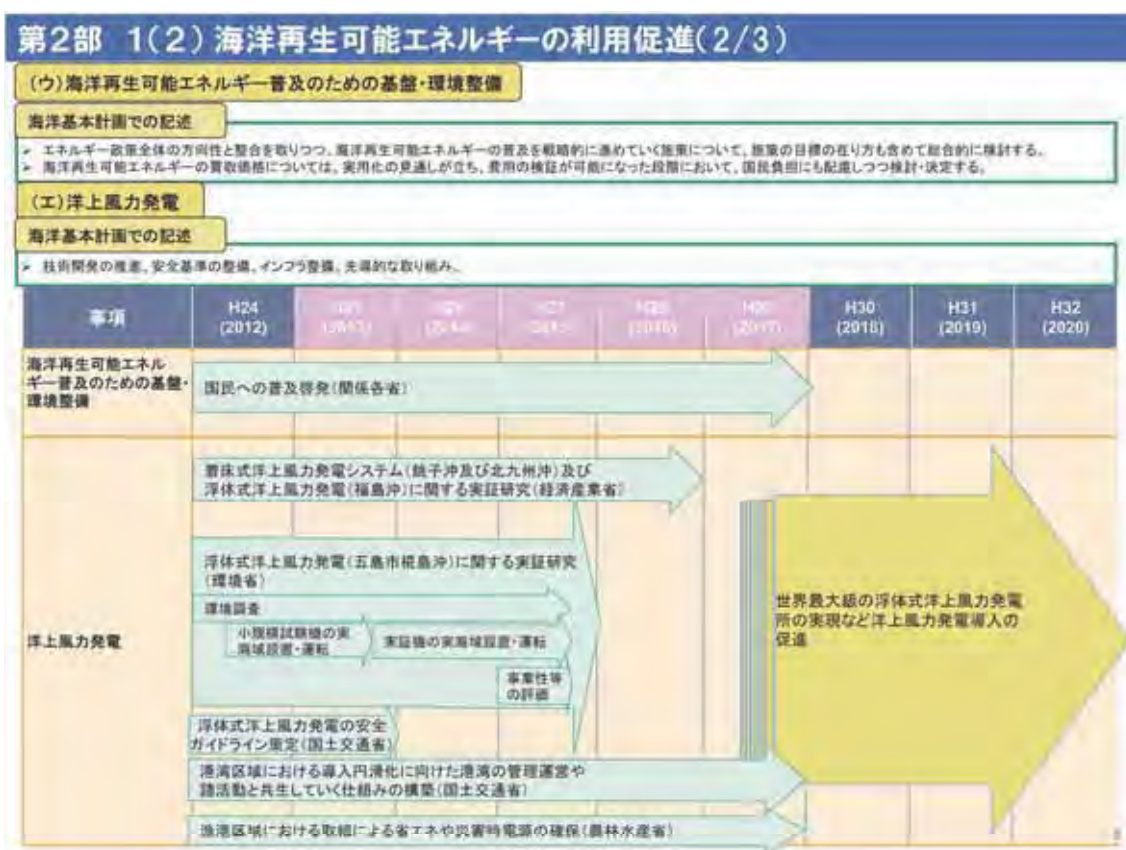
▶ 海域利用調整にあたっては地方公共団体の役割との協議の下、調整し、協議メニューなどを通じ関係者間の認識を共通化、法制度整備の検討、情報基盤としての海洋台帳の充実強化、港湾区域等における先導的な取組促進、安全基準の明確化、国際標準策定の主導、洋上風力発電についての環境影響評価手法の検討、作業船やインフラの整備方策についての検討。



(8) 6頁 「洋上風力発電」の工程表

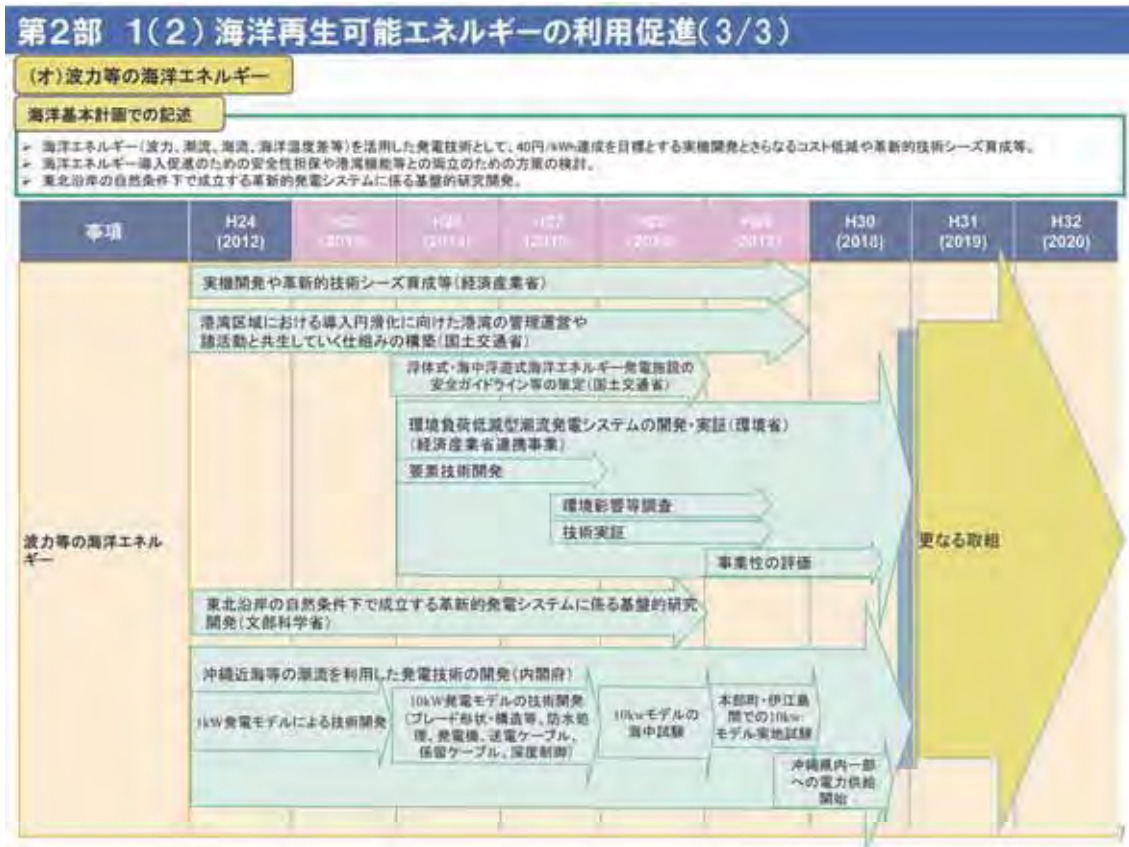
関連する具体の取組：

- ①港湾区域における導入円滑化に向けた港湾の管理運営や諸活動と共生していく仕組みの構築（国土交通省）〈平成 29 年度まで。それ以降も世界最大級の浮体式洋上風力発電導入の促進に取り組む。〉
- ②漁港区域における取組による省エネや災害時電源の確保（農林水産省）〈平成 29 年度まで。それ以降も世界最大級の浮体式洋上風力発電導入の促進に取り組む。〉



(9) 7頁 「波力等の海洋エネルギー」の工程表

具体的取組: 港湾区域における導入円滑化に向けた港湾の管理運営や諸活動と共生していく仕組みの構築(国土交通省)〈平成29年度まで。それ以降も更なる取組に取り組む。〉



(10) 10頁 「漁場の生産力の増進等」の工程表

関連する具体の取組：

- ①沖合漁場整備や藻場・干潟の保全造成の推進（農林水産省）〈平成 29 年度まで。それ以降も更なる取組に取り組む。〉
- ②沿岸海域の栄養塩管理技術の開発等（農林水産省）及び開発された技術の普及・啓蒙等（農林水産省）〈前半は平成 26 年度まで。後半は平成 27 から平成 29 年度まで。それ以降も更なる取組に取り組む。〉
- ③水産業・漁村の多面的機能の発揮（農林水産省）〈平成 29 年度まで。それ以降も更なる取組に取り組む。〉

第2部 1(3) 水産資源の開発及び利用(3/3)



(11) 12 頁 「(ア) 生物多様性確保等のための取組」及び「(イ) 生物多様性の保全上重要な海域の抽出等」の工程表

関連する具体の取組：

- ①重要生態系監視地域のモニタリング推進事業（環境省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉
- ②生物多様性の保全上重要な海域の抽出（環境省）、ギャップ分析（環境省）、及び保全管理措置の検討、海洋保護区の設定等（環境省等）〈最初の取組は平成 25 年度まで、二段目の取組は平成 26 年度、最後の取組は平成 27 年度から平成 29 年度まで及びそれ以降も取り組む。〉



(12) 13頁 「海洋保護区の設定の適切な推進及び管理の充実」の工程表

関連する具体の取組：

- ①国立・国定公園等の指定に向けた調査及び調整・指定作業（環境省）〈前半は平成 29 年度まで、後半は平成 31 年度まで。それ以降は、沿岸域及び海域の 10%の適切な保全・管理を達成に取り組む。〉
- ②国立・国定公園の海域適正管理体制の構築（環境省）及び国立・国定公園の海域の適正管理体制の強化、管理のための事業実施（環境省）〈前半は平成 25 年度まで、後半は平成 26 年度から平成 30 年度まで。それ以降は、沿岸域及び海域の 10%の適切な保全・管理を達成に取り組む。〉

第2部 2(1)生物多様性の確保等のための取組(2/2)

(ウ)海洋保護区の設定の適切な推進及び管理の充実

海洋基本計画での記述

- 海洋保護区を、海洋生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的とした手法の一つとして、平成32年までに沿岸域及び海域の10%を適切に保全・管理することを目標に、関係府省連携の下、その管理の充実を図るとともに、海洋保護区の設定を適切に推進する。
- 海洋保護区を資源の保存管理の手法の一つとして、その設定や管理の充実を推進し、海洋の生態系及び生物多様性の保全と漁業の持続的な発展の両立を図る。
- 持続可能な利用を目的とした我が国の海洋保護区の在り方について、日本型海洋保護区として国内外への理解の醸成を図る。
- 国立・国定公園への指定、拡張を進めるとともに、優れた海中・海上の景観を有する国立・国定公園の海域については、海域公園地区として指定する。



(13) 15頁 環境負荷の低減のための取組における「沿岸域等における取組」の工程表
 関連する具体の取組：

- ①全国海の再生プロジェクトの推進（国土交通省、環境省等）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉
- ②海洋汚染調査の推進（国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉
- ③海岸景観及び生物の生息・生育環境等の保全に配慮した海岸保全施設の整備（農林水産省、国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉
- ④河川を通じて海域に流入するごみ等の削減を推進（国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉
- ⑤下水道等処理施設の整備や高度処理の導入（国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉

第2部 2(2)環境負荷の低減のための取組(2/4)

(イ)沿岸域等における取組

海洋基本計画での記述

- 広域的な閉鎖性水域である東京湾、伊勢湾、瀬戸内海等において、第7次水質総量削減(平成26年度)及び次期総量削減目標達成に向けた取組を実施し、水質総量削減を進めるとともに、汚濁負荷削減対策、環境改善対策、環境モニタリング等を実施し「全国海の再生プロジェクト」を推進する。
- 災害からの海岸の防護に加え、海辺へのアクセスの確保等利用者の利便性、優れた海岸景観や生物の生息・生育環境等の保全に十分配慮した上で、海岸保全施設等の整備に取り組む。
- 河川を通じて海域に流入するごみ等の削減を推進するため、いわゆるポイ捨てを含む不法投棄の防止や河川美化等の取組を強化する。
- 陸域から流入する汚濁負荷を削減するため、下水道等汚水処理施設の整備や高度処理の導入を進める。

| 事項 | H24 (2012) | 11次 (2013) | 12次 (2014) | 13次 (2015) | 14次 (2016) | 15次 (2017) | H30 (2018) | H31 (2019) | H32 (2020) | |
|------------|--|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|
| 沿岸域等における取組 | 全国海の再生プロジェクトの推進(国土交通省、環境省等) | | | | | | | | | |
| | 海洋汚染調査の推進(国土交通省) | | | | | | | | | |
| | 海岸景観および生物の生息・生育環境等の保全に配慮した海岸保全施設の整備 (農林水産省、国土交通省) | | | | | | | | | |
| | 河川を通じて海域に流入するごみ等の削減を推進(国土交通省) | | | | | | | | | |
| | 下水道等汚水処理施設の整備や高度処理の導入(国土交通省) | | | | | | | | | |

15

(14) 32 頁 「海洋由来の自然災害への対策」の工程表

関連する具体の取組：

- ①海岸保全施設等の整備、津波ハザードマップの作成支援（農林水産省、国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉
- ②港内における船舶等の津波対策のための津波防災情報図の整備・更新（国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉
- ③各港における津波対策の見直し（国土交通省）及び各港における津波対策等の不断の見直し及び適切な運用（国土交通省）〈前半は平成 26 年度まで、後半は平成 27 年度から平成 29 年度まで及びそれ以降も取り組む。〉
- ④海岸堤防等の耐震化、水門等の自動化・遠隔操作化（農林水産省、国土交通省）、海岸保全施設等の整備を推進、侵食対策を実施、老朽化対策調査を実施（維持管理・更新）（農林水産省、国土交通省）、及び施設の効果が粘り強く発揮できるような海岸堤防の整備（農林水産省、国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉
- ⑤耐震強化岸壁を核とする港湾の防災拠点の形成（国土交通省）、発生頻度の高い津波を超える津波を想定した防護水準の確保の検討（国土交通省）、及び施設の効果が粘り強く発揮できるような防波堤の整備（国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉

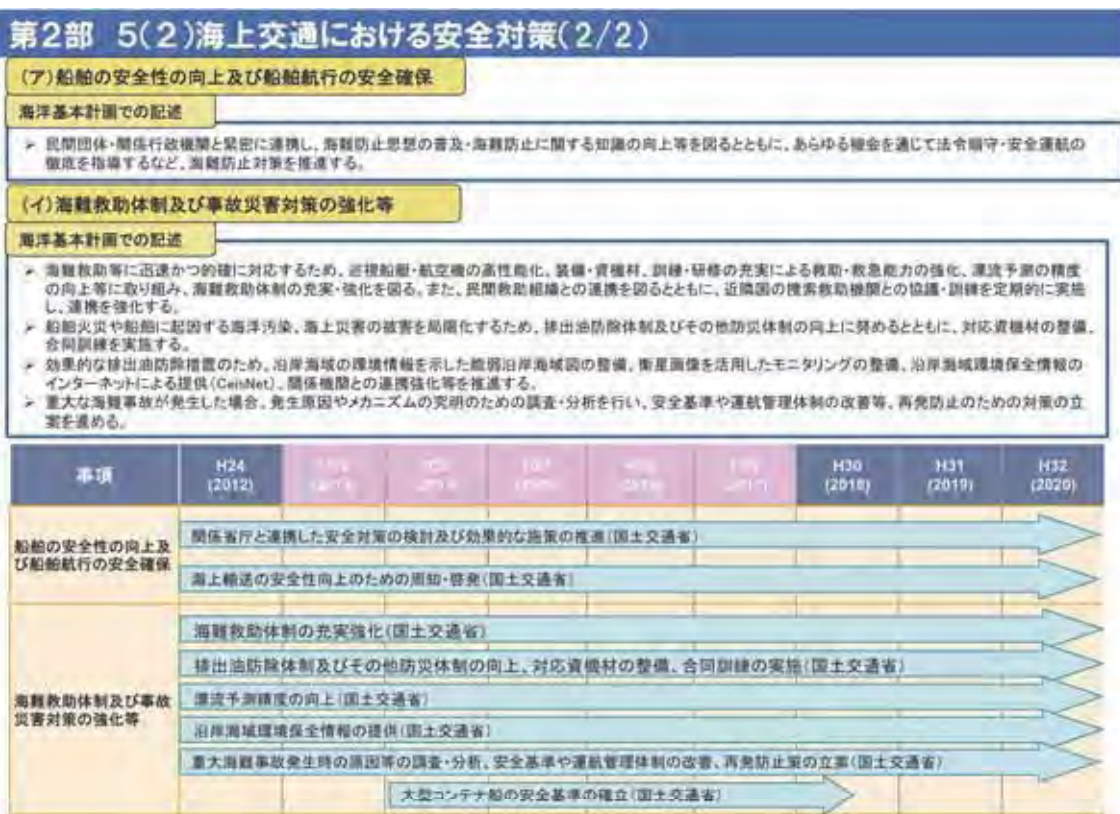
第2部 5(3)海洋由来の自然災害への対策(1/2)



(15) 33頁 「海洋由来の自然災害への対策」の工程表

関連する具体の取組：

- ①大規模地震・津波に対する港湾の事前防災・減災対策の推進（国土交通省）、及び基幹的広域防災の拠点の管理等（国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉
- ②コンビナート港湾の強靱化の推進（国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉
- ③沿岸波浪計・潮位計等による観測、地域特性を踏まえた高潮・波浪モデル等予測技術の改良、沿岸防災情報の提供等（国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉



(16) 36 頁 「海洋調査の着実な推進」の工程表

関連する具体の取組：港内における船舶等の津波対策のための津波防災情報図の整備・更新（国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉



(17) 73 頁 「海洋の治安対策・航行安全確保」の工程表

関連する具体の取組：港湾保安に関する能力向上支援、共同訓練等を逐次実施（国土交通省）〈計画期間を通じて、またそれ以降も〉

| 第2部 11(3) 海洋に関する国際協力(2/3) | | | | | | | | | |
|---|---|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| (ウ) 海洋の治安対策・航行安全確保 | | | | | | | | | |
| 海洋基本計画での記述 | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> マラッカ・シンガポール海峡協力メカニズムの下で実施されるプロジェクトのうち、航行援助施設の整備に関する協力や、航行援助施設の維持管理に係る人材育成を推進するとともに、同海峡における航行安全・環境保全対策の充実が図られるよう、利用国、利用者等に幅広く参加を働きかける。 アジア人船員養成プログラム等を通じた諸外国における船員の資質向上に貢献する。また、世界海事大学等を通じて、諸外国における海事関係者の資質向上に貢献する。 港湾保安に関する国際連携を強化するため、能力向上支援、共同訓練の実施等を推進する。 関係国の海賊への対応能力向上に向けた支援を実施するとともに、アジア各国の海上保安機関等と密輸・密航取締り、テロ対策等について連携・協力を推進する。 | | | | | | | | | |
| 事項 | H24 (2012) | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) | H31 (2019) | H32 (2020) |
| 海洋の治安対策・航行安全確保 | | | | | | | | | |
| | マラッカ・シンガポール海峡における灯浮標等の航行援助施設について調査(国土交通省) | | | | | | | | |
| | 沿岸三カ国(マレーシア、シンガポール、インドネシア)の政府担当者を対象に人材育成(国土交通省) | | | | | | | | |
| | 「アジア人船員養成プログラム」等を通じた諸外国における船員の資質向上に貢献(国土交通省) | | | | | | | | |
| | 世界海事大学等を通じて、諸外国における海事関係者の資質向上に貢献(国土交通省) | | | | | | | | |
| | 港湾保安に関する能力向上支援、共同訓練等を逐次実施(国土交通省) | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | 海賊対策・密輸・密航・テロ対策等の連携・推進(国土交通省) | | | | | | | | |

2. 「平成 27 年度海洋関連予算（概算要求）」

【直接言及する部分】

(1) 3 頁 「9. 沿岸域の総合的管理」

- 漂流・漂着・海底ゴミに係る削減方針総合検討事業
32 億円（平成 26 年度予算：0.8 億円）（環境省）
- 三陸復興国立公園再編成等推進事業
7 億円の内数（平成 26 年度予算：5 億円の内数）（環境省）

9. 沿岸域の総合的管理

- 漂流・漂着・海底ゴミに係る削減方針総合検討事業
32億円(H26予算:0.8億円) (環境省)
- 三陸復興国立公園再編成等推進事業
7億円の内数(H26予算:5億円の内数) (環境省)

(2) 10 頁 「9. 沿岸域の総合的管理」

- 漂流・漂着・海底ゴミに係る削減方針総合検討事業
32 億円（平成 26 年度予算：0.8 億円）（環境省）

9. 沿岸域の総合的管理

【海洋基本計画】漂着ごみの全国的な分布状況や経年変化等を把握するためのモニタリング、主要漂着ごみの発生実態や流出状況等を追跡した原因究明調査等に取り組む

○漂流・漂着・海底ごみに係る削減方針総合検討事業(環境省) 32億円(0.8億円)
「海岸漂着物処理推進法」を適切に施行するため、また、漂流・海底ごみについても国会の附帯決議を踏まえ、漂流・漂着・海底ごみの状況把握、普及啓発、都道府県等に対する財政的支援を実施。

| | | |
|---------------------|--|---|
| (1) 漂着ごみ対策総合検討事業 | ①漂着ごみ状況把握事業 ・漂着ごみのモニタリング 等 ②漂着ごみ原因究明・発生抑制対策事業 ・主要ごみの発生実態調査(国内・海外) 等 ③漂着ごみ等生態系影響把握事業 ・日本沿岸における状況調査 等 | → 効果的な漂着ごみ対策に関する施策の立案 → 実効的な発生抑制対策の実施 → 実態を踏まえた適切な対策の検討 |
| (2) 漂流・海底ごみ対策総合検討事業 | ①沿岸・沖合域におけるごみの全国的・経年的な状況把握 ②日中韓三国間における情報共有 | → 実態を踏まえた適切な対策の検討 → 三国間での連携・協力の推進 |
| (3) 海岸漂着物等地域対策推進事業 | ・地方公共団体が実施する海岸漂着物等及び漂流・海底ごみの回収・処理事業に補助金交付 | |

以上

沿岸域の総合的管理に対する認識調査結果

1 アンケートの概要

1) 時期・対象

アンケートは以下の要領で実施した。なお、送付したアンケート調査票については本資料別紙（「沿岸域の総合的管理の認識に関するアンケート」調査票（回答・返送用紙））参照。

実施時期：平成 27 年 1 月 9 日(金)発送、同年 2 月 2 日（月）締め切り

調査対象：沿岸に位置する都道府県 39、

沿岸に位置する市町村 644（政令指定都市 16 含む）、

沿岸に位置する県漁連 39 および全国団体 2、

海洋関連産業界 70、

その他海洋関連機関 38 合計 832

※なお、本調査は海洋政策研究財団がアンケート調査票の配布、回収、解析の一部を一般社団法人海洋産業研究会に委託して実施したものである。

2) 回答総数/回答率

送付先機関数、回答返送機関数および回答返送総数を表 1 に示す。中には複数の回答を返送した機関が存在し、本アンケートでは 282 機関から 288 件の回答が得られた。その内訳は、都道府県 21 自治体から 25 件、政令指定都市 8 自治体から同数件、市町村 206 自治体から 207 件、県漁連等 4 団体から 5 件、海洋関連企業 33 社から同数件、その他 10 団体から同数件であった。

アンケート回答率においては、都道府県は 53.8%、政令指定都市は 50.0%、市町村は 32.8%、県漁連等は 9.8%、海洋関連企業は 47.1%、その他は 26.3%であった。

表 1 送付先機関数および回答機関数

| 対象 | 送付機関数 | 回答機関数 | 回答総数 | 回答率(%) |
|-----------|-------|-------|------|--------|
| 都道府県 | 39 | 21 | 25 | 53.8 |
| 政令指定都市 | 16 | 8 | 8 | 50.0 |
| 市町村 | 628 | 206 | 207 | 32.8 |
| 県漁連等 | 41 | 4 | 5 | 9.8 |
| 海洋関連産業企業 | 70 | 33 | 33 | 47.1 |
| その他海洋関連団体 | 38 | 10 | 10 | 26.3 |
| 合計 | 832 | 282 | 288 | 33.9 |

3) 地域別回答総数および回答率

次に表2の地域区分に従い、288件の回答を10地域に整理した。表3に整理した結果を示す。

各地域に整理した結果では、288件における各地域構成比は4.2～16.0%であった。九州が16.0%と最も比率が高く、次いで東北の11.5%、北海道の11.1%と続いた。一方、比率が低い地域は沖縄の4.2%、四国の4.5%であった。なお、地域「不明」については回答者を確認すると全て組織「海洋関連企業」であったため、後述の「3-2 アンケート各設問の結果」において、結果の図示は省略する。

表2 各地域の回答整理における地域区分

| 所属地域 | 対応都道府県 | 所属組織 | | | | | | 合計 | 構成比 |
|------|--------|------|--------|-----|----|--------|-----|-----|--------|
| | | 都道府県 | 政令指定都市 | 市町村 | 漁連 | 海洋関連企業 | その他 | | |
| 北海道 | 北海道 | 0 | 0 | 32 | 0 | 0 | 0 | 32 | 11.1% |
| 東北 | 青森県 | 4 | 1 | 26 | 0 | 0 | 2 | 33 | 11.5% |
| | 岩手県 | | | | | | | | |
| | 宮城県 | | | | | | | | |
| | 秋田県 | | | | | | | | |
| | 山形県 | | | | | | | | |
| 関東 | 福島県 | 2 | 3 | 21 | 0 | 0 | 0 | 26 | 9.0% |
| | 茨城県 | | | | | | | | |
| | 栃木県 | | | | | | | | |
| | 群馬県 | | | | | | | | |
| | 埼玉県 | | | | | | | | |
| | 千葉県 | | | | | | | | |
| | 東京都 | | | | | | | | |
| 神奈川県 | | | | | | | | | |
| 北陸 | 新潟県 | 2 | 0 | 14 | 1 | 0 | 3 | 20 | 6.9% |
| | 富山県 | | | | | | | | |
| | 石川県 | | | | | | | | |
| | 福井県 | | | | | | | | |
| 中部 | 山梨県 | 2 | 2 | 18 | 0 | 0 | 0 | 22 | 7.6% |
| | 長野県 | | | | | | | | |
| | 静岡県 | | | | | | | | |
| | 愛知県 | | | | | | | | |
| | 岐阜県 | | | | | | | | |
| 近畿 | 三重県 | 5 | 1 | 23 | 1 | 0 | 1 | 31 | 10.8% |
| | 滋賀県 | | | | | | | | |
| | 京都府 | | | | | | | | |
| | 大阪府 | | | | | | | | |
| | 兵庫県 | | | | | | | | |
| | 奈良県 | | | | | | | | |
| | 和歌山県 | | | | | | | | |
| 中国 | 鳥取県 | 2 | 0 | 14 | 0 | 0 | 4 | 20 | 6.9% |
| | 島根県 | | | | | | | | |
| | 岡山県 | | | | | | | | |
| | 広島県 | | | | | | | | |
| | 山口県 | | | | | | | | |
| 四国 | 徳島県 | 2 | 0 | 11 | 0 | 0 | 0 | 13 | 4.5% |
| | 香川県 | | | | | | | | |
| | 愛媛県 | | | | | | | | |
| | 高知県 | | | | | | | | |
| 九州 | 福岡県 | 5 | 1 | 39 | 1 | 0 | 0 | 46 | 16.0% |
| | 佐賀県 | | | | | | | | |
| | 長崎県 | | | | | | | | |
| | 熊本県 | | | | | | | | |
| | 大分県 | | | | | | | | |
| | 宮崎県 | | | | | | | | |
| | 鹿児島県 | | | | | | | | |
| 沖縄 | 沖縄県 | 1 | 0 | 9 | 2 | 0 | 0 | 12 | 4.2% |
| 不明 | 全国規模 | 0 | 0 | 0 | 0 | 33 | 0 | 33 | 11.5% |
| 合計 | | 25 | 8 | 207 | 5 | 33 | 10 | 288 | 100.0% |

4) 地方自治体における回答者の所属部署

地方自治体（都道府県、政令指定都市、市町村）においては、その業務内容は部署によって異なり、その業種は多岐に渡ると考えられる。そこで、集計したアンケートの内、地方自治体からの 240 件について、記入されている『回答者所属部署』から判断して、①建設、②港湾、③河川・海岸、④農林・水産、⑤環境・都市整備、⑥振興、⑦企画・総務、⑧その他、⑨不明の 9 つの項目に分類し、その内訳を表 3 に整理した。

企画・総務の部署に所属していると想定される回答者が 40.0%、次いで農林・水産が 19.2%であった。

表 3 地方自治体の回答者所属部署内訳

| 所属部署項目 | 都道府県 | 政令指定都市 | 市町村 | 合計 | 構成比(%) |
|---------|------|--------|-----|-----|--------|
| 建設 | 0 | 0 | 21 | 21 | 8.8% |
| 港湾 | 2 | 0 | 8 | 10 | 4.2% |
| 河川・海岸 | 2 | 0 | 4 | 6 | 2.5% |
| 農林・水産 | 1 | 0 | 45 | 46 | 19.2% |
| 環境・都市整備 | 2 | 3 | 11 | 16 | 6.7% |
| 振興 | 0 | 0 | 17 | 17 | 7.1% |
| 企画・総務 | 14 | 4 | 78 | 96 | 40.0% |
| その他 | 4 | 1 | 22 | 27 | 11.3% |
| 不明 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0.4% |
| 合計 | 25 | 8 | 207 | 240 | 100.0% |

2 アンケート各設問の結果

回収したアンケート回答を対象として、Q1～Q21 の各設問に対する回答を整理し集計表を作成して分析を行った。さらに、表 1 で分類した組織別および表 2 で分類した地域別に集計、分析を行った。なお、各設問における n は回答対象数を示す。

1) Q1：海洋基本法についての認知度

①全体の結果

Q1 における全体の回答結果を、表 Q1-1、図 Q1-1 に示す。

「海洋基本法」については、「よく知っている」が 13.2%、「少しは知っている」が 16.3%であった。一方、「聞いたことはあるがよく知らない」が 33.7%、「知らなかった」が 36.5%、「未回答」が 0.3%であった。

全体として、「海洋基本法」の存在を認知している（選択肢の項目における「よく知っている」、「少しは知っている」、「聞いたことはあるがよく知らない」に該当）という回答が 6 割を超えるという結果であった。しかしながら、内容について認知している（選択肢の項目における「よく知っている」、「少しは知っている」に該当）という回答は 3 割程度であった。

表 Q1-1 海洋基本法の認知度（全体）

| Q1 選択肢の項目 | 件数 | 構成比 |
|-----------------|-----|--------|
| よく知っている | 38 | 13.2% |
| 少しは知っている | 47 | 16.3% |
| 聞いたことはあるがよく知らない | 97 | 33.7% |
| 知らなかった | 105 | 36.5% |
| 未回答 | 1 | 0.3% |
| 合計 | 288 | 100.0% |

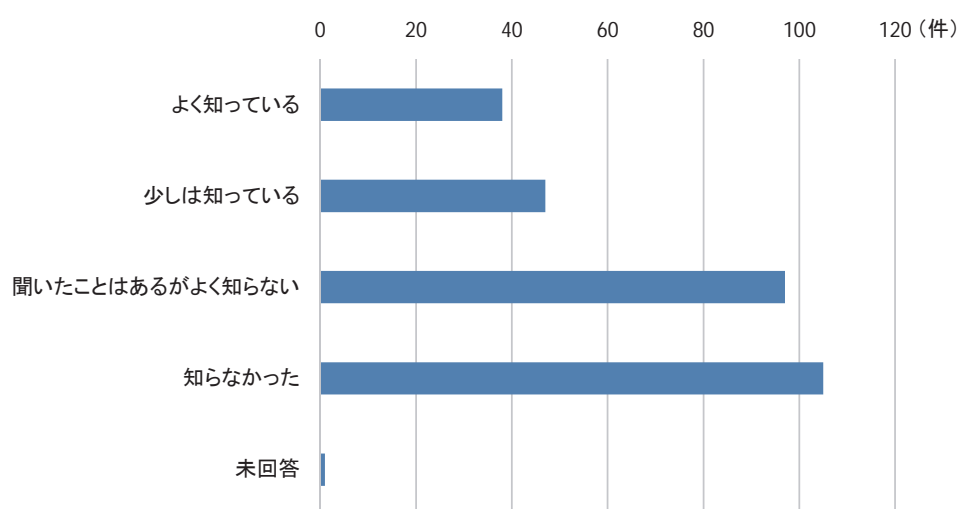


図 Q1-1 海洋基本法の認知度（全体）

2) Q2-1：海洋基本計画についての認知度

①全体の結果

Q2-1における全体の回答結果を、表 Q2-1-1、図 Q2-1-1 に示す。

「海洋基本計画」については、「よく知っている」が 10.8%、「少しは知っている」が 14.6%であった。一方、「聞いたことはあるがよく知らない」が 28.8%、「知らなかった」が 45.1%、「未回答」が 0.7%であった。

全体として、「海洋基本計画」の存在を認知している（「よく知っている」、「少しは知っている」、「聞いたことはあるがよく知らない」）という回答が過半数であったが、Q1 で調査した「海洋基本法」と比較すると、「海洋基本計画」の存在認知の割合は 1 割程度下がるという結果であった。

表 Q2-1-1 海洋基本計画についての認知度（全体）

| Q2-1 選択肢の項目 | 件数 | 構成比 |
|-----------------|-----|--------|
| よく知っている | 31 | 10.8% |
| 少しは知っている | 42 | 14.6% |
| 聞いたことはあるがよく知らない | 83 | 28.8% |
| 知らなかった | 130 | 45.1% |
| 未回答 | 2 | 0.7% |
| 合計 | 288 | 100.0% |

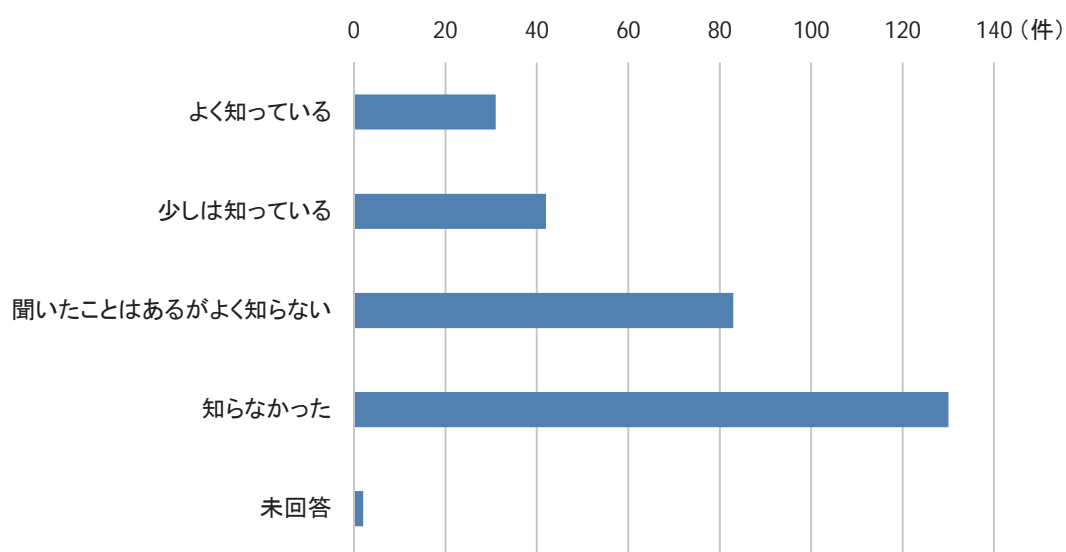


図 Q2-1-1 海洋基本計画についての認知度（全体）

3) Q2-2：海洋基本計画の改定についての認知度

①全体の結果

Q2-2 における全体の回答結果を、表 Q2-2-1、図 Q2-2-1 に示す。

「海洋基本計画の改定」については、「よく知っている」が 10.1%、「少しは知っている」が 15.3%であった。一方、「聞いたことはあるがよく知らない」が 21.2%、「知らなかった」が 52.8%、「未回答」が 0.7%であった。

「海洋基本計画の改定」が行われた事実を認知していない（選択肢項目「知らなかった」に該当）という回答が過半数であった。

表 Q2-2-1 海洋基本計画の改定についての認知度（全体）

| Q2-2 選択肢の項目 | 件数 | 構成比 |
|-----------------|-----|--------|
| よく知っている | 29 | 10.1% |
| 少しは知っている | 44 | 15.3% |
| 聞いたことはあるがよく知らない | 61 | 21.2% |
| 知らなかった | 152 | 52.8% |
| 未回答 | 2 | 0.7% |
| 合計 | 288 | 100.0% |

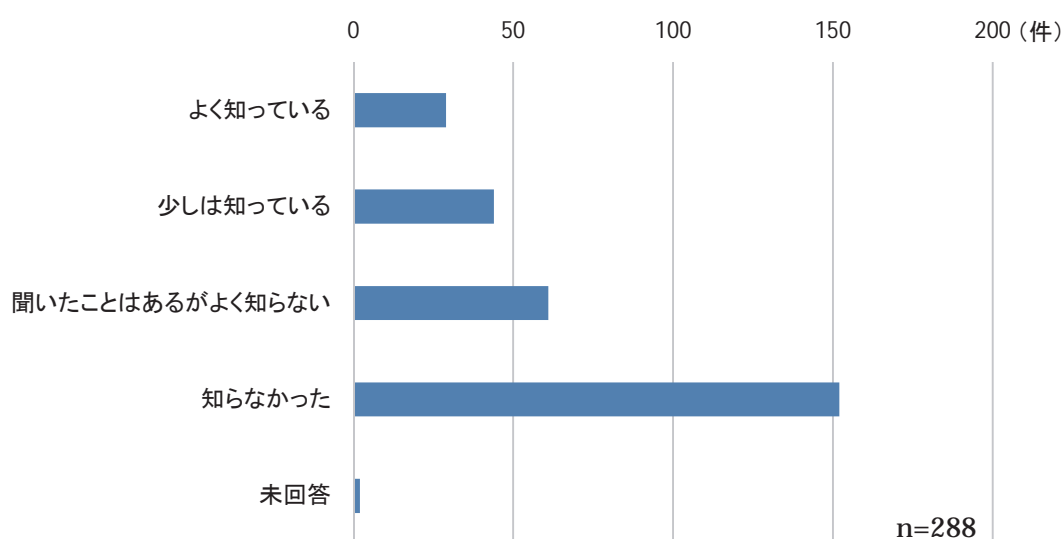


図 Q2-2-1 海洋基本計画の改定についての認知度（全体）

4) Q3：海洋基本法の責務条項についての認知度

①全体の結果

Q3における全体の回答結果を、表 Q3-1、図 Q3-1 に示す。

「海洋基本法の責務条項」については、「よく知っている」が 6.3%、「少しは知っている」が 14.9%であった。一方、「聞いたことはあるがよく知らない」が 17.7%、「知らなかった」が 60.8%、「未回答」が 0.3%であった。

「海洋基本法の責務条項」についてその存在すら認知していない（選択肢項目「知らなかった」に該当）という回答が 6 割以上であった。

表 Q3-1 海洋基本法の責務条項についての認知度（全体）

| Q3 選択肢の項目 | 件数 | 構成比 |
|-----------------|-----|--------|
| よく知っている | 18 | 6.3% |
| 少しは知っている | 43 | 14.9% |
| 聞いたことはあるがよく知らない | 51 | 17.7% |
| 知らなかった | 175 | 60.8% |
| 未回答 | 1 | 0.3% |
| 合計 | 288 | 100.0% |

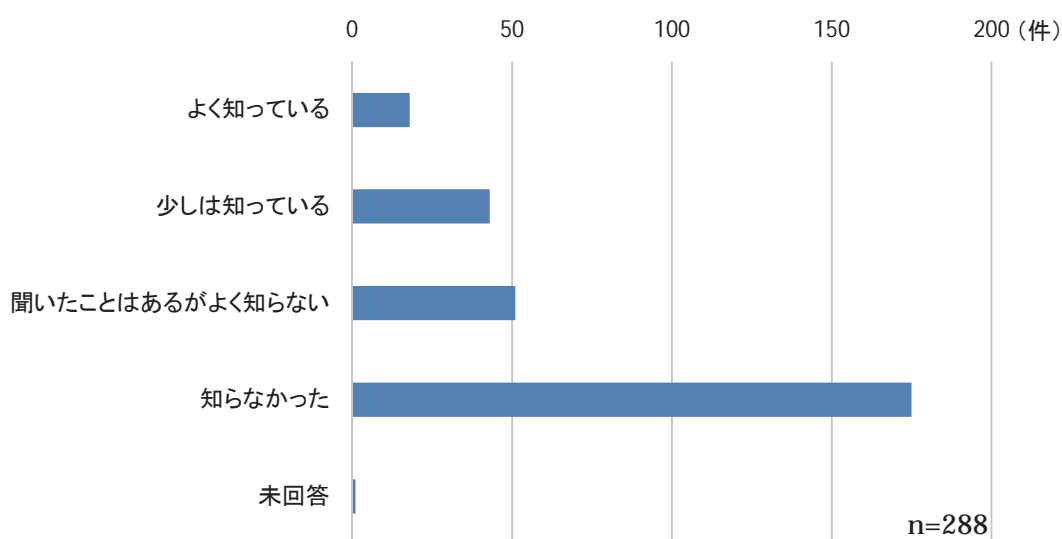


図 Q3-1 海洋基本法の責務条項についての認知度（全体）

5) Q4 : 「沿岸の総合的管理」の認知度

①全体の結果

Q4における全体の回答結果を、表 Q4-1、図 Q4-1 に示す。

「沿岸の総合的管理」については、「よく知っている」が 6.3%、「少しは知っている」が 18.1%であった。一方、「聞いたことはあるがよく知らない」が 16.7%、「知らなかった」が 58.7%、「未回答」が 0.3%であった。

「沿岸の総合的管理」という言葉を「知らなかった」という回答が過半数であり、「沿岸の総合的管理」という言葉の存在さえ、十分に認知されていない可能性が示唆された。

表 Q4-1 「沿岸の総合的管理」の認知度（全体）

| Q4 選択肢の項目 | 件数 | 構成比 |
|-----------------|-----|--------|
| よく知っている | 18 | 6.3% |
| 少しは知っている | 52 | 18.1% |
| 聞いたことはあるがよく知らない | 48 | 16.7% |
| 知らなかった | 169 | 58.7% |
| 未回答 | 1 | 0.3% |
| 合計 | 288 | 100.0% |

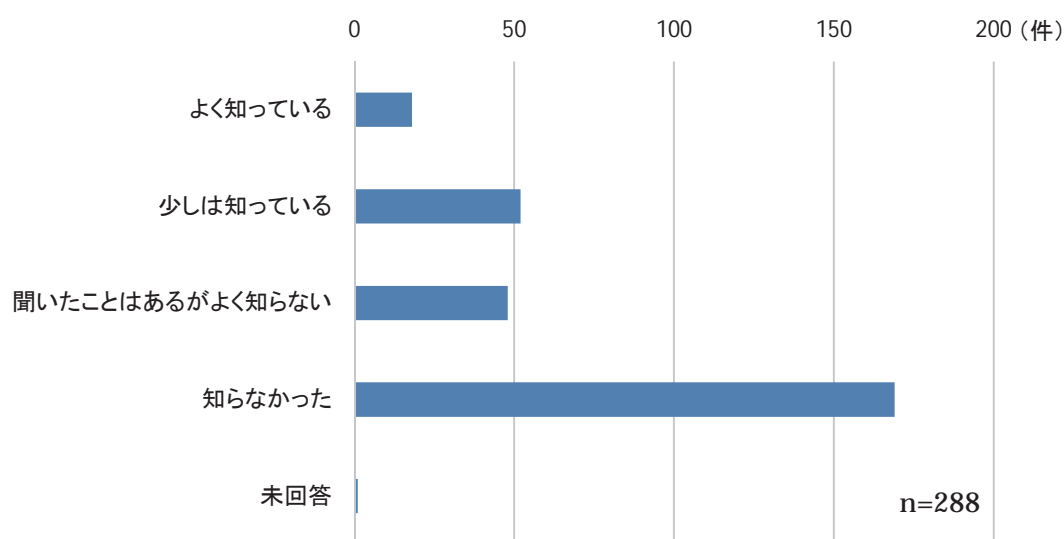


図 Q4-1 「沿岸の総合的管理」の認知度（全体）

6) Q5：改定海洋基本計画の地方支援の認知度

①全体の結果

Q5 における全体の回答結果を、表 Q5-1、図 Q5-1 に示す。

「改定海洋基本計画の地方支援」については、「よく知っている」が 4.2%、「少しは知っている」が 10.8%であった。一方、「聞いたことはあるがよく知らない」が 19.4%、「知らなかった」が 65.3%、「未回答」が 0.3%であった。

「改定海洋基本計画の地方支援」の存在自体を認知していない（選択肢項目「知らなかった」に該当）という回答が 6 割以上であった。

表 Q5-1 改定海洋基本計画の地方支援の認知度（全体）

| Q5 選択肢の項目 | 件数 | 構成比 |
|-----------------|-----|--------|
| よく知っている | 12 | 4.2% |
| 少しは知っている | 31 | 10.8% |
| 聞いたことはあるがよく知らない | 56 | 19.4% |
| 知らなかった | 188 | 65.3% |
| 未回答 | 1 | 0.3% |
| 合計 | 288 | 100.0% |

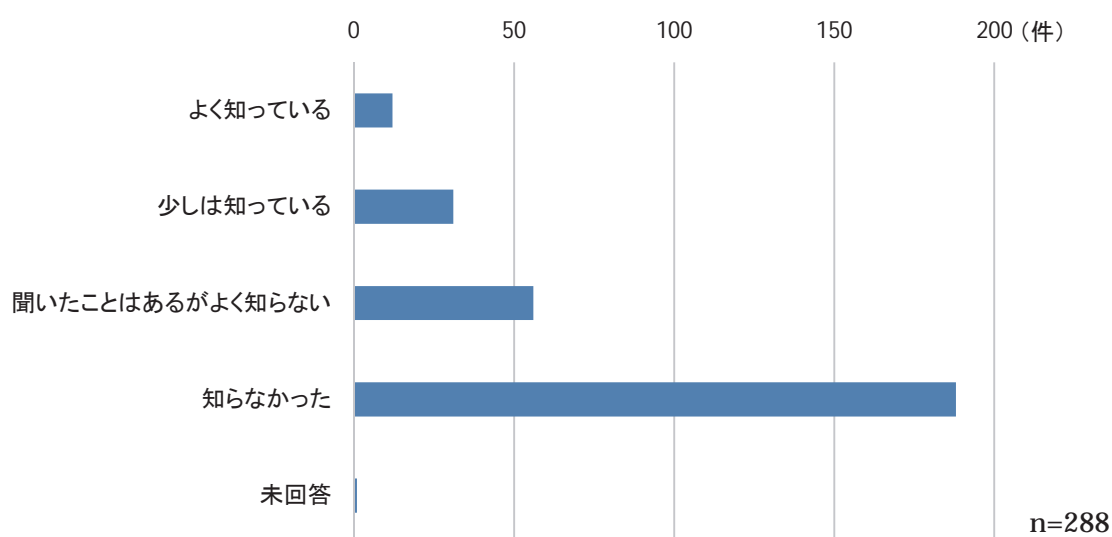


表 Q5-1 改定海洋基本計画の地方支援の認知度（全体）

7) Q6：改定海洋基本計画における地方支援の利用について

①全体の結果

上記 Q5 において、「よく知っている」、「少しは知っている」と回答した 43 件について、海洋基本計画における地方支援の利用について Q6 で質問した。Q6 における全体の回答結果を、表 Q6-1、図 Q6-1 に示す。

Q6 については、上述した Q5 にて「よく知っている」、「少しは知っている」と回答したアンケート 43 件を対象として質問を行った。

本アンケートにおける「改定海洋基本計画の地方支援の利用」についての回答構成比は、「検討して講じたいと思う」が 27.9%、「検討はしたいが、講じるまでいかない」が 2.3%、「検討はしたいが、わからない」が 4.7%、「検討する予定はない」が 23.3%、「対応の方針が決まっていない」が 37.2%、「未回答」が 4.7%であった。

表 Q6-1 改定海洋基本計画における地方支援の利用について（全体）

| Q6 選択肢の項目 | 件数 | 構成比 |
|-------------------|----|--------|
| 検討して講じたいと思う | 12 | 27.9% |
| 検討はしたいが、講じるまでいかない | 1 | 2.3% |
| 検討はしたいが、わからない | 2 | 4.7% |
| 検討する予定はない | 10 | 23.3% |
| 対応の方針が決まっていない | 16 | 37.2% |
| 未回答 | 2 | 4.7% |
| 合計 | 43 | 100.0% |

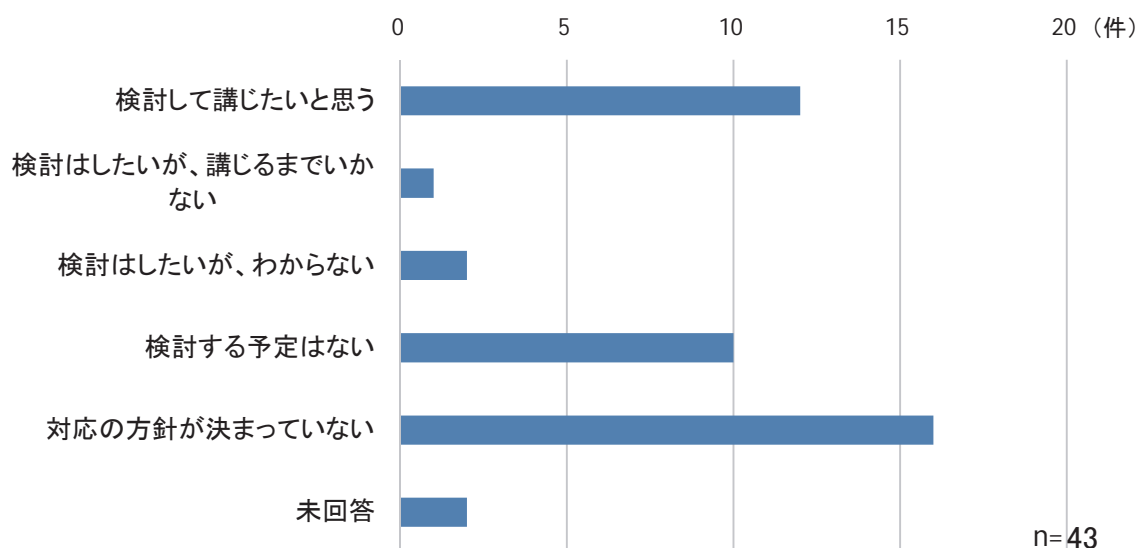


図 Q6-1 改定海洋基本計画における地方支援の利用について（全体）

8) Q7：沿岸域の開発・利用・保全に関する現在および今後の重要度の認識

8)-1 現在の重要度

①全体の結果

本設問は、選択肢の中から重要度の高いものを上位 5 位まで順位付けするものである。回答には未回答、複数回答等の無効回答も存在したため、288 件の回答のうち、28 件を除いた 260 件の回答についての集計・分析を行った。集計および分析結果を表 Q7-1、図 Q7-1 に示す。

最も回答として選択された数が多かったのは、「安全防災」（219 件）、次いで「水産・漁業振興」（218 件）、3 番目が「環境保全」（184 件）、4 番目が「観光」（156 件）、5 番目が「海上輸送と港湾物流の発展」（107 件）であった。

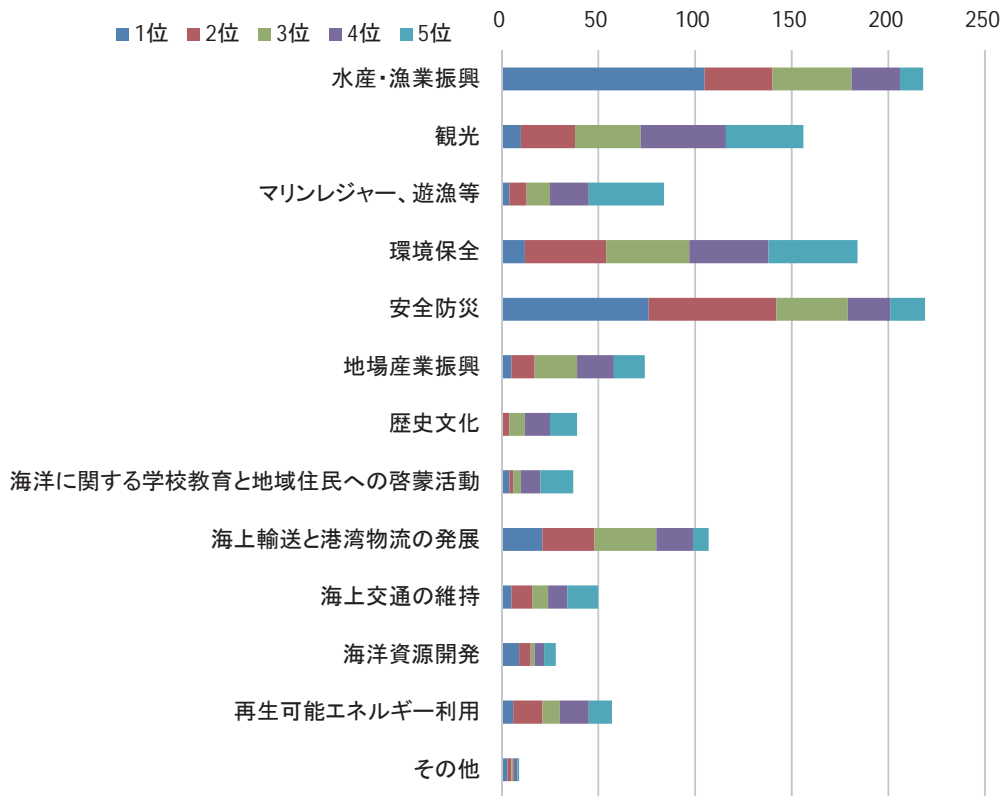
また、上記結果において、順位にウェイト付けを行い得点化して比較を行った。その場合のウェイト付けは、1位=5点、2位=4点、3位=3点、4位=2点、5位=1点とした。比較結果を表 Q7-2、図 Q7-2 に示す。

最もポイントが高かったのは「水産・漁業振興」(850ポイント)、次いで「安全防災」(817ポイント)、3番目が「環境保全」(485ポイント)、4番目が「観光」(392ポイント)、5番目が「海上輸送と港湾物流の発展」(355ポイント)であった。

表 Q7-1 現在の重要度 (全体)

| Q7 選択肢の項目 | 重要度の順位別回答数 | | | | | |
|-----------------------|------------|----|----|----|----|-----|
| | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | 合計 |
| 水産・漁業振興 | 105 | 35 | 41 | 25 | 12 | 218 |
| 観光 | 10 | 28 | 34 | 44 | 40 | 156 |
| マリンレジャー、遊漁等 | 4 | 9 | 12 | 20 | 39 | 84 |
| 環境保全 | 12 | 42 | 43 | 41 | 46 | 184 |
| 安全防災 | 76 | 66 | 37 | 22 | 18 | 219 |
| 地場産業振興 | 5 | 12 | 22 | 19 | 16 | 74 |
| 歴史文化 | 0 | 4 | 8 | 13 | 14 | 39 |
| 海洋に関する学校教育と地域住民への啓蒙活動 | 4 | 2 | 4 | 10 | 17 | 37 |
| 海上輸送と港湾物流の発展 | 21 | 27 | 32 | 19 | 8 | 107 |
| 海上交通の維持 | 5 | 11 | 8 | 10 | 16 | 50 |
| 海洋資源開発 | 9 | 6 | 2 | 5 | 6 | 28 |
| 再生可能エネルギー利用 | 6 | 15 | 9 | 15 | 12 | 57 |
| その他 | 3 | 2 | 1 | 2 | 1 | 9 |

(件)



n=260

図 Q7-1 現在の重要度 (全体)

表 Q7-2 現在の重要度のポイント (全体)

| Q7 選択肢の項目 | ポイント |
|-----------------------|------|
| 水産・漁業振興 | 850 |
| 観光 | 392 |
| マリンレジャー、遊漁等 | 171 |
| 環境保全 | 485 |
| 安全防災 | 817 |
| 地場産業振興 | 193 |
| 歴史文化 | 80 |
| 海洋に関する学校教育と地域住民への啓蒙活動 | 77 |
| 海上輸送と港湾物流の発展 | 355 |
| 海上交通の維持 | 129 |
| 海洋資源開発 | 91 |
| 再生可能エネルギー利用 | 159 |
| その他 | 31 |

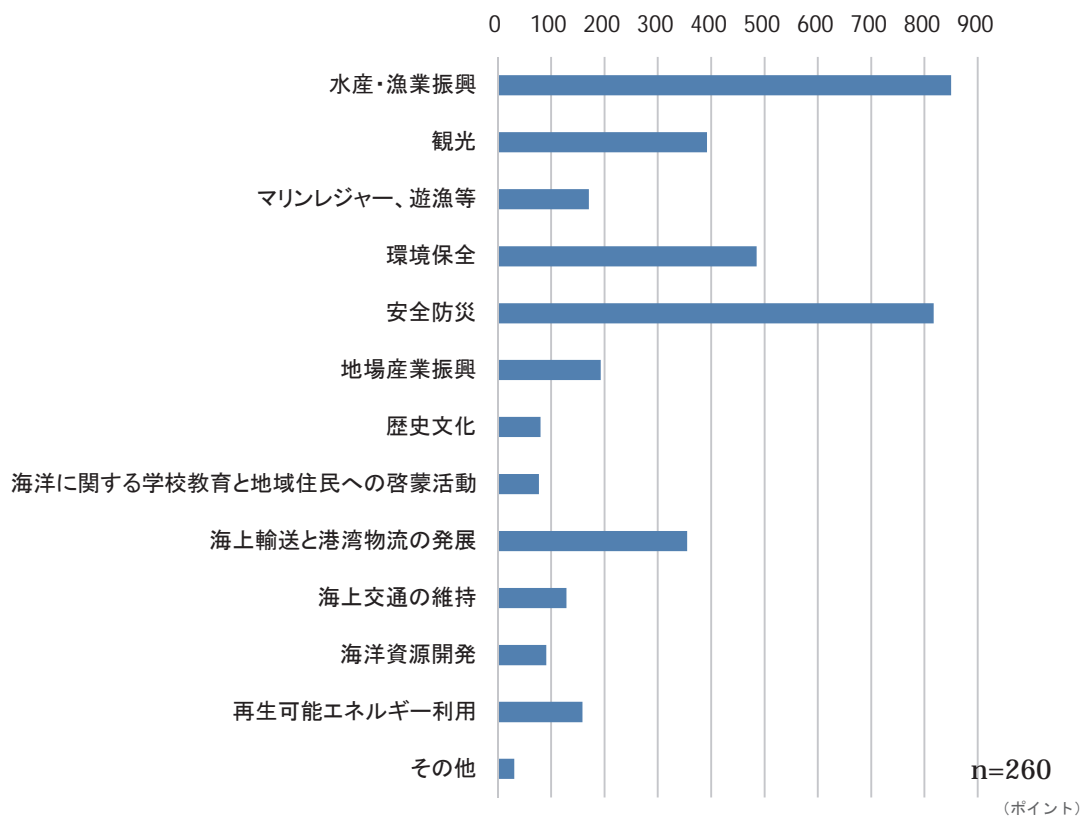


表 Q7-2 現在の重要度のポイント（全体）

8)-2 今後発展させたい分野

①全体の結果

本設問は、選択肢の中から重要度の高い選択肢から上位 5 位まで順位付けするものである。回答には未回答、複数回答するなどの無効回答も存在したため、288 件の回答のうち、32 件を除いた 256 件についての結果を表 Q7-35、図 Q7-35 に示す。

最も回答として選択された数が多かったのは、「安全防災」（183 件）、次いで「水産・漁業振興」（180 件）、3 番目が「環境保全」（160 件）、4 番目が「観光」（151 件）、5 番目が「海上輸送と港湾物流の発展」（95 件）であった。

また、上記結果において、順位にウェイト付けを行い得点化して比較を行った。その場合のウェイト付けは、1 位=5 点、2 位=4 点、3 位=3 点、4 位=2 点、5 位=1 点とした。比較結果を表 Q7-36、図 Q7-36 に示す。

最もポイントが高かったのは「水産・漁業振興」（713 ポイント）、次いで「安全防災」（652 ポイント）、3 番目が「環境保全」（410 ポイント）、4 番目が「観光」（407 ポイント）、5 番目が「海上輸送と港湾物流の発展」（320 ポイント）であった。

表 Q7-35 今後発展させたい分野（全体）

| Q7 選択肢の項目(全体) | 重要度の順位別回答数 | | | | | |
|-----------------------|------------|----|----|----|----|-----|
| | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | 合計 |
| 水産・漁業振興 | 90 | 30 | 35 | 13 | 12 | 180 |
| 観光 | 16 | 28 | 37 | 34 | 36 | 151 |
| マリンレジャー、遊漁等 | 5 | 14 | 10 | 28 | 29 | 86 |
| 環境保全 | 11 | 36 | 28 | 42 | 43 | 160 |
| 安全防災 | 59 | 45 | 38 | 22 | 19 | 183 |
| 地場産業振興 | 8 | 22 | 14 | 21 | 12 | 77 |
| 歴史文化 | 0 | 3 | 14 | 17 | 16 | 50 |
| 海洋に関する学校教育と地域住民への啓蒙活動 | 6 | 7 | 11 | 15 | 16 | 55 |
| 海上輸送と港湾物流の発展 | 19 | 29 | 23 | 16 | 8 | 95 |
| 海上交通の維持 | 3 | 9 | 8 | 7 | 17 | 44 |
| 海洋資源開発 | 11 | 9 | 8 | 7 | 14 | 49 |
| 再生可能エネルギー利用 | 21 | 17 | 16 | 15 | 16 | 85 |
| その他 | 3 | 2 | 1 | 2 | 0 | 8 |

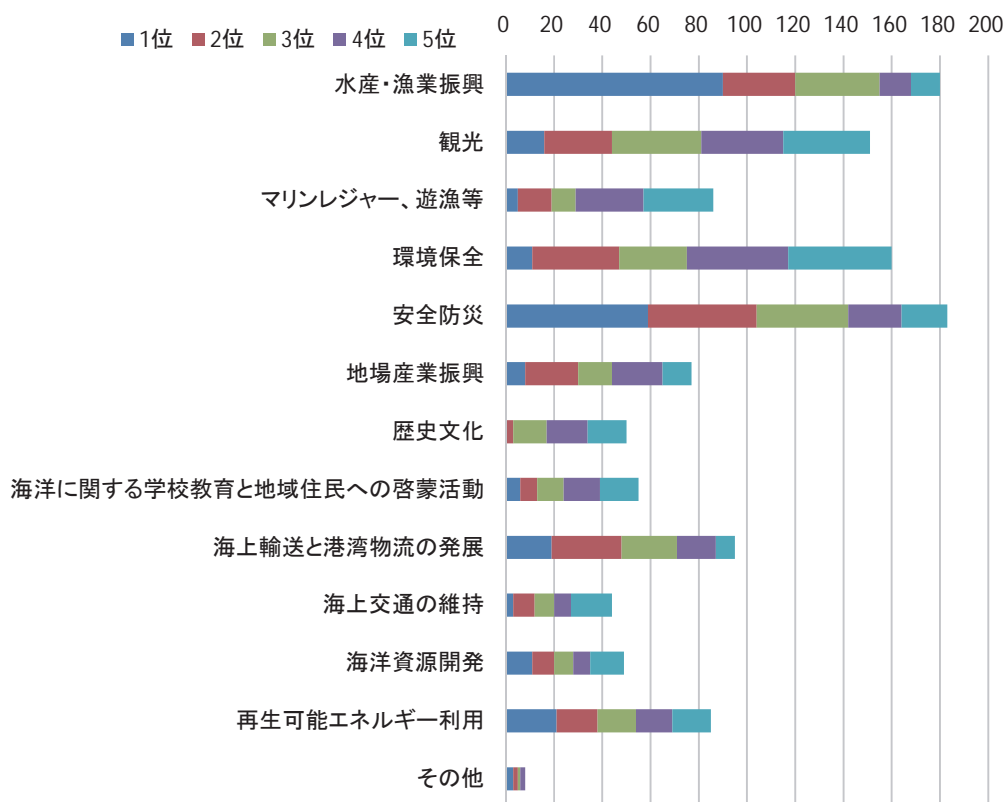


図 Q7-35 今後発展させたい分野（全体）

(件)

表 Q7-36 今後発展させたい分野のポイント（全体）

| Q7 選択肢の項目(全体) | ポイント |
|-----------------------|------|
| 水産・漁業振興 | 713 |
| 観光 | 407 |
| マリンレジャー、遊漁等 | 196 |
| 環境保全 | 410 |
| 安全防災 | 652 |
| 地場産業振興 | 224 |
| 歴史文化 | 104 |
| 海洋に関する学校教育と地域住民への啓蒙活動 | 137 |
| 海上輸送と港湾物流の発展 | 320 |
| 海上交通の維持 | 106 |
| 海洋資源開発 | 143 |
| 再生可能エネルギー利用 | 267 |
| その他 | 30 |

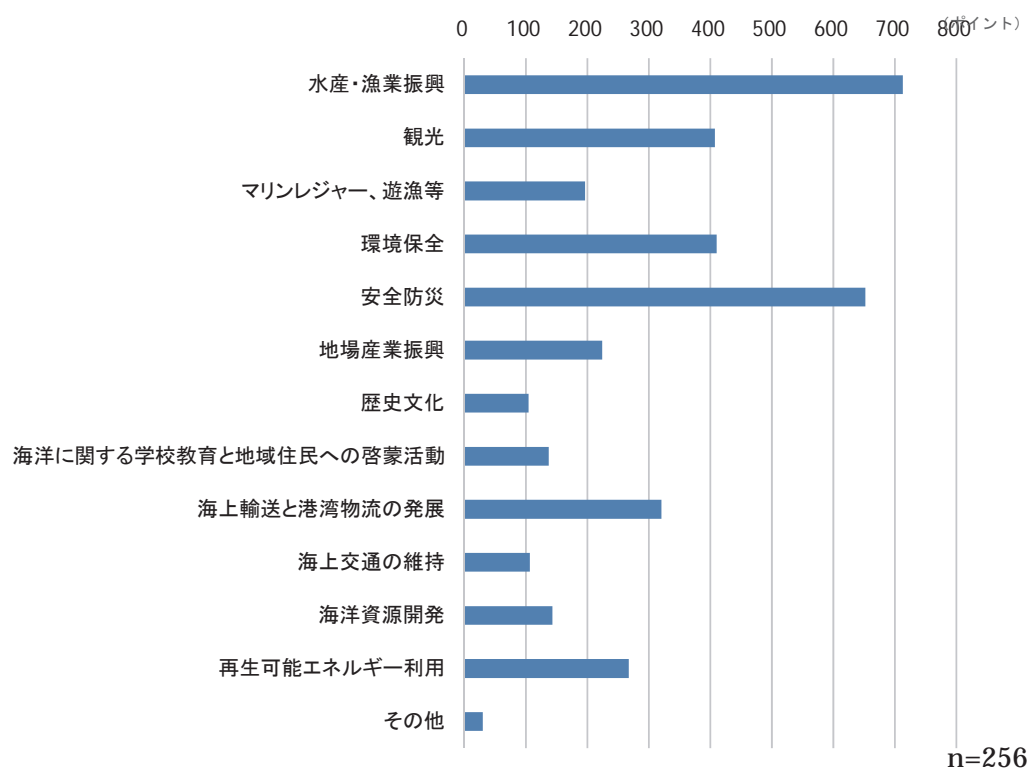


図 Q7-36 今後発展させたい分野のポイント（全体）

9) Q8：沿岸域の総合的管理の現在の取り組み

①全体の結果

Q8における全体の回答結果を、表 Q8-1、図 Q8-1 に示す。Q8 回答の項目における選択率は 8.0%～52.1%であった。選択率の上位 3 つは、「漂流・漂着ゴミ問題」(52.1%)、「地域経済の活性化」(51.7%)、「沿岸域の環境の向上・生物生息場の保全」(38.9%)であった。一方、最も選択率の低い項目は「その他」を除くと「海洋再生エネルギーの利用」(20.1%)であった。

表 Q8-1 沿岸域の総合的管理の現在の取り組み（全体）

| Q8 回答の項目 | 件数 | 選択率 |
|--------------------|-----|-------|
| 地域経済の活性化 | 149 | 51.7% |
| 海面利用に係わる利用調整 | 63 | 21.9% |
| 総合的な土砂管理や物質循環の管理 | 65 | 22.6% |
| 漂流・漂着ゴミ問題 | 150 | 52.1% |
| 沿岸域の環境の向上・生物生息場の保全 | 112 | 38.9% |
| 利用しやすい海岸作り | 103 | 35.8% |
| 海洋再生エネルギーの利用 | 58 | 20.1% |
| その他 | 23 | 8.0% |
| 回答母数(n) | | 288 |

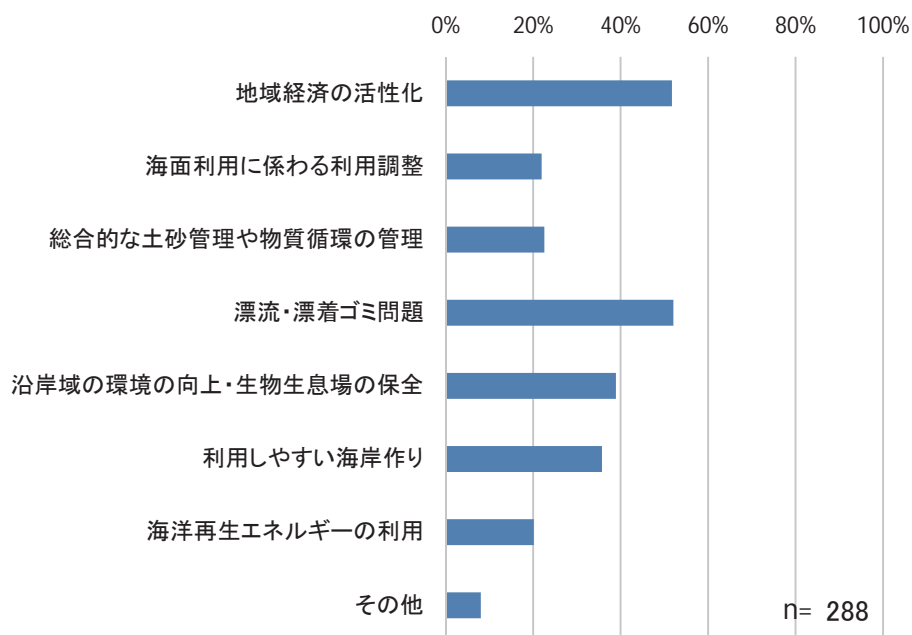


図 Q8-1 沿岸域の総合的管理の現在の取り組み（全体）

10) Q9：沿岸域の諸問題に対する取り組み

①全体の結果

Q9における全体の回答結果を、表 Q9-1、図 Q9-1 に示す。Q9 の回答の項目における選択率は 7.6%～37.5%と、全体的に低い傾向が見られた。選択率の上位 3 つは、「国（出先機関を含む）との協議、相談」(37.5%)、「沿岸域のビジョン、施策、計画等の策定、それへの協力」(27.4%)、「地域住民、利害関係者間の協議の場」(23.3%)であった。一方、最も選択率の低い項目は「地方公共団体の制度の整理、それへの協力」(7.6%)であった。

表 Q9-1 沿岸域の諸問題に対する取り組み（全体）

| Q9 回答の項目 | 件数 | 選択率 |
|---------------------------|-----|-------|
| 産学官民の二者以上との相互連携 | 46 | 16.0% |
| 地域住民、利害関係者間の協議の場 | 67 | 23.3% |
| 国(出先機関を含む)との協議、相談 | 108 | 37.5% |
| 沿岸域のビジョン、施策、計画等の策定、それへの協力 | 79 | 27.4% |
| 地方公共団体の制度の整理、それへの協力 | 22 | 7.6% |
| その他 | 36 | 12.5% |
| 回答母数(n) | | 288 |

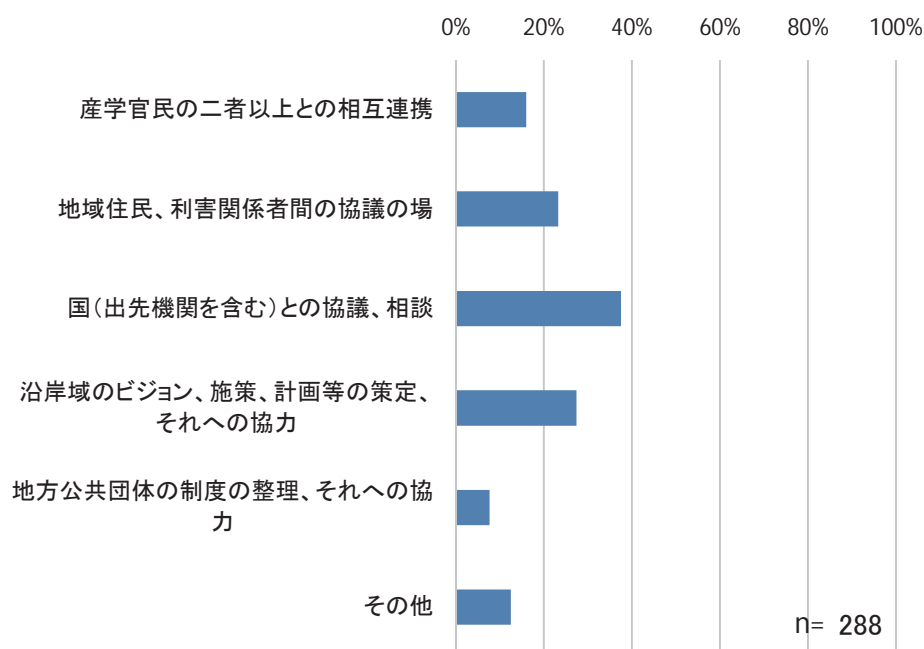


図 Q9-1 沿岸域の諸問題に対する取り組み（全体）

11) Q9-1：産学官連携について

上記 Q9 で『産学官民の二者以上との相互連携』と回答した 46 件を対象に、産学官の連携の具体的内容を質問した。うち、35 件の記述回答があり、その内訳は都道府県 5 件、政令指定都市 1 件、市町村 22 件、県漁連等 1 件、海洋関連企業 4 件、その他 2 件であった。(記述内容は割愛する)。

12) Q9-2：協議会の設置

上記 Q9 で『地域住民、利害関係者間の協議の場』と回答した 67 件を対象に、協議会等の設置、参加の具体的内容を質問した。うち、63 件の記述回答があり、その内訳は都道府県 10 件、政令指定都市 2 件、市町村 42 件、県漁連等 1 件、海洋関連企業 2 件、その他 4 件であった。(記述内容は割愛する)。

13) Q9-3：条例等の制定

上記 Q9 で『地方公共団体の制度の整理、それへの協力』と回答した 22 件を対象に、条例等の制定、利用調整ルール等の制定、自主管理ルール等の制定やそれへの協力の具体的内容を質問した。うち、19 件の記述回答があり、その内訳は都道府県 6 件、政令指定都市 1 件、市町村 11 件、県漁連等 1 件であった。(記述内容は割愛する)。

15) Q10：沿岸域の総合的管理推進における課題

①全体の結果

Q10 における全体の回答結果を、表 Q10-1、図 Q10-1 に示す。Q10 回答の項目における選択率は 6.6%～41.0%であった。選択率の上位 3 つは、「関連予算」(41.0%)、「利害関係者間の合意形成」(25.7%)、「縦割り行政の弊害」(19.4%)であった。一方、最も選択率の低い項目は「その他」を除くと「対象とする地理的範囲(地域)の調整」(6.6%)であった。

表 Q10-1 沿岸域の総合的管理推進における課題（全体）

| Q10 回答の項目 | 件数 | 選択率 |
|-------------------|-----|-------|
| 国の法律、方針 | 36 | 12.5% |
| 関連予算 | 118 | 41.0% |
| 対象とする地理的範囲(地域)の調整 | 19 | 6.6% |
| 縦割り行政の弊害 | 56 | 19.4% |
| 地域住民の協力 | 40 | 13.9% |
| 利害関係者間の合意形成 | 74 | 25.7% |
| 推進体制(人的資源の不足等) | 55 | 19.1% |
| 課題はない | 23 | 8.0% |
| その他 | 19 | 6.6% |
| 回答母数(n) | | 288 |

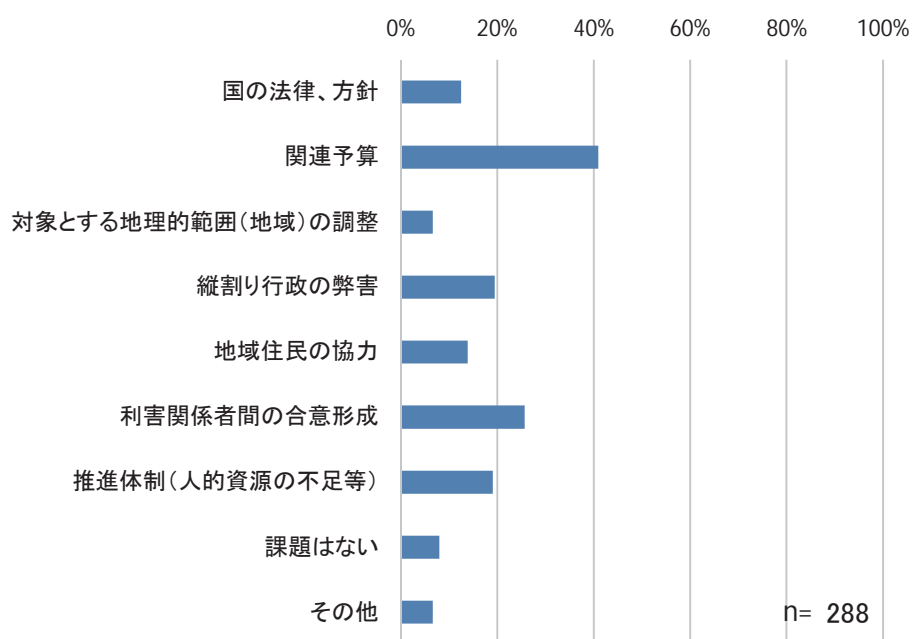


図 Q10-1 沿岸域の総合的管理推進における課題（全体）

16) Q11：沿岸域の総合的管理に対する人員配置状況

①全体の結果

Q11 における全体の回答結果を、表 Q11-1、図 Q11-1 に示す。

Q11 回答の項目における最も高い選択肢の項目は「特に配置していない」(69.4%)であった。

表 Q11-1 沿岸域の総合的管理に対する人員配置状況（全体）

| Q11 選択肢の項目 | 件数 | 構成比 |
|--------------------|-----|--------|
| 常時配置している | 38 | 13.2% |
| 必要に応じて配置することになっている | 23 | 8.0% |
| 特に配置していない | 200 | 69.4% |
| わからない | 24 | 8.3% |
| 未回答 | 3 | 1.0% |
| 合計 | 288 | 100.0% |

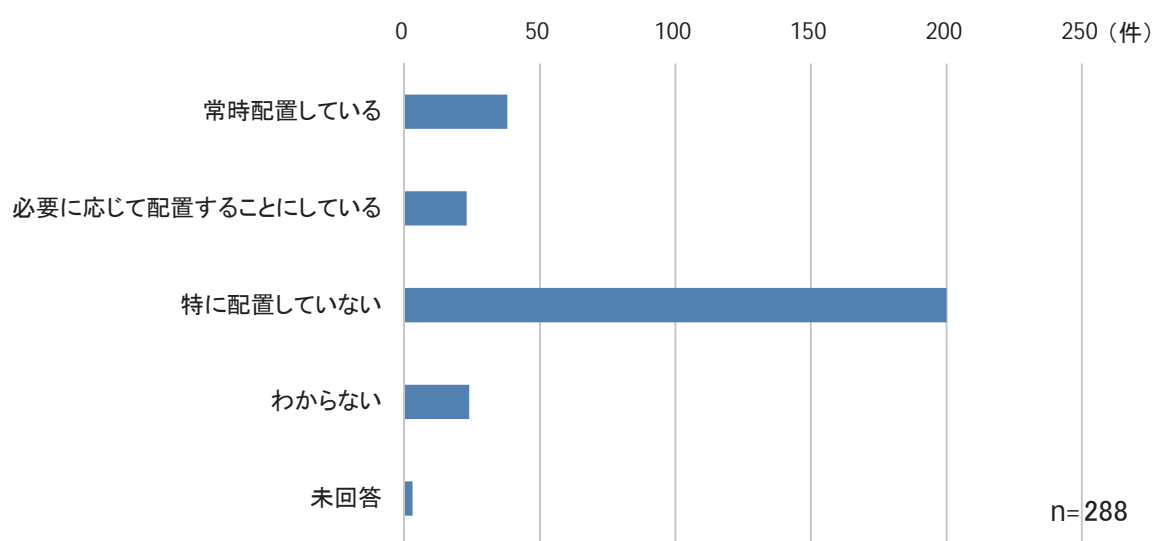


図 Q11-1 沿岸域の総合的管理に対する人員配置状況（全体）

17) Q11-1：配置している部署・役職名

『沿岸域の総合的管理に対する人員配置』について、具体的内容を質問した。うち、59 件の記述回答があり、その内訳は都道府県 5 件、政令指定都市 1 件、市町村 39 件、県漁連等 1 件、海洋関連企業 12 件、その他 1 件であった。（記述内容は割愛する）。

18) Q11-2：沿岸域の総合的管理に対する人員配置の必要性

①全体の結果

Q11 で「特に配置していない」と回答した 200 件を対象として、Q11-2 において沿岸域の総合的管理に対する人員配置の必要性について質問した。Q11-2 における全体の回答結果を、表 Q11-2-1、図 Q11-2-1 に示す。

Q11-2 回答の項目における最も高い選択肢の項目は「わからない」(53.0%)であった。

表 Q11-2-1 沿岸域の総合的管理に対する人員配置の必要性（全体）

| Q11-2 選択肢の項目 | 件数 | 構成比 |
|--------------|-----|--------|
| 必要があると考えている | 2 | 1.0% |
| 必要性について検討したい | 25 | 12.5% |
| それほど必要ではない | 42 | 21.0% |
| 必要はない | 20 | 10.0% |
| わからない | 106 | 53.0% |
| 未回答 | 5 | 2.5% |
| 合計 | 200 | 100.0% |

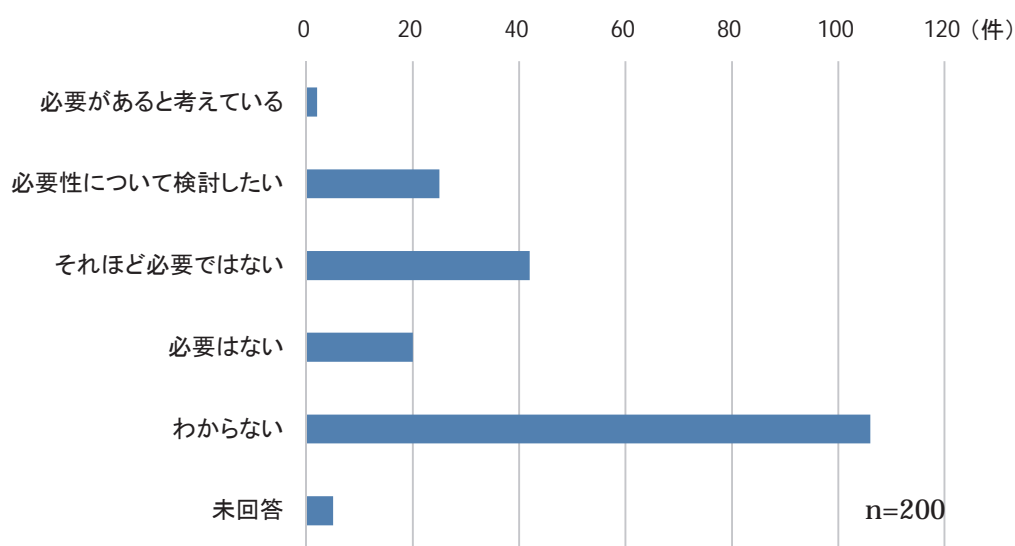


図 Q11-2-1 沿岸域の総合的管理に対する人員配置の必要性（全体）

19) Q11-3：沿岸域の総合的管理に対して想定される人員配置

沿岸域の総合的管理に対して想定される人員配置を質問した結果、23 件より記述回答があった。その内訳は都道府県 2 件、市町村 15 件、海洋関連企業 5 件、その他 1 件であった。（記述内容は割愛する）。

20) Q11-4：沿岸域の総合的管理に対する人員が必要ない理由

Q11-4 沿岸域の総合的管理に対する人員が必要ない理由について質問した結果、39 件の記述回答があった。その内訳は都道府県 1 件、政令指定都市 1 件、市町村 24 件、県漁連等 3 件、海洋関連企業 7 件、その他 3 件であった。（記述内容は割愛する）。

21) Q12：沿岸域の総合的管理に対する人員のニーズ

①全体の結果

Q12 における全体の回答結果を、表 Q12-1、図 Q12-1 に示す。

Q12 回答の項目における最も高い選択肢の項目は「わからない」(50.7%)であった。

表 Q12-1 沿岸域の総合的管理に対する人員のニーズ（全体）

| Q12 選択肢の項目 | 件数 | 構成比 |
|-------------|-----|--------|
| そのように考えている | 7 | 2.4% |
| そこまでは考えていない | 57 | 19.8% |
| どちらともいえない | 60 | 20.8% |
| わからない | 146 | 50.7% |
| 未回答 | 18 | 6.3% |
| 合計 | 288 | 100.0% |

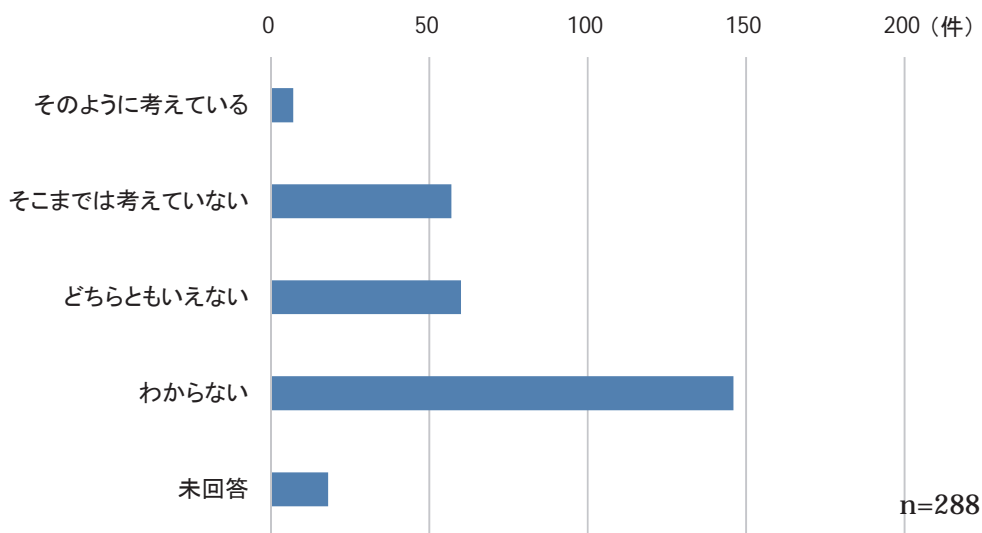


図 Q12-1 沿岸域の総合的管理に対する人員のニーズ（全体）

22) Q12-1：沿岸域の総合的管理に必要な人材の配置または雇用の具体的例

沿岸域の総合的管理に必要な人材の配置または雇用の具体的例について質問した結果、6件の記述回答があった。その内訳は市町村2件、海洋関連企業4件であった。（記述内容は割愛する）。

23) Q12-2 : 沿岸域の総合的管理に必要な人材配置について、そこまで考えないという理由
沿岸域の総合的管理に必要な人材の配置について、そこまで考えないという理由に
ついて質問した結果、49 件の記述回答があった。その内訳は都道府県 3 件、政令指定
都市 1 件、市町村 26 件、県漁連等 3 件、海洋関連産業企業 11 件、その他 5 件であっ
た。(記述内容は割愛する)。

24) Q13 : 沿岸域の総合的管理に対する人員に求められる能力

①全体の結果

Q13 における全体の回答結果を、表 Q13-1、図 Q13-1 に示す。

Q13 回答の項目における選択率の高い項目は「国および地方自治体の海に関する法
制度や条例等の知識」(63.5%)、「国および地方自治体の海に関する施策や事業制度の
知識」(62.8%)、「沿岸域の総合的管理の事例に関する幅広い知識」(54.5%)、「既存の
海域利用者(漁業者等)との強調に関する意欲と熱意」(44.1%)であった。

表 Q13-1 沿岸域の総合的管理に対する人員に求められる能力(全体)

| Q8 回答の項目 | 件数 | 選択率 |
|-----------------------------------|-----|-------|
| 国および地方自治体の海に関する法制度や条例等の知識 | 183 | 63.5% |
| 国および地方自治体の海に関する施策や事業制度の知識 | 181 | 62.8% |
| 海に関する理工系もしくは人文社会系の専門的知識 | 59 | 20.5% |
| 海に関する理工系と人文社会系の横断的知識 | 79 | 27.4% |
| 沿岸域の総合的管理の事例に関する幅広い知識 | 157 | 54.5% |
| 情報ネットワークの広さ、情報収集力 | 96 | 33.3% |
| プレゼン・説明能力、情報発信力 | 60 | 20.8% |
| 組織運営や事業実施にあたってのコーディネート能力 | 97 | 33.7% |
| 総合的管理を先導的に推進していくリーダーシップ能力 | 80 | 27.8% |
| 既存の海域利用者(漁業者等)との協調に関する意欲と熱意 | 127 | 44.1% |
| 各界各層とも分け隔てなくコミュニケーションできる力 | 77 | 26.7% |
| 多くの関係者(ステークホルダー)と草の根的な接触をいとわない行動力 | 78 | 27.1% |
| その他 | 13 | 4.5% |
| 回答母数(n) | 288 | |

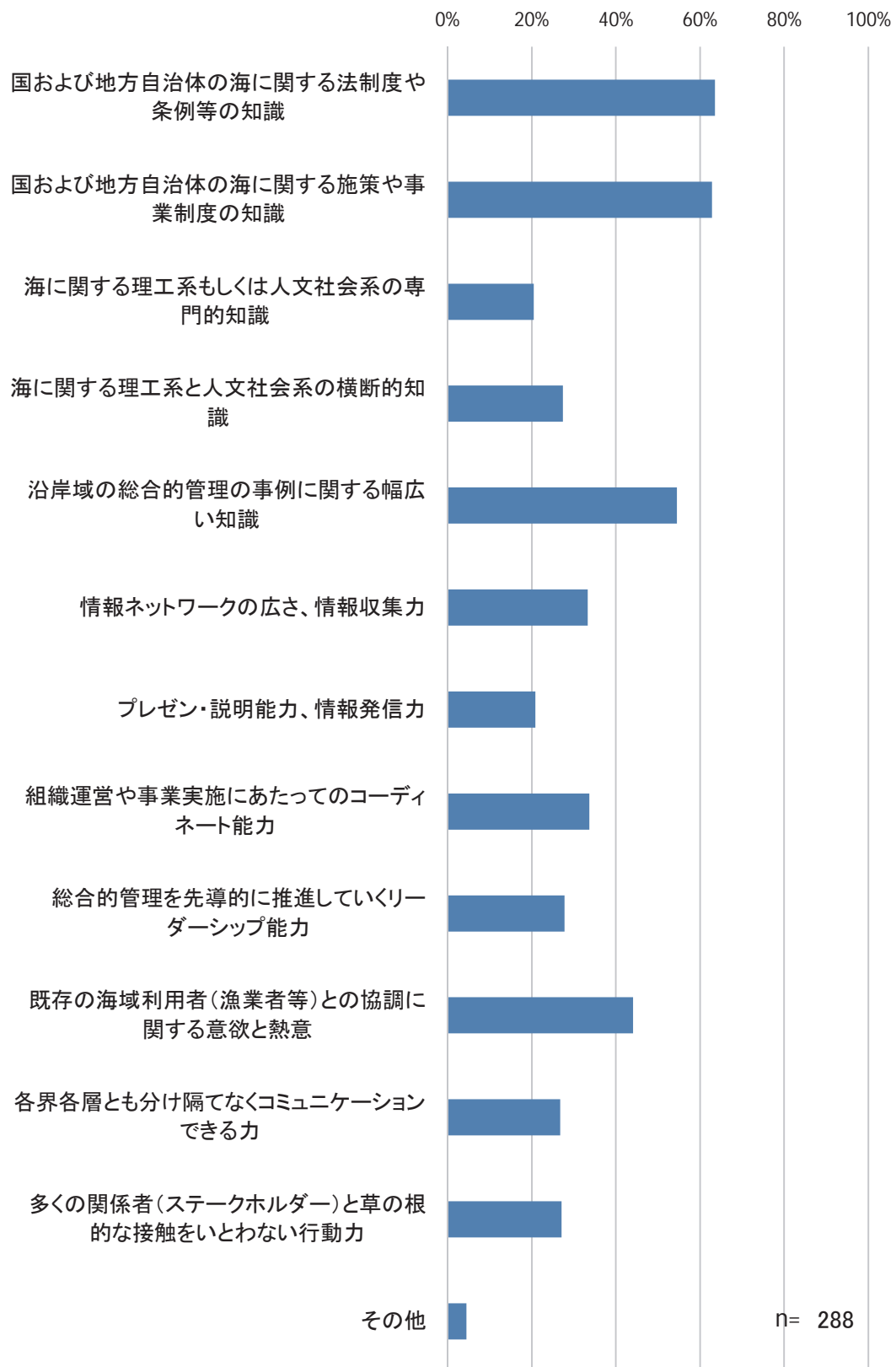


図 Q13-1 沿岸域の総合的管理に対する人員に求められる能力（全体）

25) Q14：沿岸域の総合的管理に対する人員の育成プログラムについての認知度

①全体の結果

Q14における全体の回答結果を、表 Q14-1、図 Q14-1 に示す。

Q14 回答の項目における最も高い選択肢の項目は「「知らなかった（初めて知った）」（75.3%）であった。

表 Q14-1 沿岸域の総合的管理に対する人員の育成についての認知度（全体）

| Q14 選択肢の項目 | 件数 | 構成比 |
|------------------|-----|--------|
| 知っている | 14 | 4.9% |
| 聞いたことはあるが、よく知らない | 52 | 18.1% |
| 知らなかった（初めて知った） | 217 | 75.3% |
| 未回答 | 5 | 1.7% |
| 合計 | 288 | 100.0% |

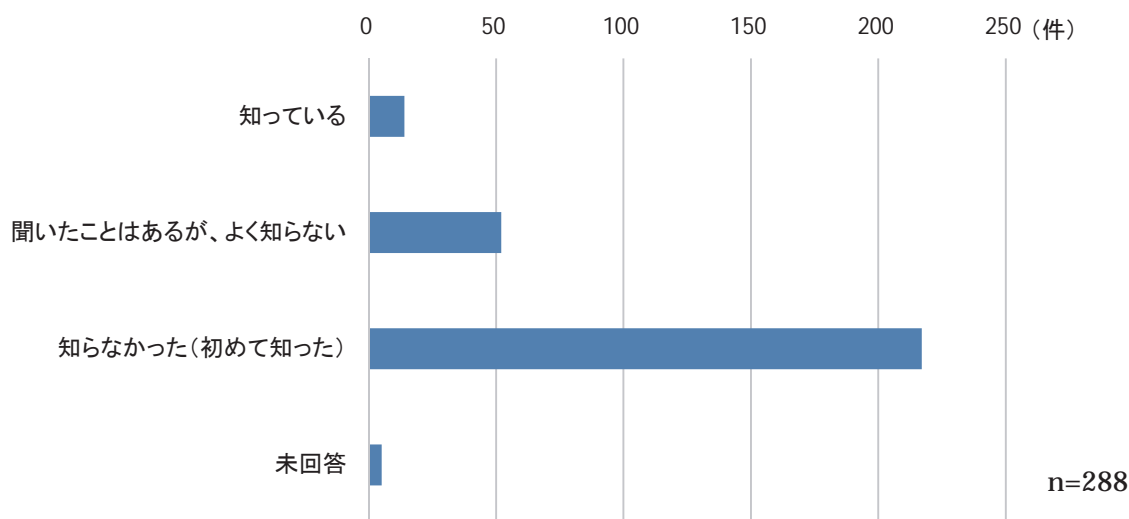


図 Q14-1 沿岸域の総合的管理に対する人員の育成についての認知度（全体）

26) Q15：沿岸域の総合的管理に対する人員の育成についてのニーズ（出前講座）

①全体の結果

Q15における全体の回答結果を、表 Q15-1、図 Q15-1 に示す。

Q15 回答の項目における高い選択肢の項目は「必要性が生じたら利用したい」（57.6%）、「分からない」（27.1%）であった。

表 Q15-1 沿岸域の総合的管理に対する人員の育成についてのニーズ（出前講座）（全体）

| Q15 選択肢の項目 | 件数 | 構成比 |
|-----------------|-----|--------|
| 是非、利用したい | 1 | 0.3% |
| できれば利用したい | 16 | 5.6% |
| 必要性が生じたら利用したい | 166 | 57.6% |
| それほど利用したいとは思わない | 22 | 7.6% |
| 分からない。 | 78 | 27.1% |
| 未回答 | 5 | 1.7% |
| 合計 | 288 | 100.0% |

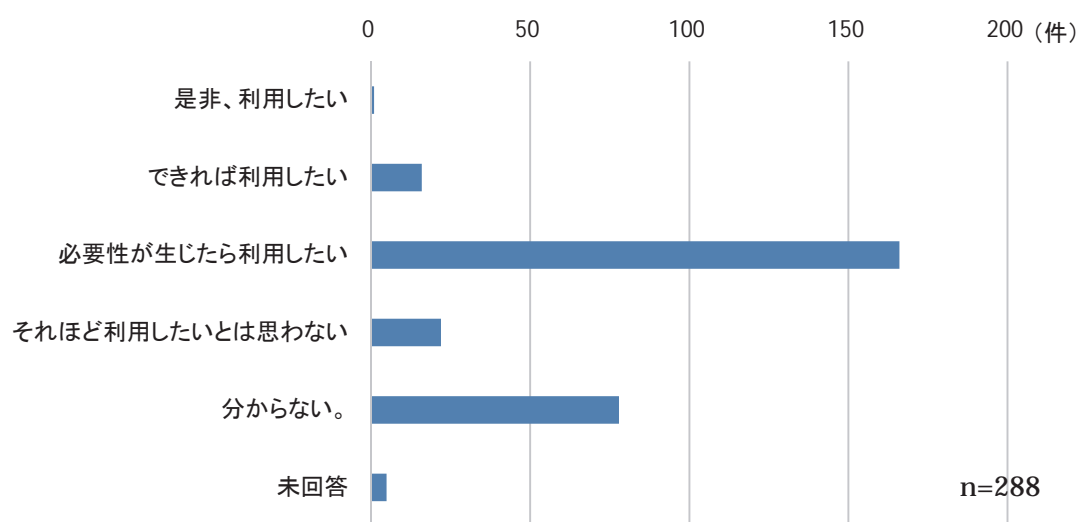


図 Q15-1 沿岸域の総合的管理に対する人員の育成についてのニーズ（出前講座）（全体）

27) Q16：沿岸域の総合的管理に対する人員の育成についてのニーズ（講習・研修）

①全体の結果

Q16における全体の回答結果を、表 Q16-1、図 Q16-1 に示す。

Q16 回答の項目における高い選択肢の項目は「分からない」(67.4%)、「できれば派遣したい」(22.6%)であった。

表 Q16-1 沿岸域の総合的管理に対する人員の育成についてのニーズ（講習・研修）（全体）

| Q16 選択肢の項目 | 件数 | 構成比 |
|-----------------------------------|-----|--------|
| 是非、派遣したい | 5 | 1.7% |
| できれば派遣したい | 65 | 22.6% |
| 内部で研修等を実施するので、わざわざ派遣するほどでもない | 6 | 2.1% |
| 外部講師を自主的に招聘して内部で実施するので、外部への派遣はしない | 5 | 1.7% |
| 分からない。 | 194 | 67.4% |
| 未回答 | 13 | 4.5% |
| 合計 | 288 | 100.0% |

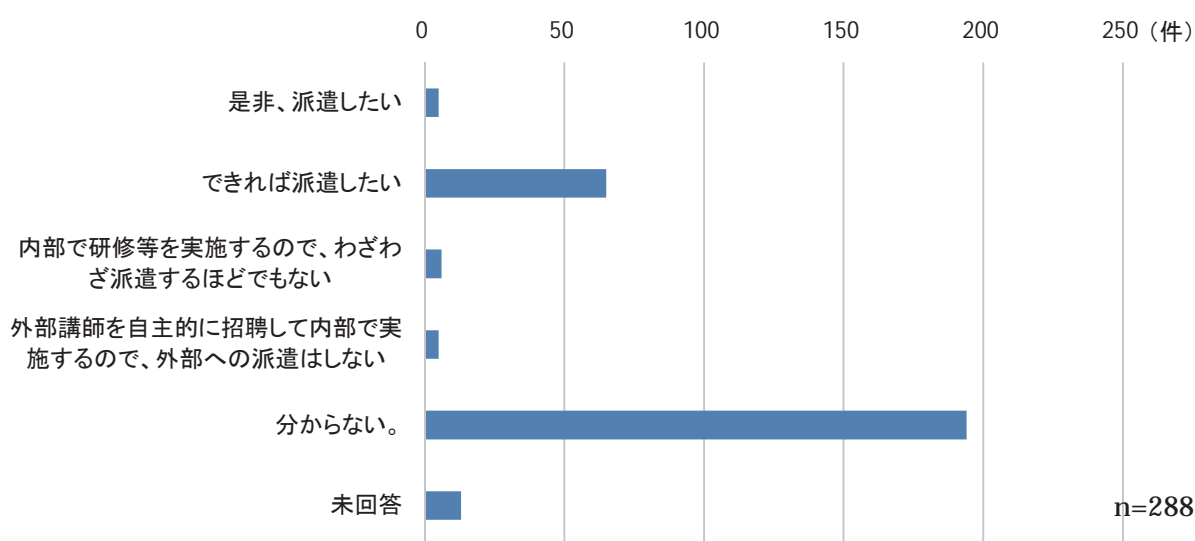


図 Q16-1 沿岸域の総合的管理に対する人員の育成についてのニーズ（講習・研修）（全体）

28) Q17：沿岸域の総合的管理に関する人材育成科目のニーズ

①全体の結果

Q17における全体の回答結果を、表 Q17-1、図 Q17-1 に示す。

Q17 回答の項目における高い選択肢の項目は「沿岸域のビジョン、施策、計画等の総合的管理に関する事例」(60.8%)であった。

表 Q17-1 沿岸域の総合的管理に関する人材育成科目のニーズ（全体）

| Q17 回答の項目 | 件数 | 選択率 |
|-----------------------------|-----|-------|
| 沿岸域に関する法制度 | 102 | 35.4% |
| 沿岸域のビジョン、施策、計画等の総合的管理に関する事例 | 175 | 60.8% |
| 海外の沿岸域管理に関する法制度や事例 | 82 | 28.5% |
| 沿岸域を中心とした基礎的な海洋科学技術 | 66 | 22.9% |
| その他 | 11 | 3.8% |
| 回答母数(n) | 288 | |

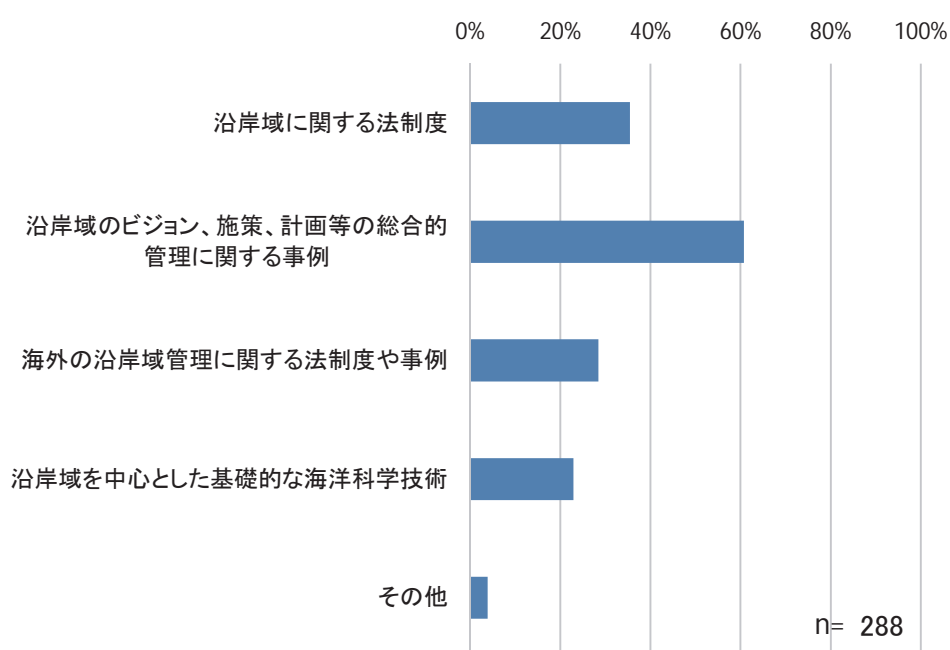


図 Q17-1 沿岸域の総合的管理に関する人材育成科目のニーズ（全体）

29) Q18：自治体における沿岸域の総合的管理に対する人員の配備状況

①全体の結果

Q18における全体の回答結果を、表 Q18-1、図 Q18-1 に示す。

Q18 回答の項目における高い選択肢の項目は「配備していない」(89.2%)であった。

表 Q18-1 自治体における沿岸域の総合的管理に対する人員の配備状況（全体）

| Q18 選択肢の項目 | 件数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| 配備してある | 24 | 10.0% |
| 配備していない | 214 | 89.2% |
| 未回答 | 2 | 0.8% |
| 合計 | 240 | 100.0% |

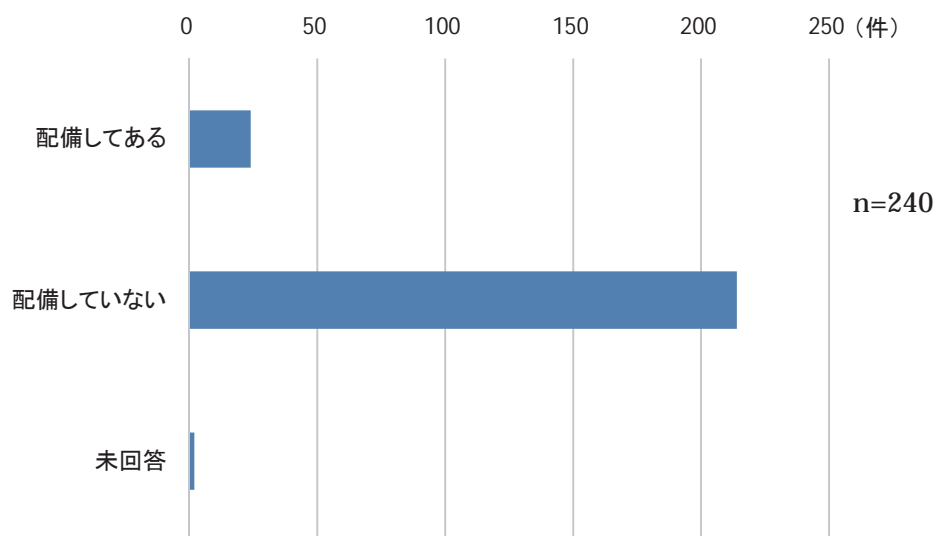


図 Q18-1 自治体における沿岸域の総合的管理に対する人員の配備状況（全体）

30) Q18-1：沿岸域の総合的管理に関する様々な問題に対応するための部署具体例

沿岸域の総合的管理に関する様々な問題に対応するための部局や担当係等の配備を行っている地方自治体に、部署名称、人員配置とその役職名、設置年月などの概要について質問した。その結果、24件の記述回答があり、内訳は都道府県1件、政令指定都市1件、市町村22件であった。（記述内容は割愛する）。

31) Q18-2：沿岸域の総合的管理に関する様々な問題に対応するための部署の必要性

①全体の結果

Q18で「配備していない」と回答した214件に対して、Q18-2において沿岸域の総合的管理に関する様々な問題に対応するための部署の必要性について質問した。Q18-2における全体の回答結果を、表Q18-2-1、図Q18-2-1に示す。

Q18-2回答の項目における高い選択肢の項目は「分からない」(45.3%)、「そこまでの必要はないと考える」(31.3%)であった。

表 Q18-2-1 沿岸域の総合的管理に関する様々な問題に対応するための部署の必要性（全体）

| Q18-2 選択肢の項目 | 件数 | 構成比 |
|--------------------|-----|--------|
| 必要だと考える | 24 | 11.2% |
| 必要だと考えるが、実施上の障害がある | 23 | 10.7% |
| そこまでの必要はないと考える | 67 | 31.3% |
| 分からない | 97 | 45.3% |
| 未回答 | 3 | 1.4% |
| 合計 | 214 | 100.0% |

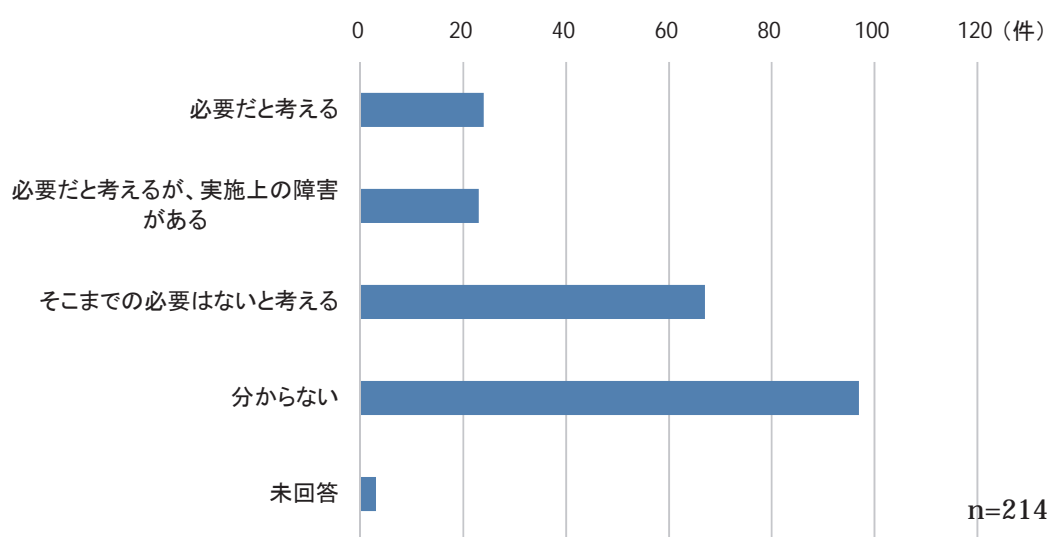


図 Q18-2-1 沿岸域の総合的管理に関する様々な問題に対応するための部署の必要性（全体）

33) Q18-3：沿岸域の総合的管理に対する人員配備の障害

①全体の結果

上記 Q18-2 で『必要だと考えるが、実施上の障害がある』と回答した 23 団体を対象に、その障害について質問した。Q18-3 における全体の回答結果を、表 Q18-3-1、図 Q18-3-1 に示す。

Q18-3 回答の項目における選択率の低い項目は「沿岸域の総合的管理は政策上のプライオリティが低い」(8.7%) であり、「その他」を除く他の項目よりも低い傾向が見られた。

表 Q18-3-1 沿岸域の総合的管理に対する人員配備の障害（全体）

| Q18-3 回答の項目 | 件数 | 選択率 |
|----------------------------------|----|-------|
| 行政内部の縦割りで総合的な対応が出来にくい | 10 | 43.5% |
| 沿岸域の総合的管理に関する人材が不足している | 12 | 52.2% |
| 沿岸域の総合的管理は政策上のプライオリティが低い | 2 | 8.7% |
| 沿岸域の総合的管理は必要性の認識が全体として普及、定着していない | 12 | 52.2% |
| 関連予算が不足している | 11 | 47.8% |
| その他 | 0 | 0.0% |
| 回答母数(n) | | 23 |

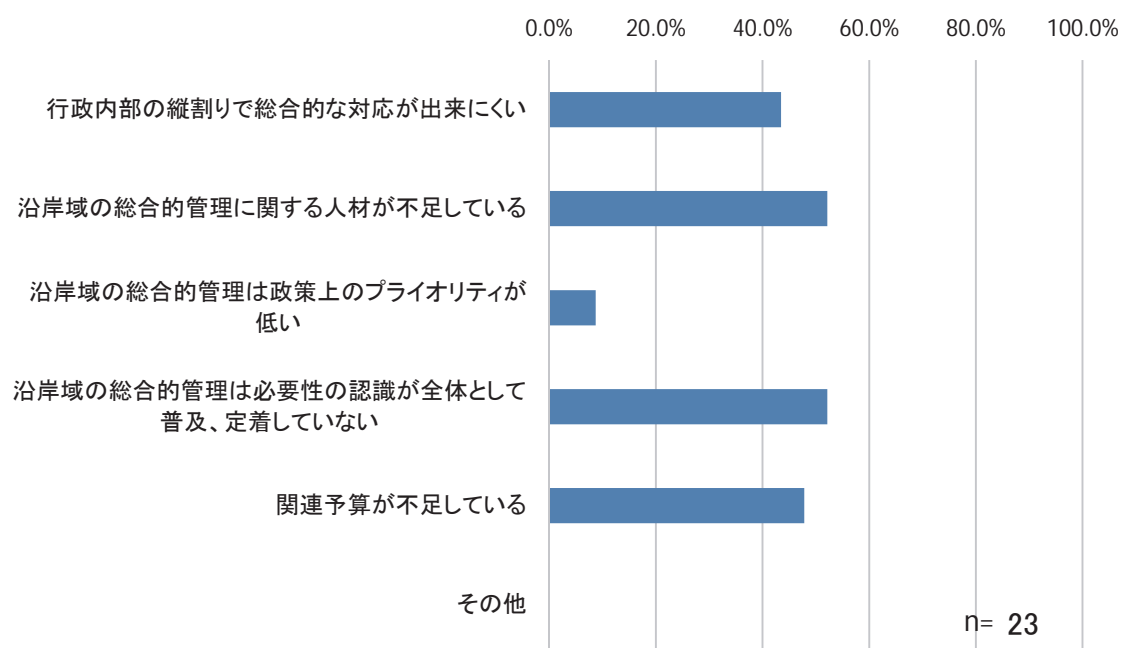


図 Q18-3-1 沿岸域の総合的管理に対する人員配備の障害（全体）

34) Q18-4：沿岸域の総合的管理に対する人員配備が必要とされない理由

①全体の回答

Q18-4における全体の回答結果を、表 Q18-4-1、図 Q18-4-1 に示す。

Q18-4 回答の項目における高い選択肢の項目は「現在のやり方でも十分部局間の連携、協力が行われているから」(32.8%)、「「総合的に」関係する部署の範囲が不明確であるから」(28.4%)、「現在の仕組みで十分内外の対応が出来ているから」(22.4%)であった。

表 Q18-4-1 沿岸域の総合的管理に対する人員配備が必要とされない理由（全体）

| Q18-4 選択肢の項目 | 件数 | 構成比 |
|------------------------------|----|--------|
| 現在の仕組みで十分内外の対応が出来ているから | 15 | 22.4% |
| 現在のやり方でも十分部局間の連携、協力が行われているから | 22 | 32.8% |
| 重複した業務が増え、各部局の効率が低下するから | 2 | 3.0% |
| 「総合的に」関係する部署の範囲が不明確であるから | 19 | 28.4% |
| その他 | 8 | 11.9% |
| 未回答 | 1 | 1.5% |
| 合計 | 67 | 100.0% |

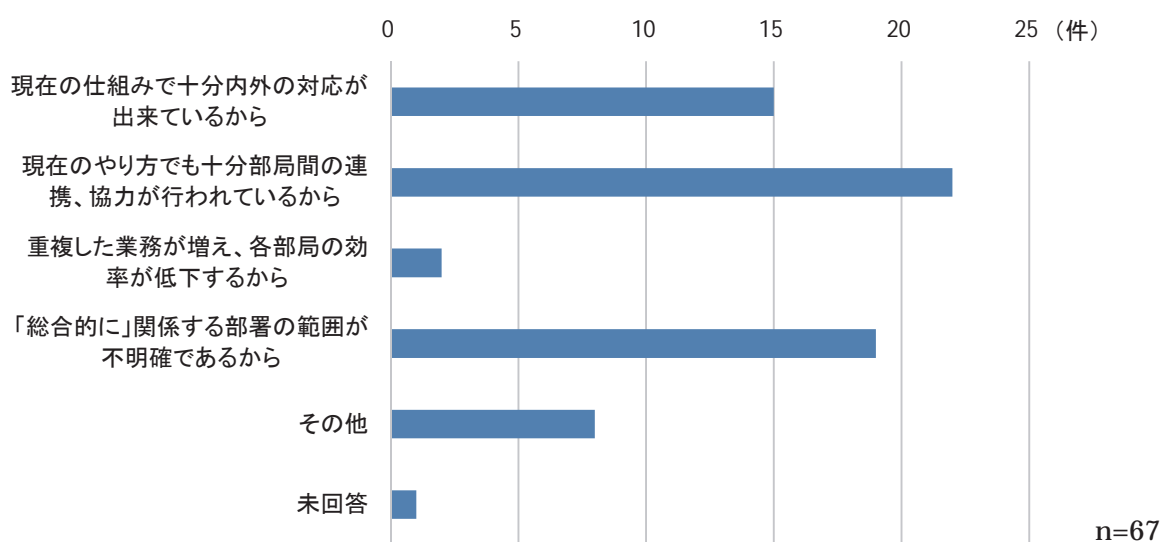


図 Q18-4-1 沿岸域の総合的管理に対する人員配備が必要とされない理由（全体）

35) Q19：沿岸域の総合的管理における協力体制のニーズ

①全体の結果

本設問は、選択肢の中から重要度の高い選択肢を最大 3 項目まで選択するものである。回答には未回答、3 項目より多く選択する等の無効回答が存在した。そこで、240 件の回答のうち 19 件を除いた 221 件についての結果を表 Q19-1、図 Q19-1 に示す。

Q19 回答の項目における選択率の高い項目は「地域住民の連携（理解と合意）」（76.9%）、「国の施策との連携」（67.0%）、「隣接自治体との連携」（46.6%）、「地域の産業界との連携」（45.7%）であった。一方、「地元もしくは外部の大学や研究機関との連携」、「地域以外の利害関係者との連携」はそれぞれ 13.6%、6.8%と他の項目に比べて低い選択率となった。

表 Q19-1 沿岸域の総合的管理における協力体制のニーズ

| Q19 回答の項目 | 件数 | 選択率 |
|----------------------|-----|-------|
| 国の施策との連携 | 148 | 67.0% |
| 隣接自治体との連携 | 103 | 46.6% |
| 地域住民の連携(理解と合意) | 170 | 76.9% |
| 地域の産業界との連携 | 101 | 45.7% |
| 地域以外の利害関係者との連携 | 15 | 6.8% |
| 地元もしくは外部の大学や研究機関との連携 | 30 | 13.6% |
| その他 | 5 | 2.3% |
| 回答母数(n) | | 221 |

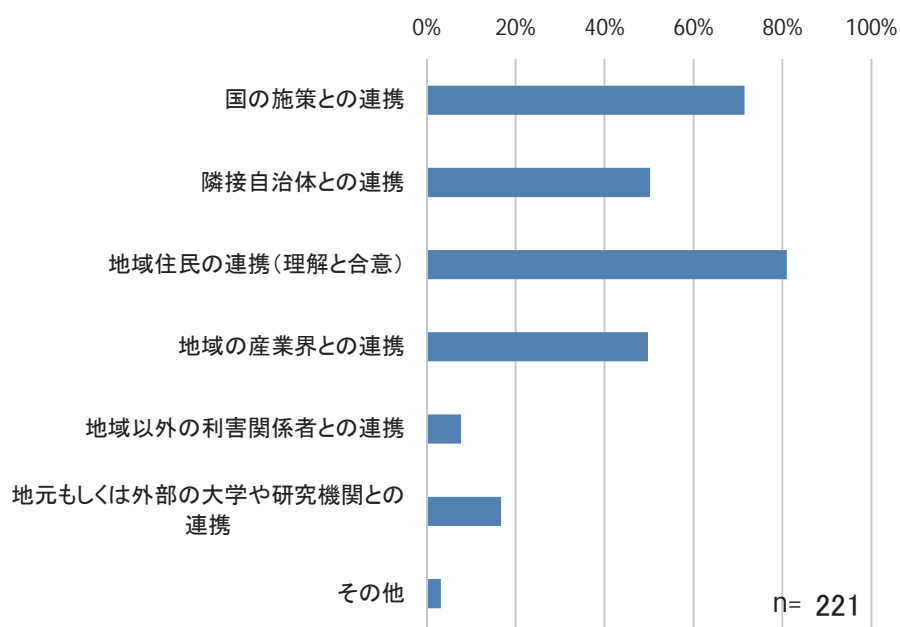


図 Q19-1 沿岸域の総合的管理における協力体制のニーズ

36) Q20 : 沿岸域の総合的管理のために取り組むべき課題

①全体の結果

本設問は、選択肢の中から重要度の高い選択肢から上位 3 位まで順位付けするものである。回答には未回答、複数回答などの無効回答も存在したため、240 の回答のうち、69 件を除いた 171 件の回答について結果を示す。また、順位にウェイト付けを行い得点化して比較も行った。その場合のウェイト付けは、1 位=3 点、2 位=2 点、3 位=1 点とした。回答数とポイントについて表 Q20-1、図 Q20-1、図 Q20-2 に示す。

最も回答として選択された数が多かったのは、「総合的な沿岸域の開発、利用、保全に関するビジョン・計画の策定」(103 件)、次いで「自治体における内部連携体制の確保」(100 件)、3 番目が「沿岸域の開発、利用、保全」のための地域住民の参加、協

力の促進」(83件)であった。

また、最もポイントが高かったのは「自治体における内部連携体制の確立」(235ポイント)、次いで「総合的な沿岸域の開発、利用、保全に関するビジョン・計画の策定」(221ポイント)、3番目が「海洋環境、地域経済等についての情報データの収集・整備・利用」(179ポイント)であった。

表 Q20-1 沿岸域の総合的管理のために取り組むべき課題 (全体)

| Q20 選択肢の項目 | 重要度の順位別回答数 | | | | ポイント |
|----------------------------------|------------|----|----|-----|------|
| | 1位 | 2位 | 3位 | 合計 | |
| 自治体における内部連携体制の確立 | 54 | 27 | 19 | 100 | 235 |
| 「沿岸域の開発、利用、保全」のための地域住民の参加、協力の促進 | 23 | 30 | 30 | 83 | 159 |
| 総合的な沿岸域の開発、利用、保全に関する協議会等の常設組織の設置 | 7 | 19 | 15 | 41 | 74 |
| 総合的な沿岸域の開発、利用、保全に関するビジョン・計画の策定 | 42 | 34 | 27 | 103 | 221 |
| 海洋環境、地域経済等についての情報データの収集・整備・利用 | 35 | 27 | 20 | 82 | 179 |
| 地域住民の啓発、教育活動 | 3 | 14 | 24 | 41 | 61 |
| その他 | 7 | 1 | 1 | 9 | 24 |

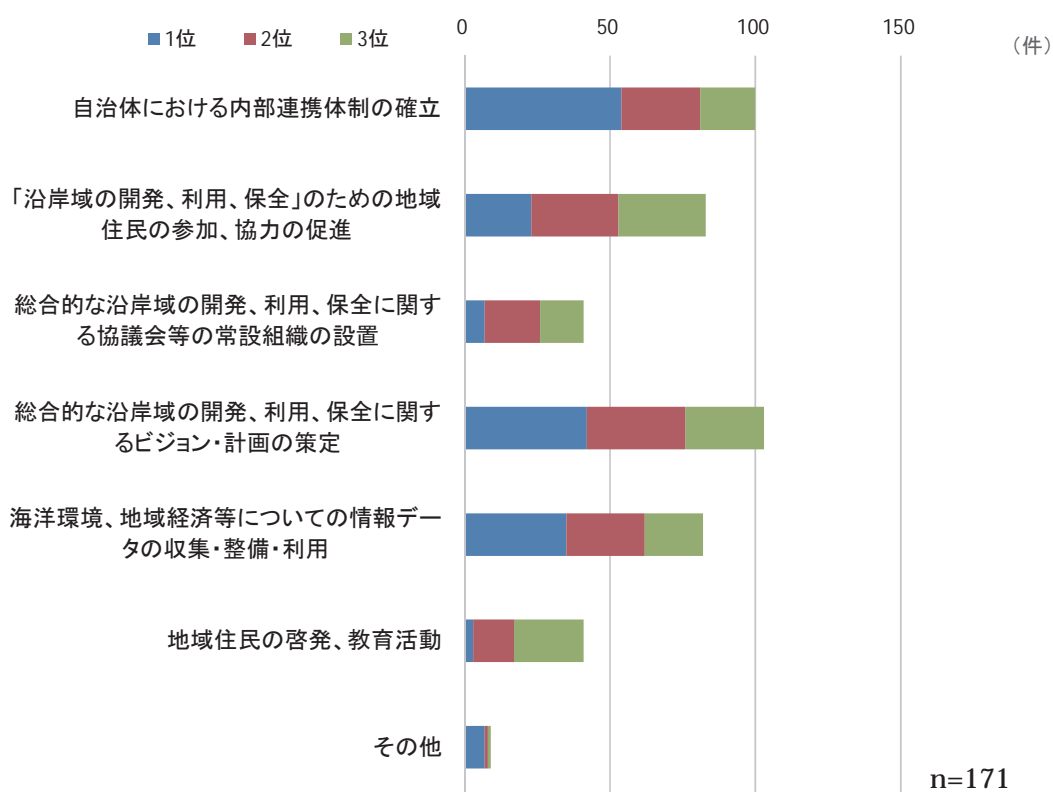


図 Q20-1 沿岸域の総合的管理のために取り組むべき課題 (全体)

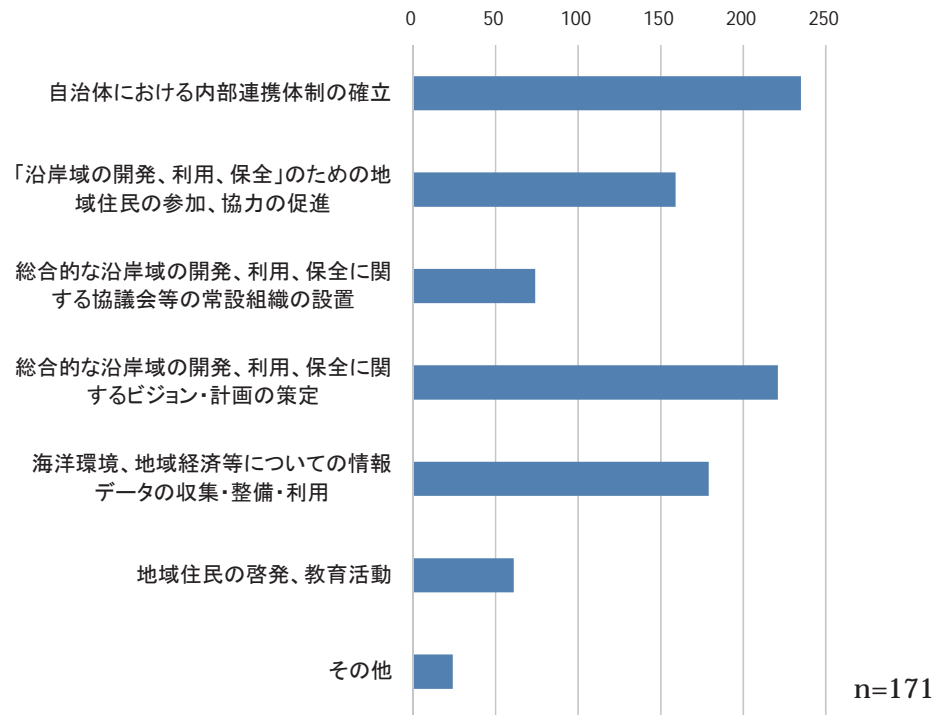


図 Q20-2 沿岸域の総合的管理のために取り組むべき課題のポイント（全体）

37) Q21：自由意見

(ポイント)

アンケート最後に自由意見の募集を行った。46 件の記述回答があり、その内訳は都道府県 8 件、政令指定都市 2 件、市町村 19 件、県漁連等 2 件、海洋関連企業 12 件、その他 3 件であった。以下、表に記述内容を転記して挙げる。

Q21：沿岸域の総合的管理のために取り組むべき課題

| 所属地域 | 所属機関名 | コメント |
|------|-------|---|
| 東北 | A 県 | <p>県庁内に沿岸域の様々な課題に対して、総合的に対応する部局がなく、海岸施設等の整備・管理は河川課、漂着ゴミの問題は循環型社会推進課、港湾であれば空港港湾課など、細分化されているのが実態である。</p> <p>今回のアンケートに関しても、「総合的管理」とタイトルにあったことから、海岸施設を管理している河川課が代表して回答している。このため当課（私）が把握・認識していることを基に回答しており、回答内容に関しては、重要度・優先度の順位付けなど偏りがあると思われる。</p> <p>「沿岸域の総合的管理」に関しては認識不足であるが、県としても重要な問題であることから。各課題を取り纏める窓口を設置することが先決と思われる。</p> |

| | | |
|----|-----------|---|
| 東北 | B 県 | 震災復興 |
| 東北 | C 県 | 自治体（県及び市町村）の所管する事務、関係する機関・団体や住民との調整については、自治体の責務として、または、地域振興策に必要なものとして実施していく。 一方で、特に「海域」の利用に際しては、国の関係省庁間の調整をしっかりと行っていただき、国の関与（ルール、ガイドラインなど）が必要と考えます。 |
| 東北 | D 県 | 「沿岸域の総合的管理」について、予備知識がない一般の方でも理解できるよう、具体的なイメージ例を提示し、かつ、十分な啓発活動が必要と考えます（農林水産部）。 |
| 近畿 | E 県（海洋エネ） | 海洋再生可能エネルギー等、過去に想定されていなかった海域利用の多様化が進む中で、国が主体となって沿岸を含む海域利用ルールの策定（法令整備）を進める必要があると考える。 |
| 近畿 | E 県（港湾） | そもそも、沿岸域の総合的管理に関する知識が無く、アンケートにどのように回答して良いかわからない箇所が多数あった。 |
| 四国 | F 県 | 附属資料により、取組事例が有ることは理解できたが、「沿岸域の総合的管理」を具体的にイメージできなかったため、総合的管理の先進事例をより詳細に示してほしい。 |
| 四国 | G 県 | 1 点、回答について、順位付けが必要な設問については、各担当部局ごとに回答がばらつきがあり、○印のみでの回答となりましたことをお詫びします。 |
| 関東 | A 市 | 港湾局で行っている事と海洋基本法に関して発生する事象との違いが明確でないため、海洋基本法の位置づけが関係者や市民に届いていない部分もあると思われます。このため、今一度どういったもので必要とされるのか等を広く周知する必要があるのではないのでしょうか。 |
| 九州 | B 市 | 本市において調査内容に合致する部署がないため、熊本市としての回答が困難な状況です。 しかしながら、実施要綱をみてみますと、個人の考えでもよいとの記載がありましたので、本市において公共交通を所管しております交通政策総室、また、港の物流振興を所管しております産業政策課の職員に対し、ヒアリングのうえ回答を作成いたしました。 このようなことから、可能な限り回答に努めましたが、直接所管していないものに関する設問が多く、どうしてもお答えできなかった箇所がいくつかございます。 |

| | | |
|-----|-----|--|
| 北海道 | A 町 | <ul style="list-style-type: none"> ・現時点でも、海岸の管理者、河川の管理者においてその目的に応じた対応は、全くできていない。そこが出来ていない中で、自治体内部で連携したり、協議会を作ったとしても、肝心の管理者が対応できないのであれば、無駄な努力となる。 ・北海道管理の河川や海岸があり、普通に考えれば、30年に一度の集中豪雨にも氾濫しないで住民の生命財産を守る「治水」が重要となり、海岸では漁業にとっては天敵となる流木の処理などが、住民としては重要だと考えるが、1次産業の比重が高い北海道では、同じ川でも鮭などの増殖河川となっているとか、沿岸近く、サケの定置網がびっしりと設置されているケースが多く見られる。 ・地域の産業の種類や用途によって、その管理の仕方が様々になるため、総合的管理という言葉は、どうしても理想論に聞こえてくる。 ・浜や河川敷に打ち上げられた自然の流木は、ごく自然の風景ではあるが、地域によってはそれを管理しないと死活問題になる。それを海岸管理者がこまめに回収、運搬、処理をできるか？ということです。 |
| 北海道 | C 市 | <p>「沿岸域の総合的管理」については、地域の活性化に役立てながら進めていきたいが、まずは「海洋基本法」および「沿岸域の総合的管理」の施策を地域で実施するための仕組みづくりが必要であり、組織体制、設備・機材、予算（人・物・金）の充実・確保が重要となる。</p> <p>国からの支援は、どのようにしたら受けることができるのか、この施策を具体的に展開していくためのノウハウや支援体制が現状では不足している。</p> |
| 北海道 | D 市 | <p>国との連携のもと、現在のやり方でも十分部局間の連携、協力が行われており、計画の策定や特定の部局の設置等は考えていない。</p> |
| 東北 | A 村 | <p>「沿岸域の総合的管理」を実施するには、当村のように財政状況が脆弱な自治体では困難であるので、補助金を含め、国や県の絶大なるバックアップをお願いいたします。「やりたいことと、やる気はあるが金がない」これが現状です。今後ともよろしくをお願いいたします。</p> |

| | | |
|----|-----|--|
| 東北 | B 町 | <p>本町では、日本三景松島に面し、文化財保護上の特別名勝に指定され、開発保護地域となっているため、公共事業をはじめとし、地域開発が進まない現状にある。</p> <p>このため、景観に支障のない地域を規制区域から除外するなど、地域の実情に即した文化財保護区域の見直しを国に対し要望しているが、なかなか改善されず、地域発展の障害となっている。町としても今後も引き続き、規制緩和を強く要望していきたいと考えている。</p> |
| 東北 | B 村 | <p>貴財団の活動が良く理解できていない。アンケート内容も漠然としていて、沿岸域の総合的管理に必要なノウハウについてのものではないと感じた。</p> |
| 関東 | E 市 | <p>海岸の管理者が県となっており、また、沿岸域は複数の市町村をまたぐことから、沿岸域の総合的管理については、県が主導すべきものと考えます。</p> |
| 北陸 | F 市 | <p>海洋基本法の主旨は理解するが、沿岸域の総合的管理を行うことは、憲法第 25 条の生存権と同様、プログラム規定に過ぎず、一元的管理は非常に困難である。</p> <p>海岸部には海岸保全区域やそれ以外の一般公共海岸があり、その他にも船舶の拠点となる漁港区域、港湾区域などがあり、管轄省庁や管理者も異なる。さらに水域では漁業権の設定の他、観光船やプレジャーボート等の利用もある。</p> <p>また、保安林区域と海岸保全区域が重複している例など、非常に複雑である。これらを総合的に管理する部署を組織することは現実的に不可能であり、道州制の導入による都道府県の廃止をはじめ、法律の大幅な改正と規制緩和措置がとられないことには絵にかいた餅である。</p> <p>なお、これは担当者としての見解である。</p> |
| 北陸 | G 市 | <p>本市の海岸線においては、そのほとんどを県（港湾、河川、海岸）が管理しており、さらに冬期波浪等に対する防波堤等の築造及び維持管理には一定程度の高い技術力が必要となることから、沿岸域の総合的管理に関しては、広域的自治体（県など）によることが必要だと考える。</p> |
| 近畿 | H 市 | <p>本市は漁港海岸、港湾海岸、農地海岸、建設海岸、河川海岸を有しており、海岸管理者が四日市市、四日市港管理組合、三重県、国土交通省と分かれているため、市だけの判断では、総合的な管理が難しい状況である。</p> |

| | | |
|----|-----|---|
| 近畿 | I 市 | いつもお世話になります。 |
| 近畿 | J 市 | 「沿岸域の総合的管理」につきましては、アンケート内でもお答えしていますように、尼崎市の場合、港湾施設の全体が県の管理施設となっておりますので、港湾域における事業は大半が県主導型となります。 市では県への人的、経済的な側面的協力が主となっております、市の意見は県政に対する要望等を通じて実現してもらっております。 |
| 中国 | C 町 | 県内 3 ヶ所くらいの会場で説明会、研修、情報交換の場を設けてほしい。 |
| 中国 | K 市 | 記入できない設問もあり、申し訳ございません。まちづくり部長宛に収受いたしました、水産係の方で記入させていただきました。 |
| 四国 | L 市 | 港湾施設等の維持浚渫について 瀬戸内海環境保全特別措置法などにより、新たな埋立が困難となっているが、河口にある港湾では、堆積が多くても、土捨場が確保できず、浚渫が出来ていないため、岸壁の運用に支障をきたす恐れがある。瀬戸内海の自治体・企業が抱える課題であり、検討していただけるとありがたい。 土壌汚染対策防止法について 「土壌汚染対策防止法」について、平成 22 年の改正法施行により、自然由来の物質も対象となったが、浚渫土により土地を造成し、建物を建てる場合、非常に厳しいものとなった。従前のおとおり、浚渫時の基準となる「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」で対応できるようお願いしたい。 |
| 四国 | M 市 | 内容が広すぎて、理解しきれなかった。 |
| 九州 | N 市 | 宮崎市では平成 25 年度に、総合交通（陸・海・空）を所管する部署（総合交通係）を新設し、陸域・海域一体となった地域経済の活性化策に取組みをはじめたところである。このため、海洋基本法にかかる国の施策等については今後注視していきたい。 |
| 九州 | O 市 | 国東市には、大分県管理沿岸や農地保全海岸等も多数ある事をご了承いただきたいです。 |

| | | |
|----|--------------|---|
| 九州 | P 市 | <p>本市におきましては、「沿岸域の開発、利用、保全に関する総合的管理」について、担当する部局、担当係等を配置していません。</p> <p>当課では、国及び港湾管理者である県が行う港湾整備に関する負担金の支出やこれに係わる協議調整を行っております。</p> <p>本件の趣旨に沿うものか定かではありませんが、今回、関係のある箇所について回答いたします。ご確認のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 九州 | H 漁業協同組合 | 内容的によくわからないため、特に意見等はありません。 |
| 沖縄 | I 県漁業協同組合連合会 | 海の側からすれば沿岸水域の保全を第1に取り上げていただきたい。陸域から開発や利用を進める上でも重要と考えます。 |
| 不明 | R 社 | 本アンケートにより改めて「沿岸域の総合的管理」について調べてみようという意識が湧いてきました。有難うございます。 |
| 不明 | D 社 | 今後、海洋再生可能エネルギー利用の事例が増えてくるが、漁業者との調整が大きな課題となる。再生可能エネルギー利用施設の水産協調策や電気エネルギーの一部を利用した漁場の環境改変（水質浄化等）のニーズがあると思われる。現状では、水産協調策が提案されているが、さらに水産資源を増やす工夫などが求められるであろう。 |
| 不明 | K 社 | 沿岸域の保全と持続的な利用は、事業実施者と利害関係者間の合意だけではなく、周辺の陸域と海域を含めた総合的な管理の元で推進することが重要だと思います。陸域と海域の幅広い知識を持ち総括的に対応できる人材はまだ少ないため、そのような人材の育成を国の施策のひとつとして推進していくことにとっても期待しています。 |
| 不明 | A 社 | 弊社のような民間会社は、総合管理が具体的ににならないと対応が難しいです。 |
| 不明 | E 社 | 海洋開発では多額のコストを要することが多く、個別の企業では対応が困難なことが多いと感じている。海外における着床式洋上風力発電の開発では、国や自治体が明確なビジョンの基に積極的な投資やインフラ整備を行い、海洋開発を支援する事例が見受けられる。我が国においてもこれらの事例を参考に、民間企業が取り組みやすい開発環境の整備を国や自治体に支援していただく取り組みを期待したい。 |

| | | |
|----|------|---|
| 不明 | L 協会 | <p>洋上風力発電の設置、海域での実験海域の設定などが現在進行している。</p> <p>これらのプロジェクトの進行では、どのような調整が行われて実現したのかについて明らかにされることが、沿岸域の総合的管理をより具体的にイメージする上で重要と考えられる。</p> <p>総合的管理とは何を総合的に管理するのか、それぞれの立場で異なっているのではないかと。</p> <p>また、総合的管理の美名の下に、行為の規制が強化されたり、また時間を浪費することがないように、イメージを具現化した方が良い。</p> |
| 不明 | M 社 | <p>是非とも今後の海洋産業の発展の為、具体的な意見集約・発信をお願いいたします。</p> |
| 不明 | B 社 | <p>「沿岸域の総合的管理」の観点からの地域づくりは、日本の水産業、環境の維持・改善、文化継承等様々な側面から重要と考えます。この分野にこれまで以上に貢献できればと考えています。</p> <p>現状においては、自治体において担当部局が一元化されていないこと、国によるサポートも省庁ごとに分断されていること（縦割りの課題、地方と国の役割分担の課題）、また、計画策定から事業化に至る公共の予算確保や補助金などの制度上の担保がないなどの課題（予算担保・継続性の課題）があると考えています。</p> <p>特に、沿岸域は、複数の自治体による連携が必要なことも多く、縦割りの問題に加え、自治体間の調整やステークホルダー（漁業者や水面利用者、自然保護団体など）との合意形成など、リードする方（自治体の方々など）に係る負荷が大きく、なかなか進めづらい状況にあると思っています。</p> <p>さらに、人口減少や高齢化の進展、防災など喫緊の課題をふまえた新たな地域づくりとどう連動していくのかも大きな課題と思いますが、ここでも縦割りによる弊害（防災と日常の暮らしやすさのバランスなど）、自治体間の連携の困難さ（広域的な視点からの防災・減災・地域の役割分担・まちの再構成など）が問題となっているように思います。</p> <p>このような背景のもと、現状においては、エネルギー関連や水産、観光が関連する計画など、地元にとって経済的メリットのある案件については、いくらか動きがありますが、特定分野</p> |

| | | |
|----|------------------|--|
| | | <p>に偏ったものが多く、まだ、総合的管理といえるような事例はほとんどないように思います。</p> <p>モデル的な地区を定め、沿岸の陸域・海域、人の活動と自然環境などを視野に入れた総合管理に関する先導的な取組を国が主導する形で進め、成功事例を示すような仕組みが必要なように思います。</p> |
| 不明 | (一社)W 協会 | <p>臨海学校、海水浴などの経験者が、漁連に減少していると聞いている。特に、学校教育や地域活動において子どもたちに海辺活動を経験させるようにしなければならない。</p> <p>又、教科書に“海”に関することが書かれなくなっているという報告がある。以上のことをみると、学校教育や教科書について、よく検討してみる必要がある。</p> |
| 不明 | C 社 | <p>特にありません。豊かな沿岸域、豊かな海で幸せな生活がおくれるように、できることをしていきます。</p> |
| 不明 | H 社 | <p>沿岸域の総合的な管理を進めていくためには、民間企業の技術の活用や、行政における法整備、地元対策、予算措置など官民連携が益々重要になってくるのではないかとと思われる。</p> |
| 不明 | I 社 | <p>非常に幅広い内容であるため、各分野に知識が求められると考える。</p> <p>もしも総合的管理者としての人材を育てるとするのならば、各分野における自由な発想を受け入れられる事はもちろんだが、「沿岸域」以外の分野から沿岸域へ発展させる想像力ある人材が望ましいのでは？</p> |
| 東北 | J 漁業協同組合 | <p>海洋基本法及び基本計画を理解してないので、今後、折に触れ理解を深めたい。又、再生可能エネルギーの海洋開発が、沿岸の漁業資源に与える影響も心配されます。</p> |
| 北陸 | K 森林組合 | <p>第一次産業の低迷は、里山・田園・里海の荒廃を招いています。沿岸域とは人々の生活圏すべてが連携しています。</p> <p>生活環境・自然環境の保全、第一次産業の振興、その重要性が多くの人に認識されるよう具体的な施策とともに適格な情報発信を地域住民、産官学に期待したい。</p> |
| 中国 | Q 市教育委員会生涯学習課副参事 | <p>担当分野が違うため回答が適切でない部分が多々あると思います。</p> |

「沿岸域の総合的管理の認識に関するアンケート」

〈調査票(回答・返送用紙)〉

※本調査票は、一般社団法人海洋産業研究会のホームページからダウンロードできます。

(<http://www.rioe.or.jp/> トップページ左【ダウンロード】ボタンをクリック)

※選択式の場合は、該当番号に○または✓印を付してください。記述式の場合は文章をご記入ください。

記入欄はご自由に広げていただいても構いません。また、できるだけ貴機関としての見解をお伺いしたいと考えておりますが、答えにくい設問については、未回答のままで、回答者個人のお考えにもとづいて回答いただいても構いません。

〈ご回答者〉

ご 所 属： _____

部署役職名： _____

氏 名： _____

連 絡 先：Tel＝ _____

Fax＝ _____

E-mail アドレス＝ _____

《調査票（回答・返送用紙）》

I. 海洋基本法・基本計画について

平成 19 年 7 月に施行された「海洋基本法」には、12 の基本的施策の一つとして「沿岸域の総合的管理」が明記されており、同基本法にもとづいて策定された「海洋基本計画」（平成 20 年）および改定された新たな「海洋基本計画」（平成 25 年）でも、「沿岸域の総合的管理」が明記されております。

そこで、海洋基本法また同基本計画についてお伺いいたします。

Q1. 海洋基本法（平成 19 年施行）が制定されていることはご存知ですか？

- () よく知っている。 () 少しは知っている。
 () 聞いたことはあるがよく知らない。 () 知らなかった。

Q2. 同基本法に基づいて海洋基本計画が翌年に策定されましたが、これについてお伺いいたします。

Q2-1. 海洋基本計画（平成 20 年策定）のことを知っていますか？

- () よく知っている。 () 少しは知っている。
 () 聞いたことはあるがよく知らない。 () 知らなかった。

Q2-2. 5 年に一度の見直しによって、新たな海洋基本計画（平成 25 年）が策定されたことを知っていますか？

- () よく知っている。 () 少しは知っている。
 () 聞いたことはあるがよく知らない。 () 知らなかった。

Q3. 海洋基本法には、責務条項として、国の責務（第 8 条）のほかに、地方公共団体の責務（第 9 条）、事業者の責務（第 10 条）、国民の責務（第 11 条）が記されていますが、こうした条文があることを知っていますか？

- よく知っている。 少しは知っている。
 読んだことはあるがよく知らない。 知らなかった。

Q4. 海洋基本法の第 25 条に「沿岸域の総合的管理」が謳われていますが、そのことを知っていますか？

- よく知っている。 少しは知っている。
 読んだことはあるがよく知らない。 知らなかった。

Q5. 新たな海洋基本計画の「9. 沿岸域の総合的管理」の最初の部分で「地域の計画の構築に取り組む地方を支援する。」と書かれています。このことを知っていますか？

- よく知っている。 少しは知っている。
→上記のいずれかをお答えになった場合は、Q6へお進みください。

- 読んだことはあるがよく知らない。 知らなかった。
→上記のいずれかをお答えになった場合は、Q7へお進みください。

Q6. 新たな海洋基本計画で、沿岸域の総合的管理に関する「地域の計画の構築に取り組む地方を支援する。」ことを知って、回答者それぞれの立場から、何らかの手立てを講じたいと思いますか？

- 検討して、講じたいと思う。
 検討はしたいが、講じるまでにはいかないと思う。
 検討はしたいが、どうすれば良いか分からない。
 検討する予定はない。
 対応の方針が決まっていない。

→最初の三つのいずれかに〇の場合、検討したいと思われる内容について記してください。また、何か感想やコメントなどがあれば、何でもご記入ください。

Ⅱ. 沿岸域の開発、利用、保全の現状と課題

Q7. 沿岸域の開発、利用、保全について、現在、取り組んでいる重要な分野及び今後重要になり発展させたいと思う分野についてお答えください。

下欄の縦軸にある分野の選択肢のなかから、まず「現在の重要度」の高いものから5分野を選び、該当欄に1,2,3,4,5と優先順位を記入してください。その右の欄に「今後発展させたい分野」も5分野選んで、これも優先順位を記入してください。

| 分 野 | 現在の重要度 (1-5位記入) | 今後発展させたい分野 (1-5位記入) |
|-----------------------------------|--------------------|------------------------|
| 1)水産・漁業振興（漁港整備を含む） | | |
| 2)観光（エコツーリズムを含む） | | |
| 3)マリンレジャー、遊漁等 | | |
| 4)環境保全（ゴミ問題対策、水質管理等） | | |
| 5)安全防災（海岸保全、侵食対策、津波対策等） | | |
| 6)地場産業振興（水産・漁業以外） | | |
| 7)歴史文化（景観保存、伝統知識の維持等） | | |
| 8)海洋に関する学校教育と地域住民への啓蒙活動 | | |
| 9)海上輸送と港湾物流の発展（港の整備等） | | |
| 10)海上交通の維持（離島航路等） | | |
| 11)海洋資源開発（海洋深層水、石油・ガス、深海底 鉱物等） | | |
| 12)再生可能エネルギー利用（風力発電、海洋エネ ルギー等） | | |
| 13)その他 () | | |

Q8. 沿岸域の総合的管理とは、海域・陸域を一体としてとらえ、総合的な視点から沿岸域の開発、利用、保全を行うための仕組みですが、貴機関の業務として現在取り組んでいる事項、あるいは関係している事項をお答えください。(複数選択可)

- 地域経済の活性化(例:水産と観光の共栄等)
- 海面利用に係る利用調整(例:海洋性レクリエーションや海洋エネルギー利用と漁業との競合問題の解決、ルール作り等)
- 総合的な土砂管理や物質循環の管理(例:侵食対策、水質管理等)
- 漂流・漂着ゴミ問題
- 沿岸域の環境の向上・生物生息場の保全(例:藻場、干潟等の整備、修復、自然公園としての保全等)
- 利用しやすい海岸づくり(例:地震・津波等の海洋由来の自然災害の防護、アクセスの確保、公園、緑地の整備等)
- 海洋再生可能エネルギーの利用(例:洋上風力発電、潮流発電、波力発電等とそれに対応する港湾、陸上施設等の整備)
- その他()
→いずれの場合も、具体的内容を下欄にご記入ください。

Q9. 貴機関では、沿岸域における様々な問題の解決のために、どのような取り組みを行っていらっしゃいますか? (複数選択可)

- 産学官民の二者以上との相互連携(Q9-1にもお答えください)
- 地域住民、利害関係者間の協議の場(協議会等)の設置、参加(Q9-2にもお答えください)
- 国(出先機関を含む)との協議、相談
- 沿岸域のビジョン、施策、計画等の策定、それへの協力
- 地方公共団体の制度の整理、それへの協力(例:条例の制定、利用調整ルール、申し合わせ等の自主的な管理ルールの取り決め)(Q9-3にもお答えください)
- その他(具体的記入:)

Q9-1. 産学官の二者以上との相互連携に○を付した場合は、その具体的内容(連携当事者の名称、連携の内容等)を記してください。

(→該当するホームページ等のURLを記していただくのでもかまいません。以下同。)

Q9-2. 協議会等の設置、参加に○を付した場合は、下欄に具体的に記してください。

| | |
|--------|--|
| 1)名 称 | |
| 2)構成員 | |
| 3)事務局 | |
| 4)検討課題 | |
| 5)開催実績 | |

Q9-3. 条例等の制定、利用調整ルールの制定、自主的管理ルールの制定やそれへの協力を○を付した場合は、その具体的内容を記してください。
複数ある場合は記入欄を拡充して記入してください。

| | |
|--------|--|
| 1)名 称 | |
| 2)制定年月 | |
| 3)概 要 | |

Q9-4. その他の項目について○を付された場合でも、できるだけ具体的内容を記してください。

| |
|--|
| |
|--|

Q10. 貴機関において、これまで沿岸域の開発、利用、保全等に関わる総合的管理に関する業務を推進するうえで、ぶつかった課題は何ですか？（複数選択可）

- 国の法律、方針
- 関連予算
- 対象とする地理的範囲（地域）の調整
- 縦割り行政の弊害
- 地域住民の協力
- 利害関係者間の合意形成
- 推進体制（人的資源の不足等）
- 課題はない
- その他

→○を付した項目について、できるだけ具体的に内容をご記入ください。

| |
|--|
| |
|--|

Ⅲ. 沿岸域の総合的管理に関する人材ニーズ

Q11. 貴機関では、沿岸域の開発、利用、保全に関する総合的管理に携わる、あるいは業務の一部として担当させる人員を、現在、何らかのかたちで配置していますか？

- 常時配置している。 必要に応じて配置することになっている。
 特に配置していない。 分からない。

Q11-1. 配置している場合、どのような部署・役職名ですか？ また必要に応じて配置している場合、どのようにしていますか？ 具体的に記してください。

Q11-2. 配置していない場合、今後、貴機関内においても配置する必要があるとお考えになりますか？

- 必要があると考えている。 必要性について検討したい。
 それほど必要ではない。 必要はない。
 分からない。

Q11-3. 必要である、もしくは検討したいという場合、どのような配置が想定されますか？ 下欄にご記入ください。

Q11-4. 他方、必要ないという場合、その理由は何ですか？ 下欄にご記入ください。

Q12. 沿岸域の総合的管理に必要な人材があれば、配置または雇用したいと考えますか？

- そのように考えている。 そこまでは考えていない。
 どちらとも言えない。 分からない。

Q12-1. そのように考えている場合、いつ頃、どの程度、配置・雇用したいと考えますか？ できるだけ具体的に記してください。

Q12-2. そこまでは考えないとした場合、その理由は何ですか？

Q13. 沿岸域の総合的管理に関する人材として具備すべき資質としては、どのようなものが考えられますか？（複数選択可）

- ①国および地方自治体の海に関する法制度や条例等の知識
- ②国および地方自治体の海に関する施策や事業制度の知識
- ③海に関する理工系もしくは人文社会系の専門的知識
- ④海に関する理工系と人文社会系の横断的知識
- ⑤沿岸域の総合的管理の事例に関する幅広い知識
- ⑥情報ネットワークの広さ、情報収集力
- ⑦プレゼン・説明能力、情報発信力
- ⑧組織運営や事業実施にあたってのコーディネート能力
- ⑨総合的管理を先導的に推進していくリーダーシップ能力
- ⑩既存の海域利用者（漁業者等）との協調に関する意欲と熱意
- ⑪各界各層とも分け隔てなくコミュニケーションできる力
- ⑫多くの関係者（ステークホルダー）と草の根的な接触をいとわない行動力
- ⑬その他（ ）

Q14. 大学や研究機関に沿岸域の総合的管理に関する人材育成のための社会人向けの公開講座やコース等を設置したり、「出前講座」や「講師派遣」、「出張レクチャーサービス」などを実施したりしている例がありますが、そのことをご存知ですか？

- 知っている。
- 聞いたことがあるが、よく知らない。
- 知らなかった（初めて知った）。

Q15. 貴機関では、大学や研究機関等で実施している沿岸域の総合的管理に関するいわゆる「出前講座」や「出張レクチャーサービス」などを利用したいとお考えになりますか？

- 是非、利用したい。
- できれば利用したい。
- 必要性が生じたら利用したい。
- それほど利用したいとは思わない。
- 分からない。

Q16. 上記のような講座や研修コースがある場合、貴機関の職員や社員等のスタッフを派遣して受講させたいと思いますか？

- 是非、派遣したい。
- できれば派遣したい。
- 内部で研修等を実施するので、わざわざ派遣するほどではない。
- 外部講師を自主的に招聘して内部で実施するので、外部への派遣はしない。
- 分からない。

Q17. 大学や研究機関での沿岸域の総合的管理に関する社会人向け講座や研修コースでは、どのような内容の講義、科目を取り上げてもらいたいと思いますか？ 下記の選択肢のなかから選ぶとともに、記入欄に、それ以外の希望する講義科目や内容をお書きください。(複数選択可)

- 沿岸域に関する法制度
- 沿岸域の総合的管理に関する事例
- 海外の沿岸域管理に関する法制度や事例
- 沿岸域を中心とした基礎的な海洋科学技術
- その他

※行政関係(都道府県、市町村等)の方は、次の「IV. 自治体における対応」にお進みください。それ以外の方は、最後の「V. その他」Q21へ、お進みください。

IV. 自治体における対応

(このパートは、都道府県、政令指定都市・市町村に対する設問です。回答に当たっては、要点だけ記入して、概要が分かるホームページ等の該当 URL を書いていただくのでもかまいません。また、関連するパンフレットや資料類があれば別送していただければ大変有難いです。)

Q18. 都道府県庁あるいは市町村の役所・役場において、沿岸域の総合的管理に関する様々な問題に対応するための部局や担当係等を配備していますか？

配備してある。 配備していない。

Q18-1. 「ある」に○を付した場合は、下欄に担当部局・系の名称、人員配置とその役職名、設置年月などの概要を記してください。

Q18-2. 「ない」に○を付した場合、今後、そうした組織体制を整備する必要があるとお考えになりますか？

- 必要だと考える。
→ 常設する必要がある。
 必要に応じて招集するプロジェクトチームのような体制でよい。
 必要だと考えるが、実施上の障害がある。(Q18-3へ)
 そこまでの必要はないと考える。(Q18-4へ)
 分からない。

Q18-3. 「必要だと考えるが、実施上の障害がある」に○を付した場合、どのようなことが障害と考えられますか？ 下記の選択肢のなかから該当する事項を選んでください。(複数選択可)

- 行政内部の縦割りで総合的な対応ができにくい。
 沿岸域の総合的管理に関する人材が不足している。
 沿岸域の総合的管理は政策上のプライオリティが低い。
 沿岸域の総合的管理の必要性の認識が全体として普及、定着していない。
 関連予算が不足している。
 その他(具体的にご記入ください)

Q18-4. 「必要ない」に○を付した場合、その理由を下記の選択肢より選んでください。

- 現在の仕組みで十分内外の対応ができているから。
- 現在のやり方でも十分部局間の連携、協力が行われているから。
- 重複した業務が増え、各部局の効率が低下するから。
- 「総合的に」関係する部署の範囲が不明確であるから。
- その他（具体的に記入ください）。

Q19. 貴自治体の海域・陸域両方を含んだ沿岸域の開発、利用、保全の総合的管理において、今後どのような連携協力体制の確立が望ましいか、下記の選択肢より最も望ましいとお考えの事項を、最大3項目、選んで○を付してください。

- 国の施策との連携
- 隣接自治体との連携
- 地域住民の連携（理解と合意）
- 地域の産業界との連携
- 地域以外の利害関係者との連携
- 地元もしくは外部の大学や研究機関との連携
- その他（できるだけ具体的に記入ください）。

Q20. 貴自治体において、今後、陸域・海域を一体としてとらえた沿岸域の開発、利用、保全に関する総合的管理のために、早急に取り組む事が望ましいとお考えになる事項について、下記の選択肢より重要度の高いものから最大3項目を選んで、その優先順位をカッコ内に1, 2, 3と記入してください。

- 自治体における内部連携体制の確立
- 「沿岸域の開発、利用、保全」のための地域住民の参加、協力の促進
- 総合的な沿岸域の開発、利用、保全に関する協議会等の常設組織の設置
- 総合的な沿岸域の開発、利用、保全に関するビジョン・計画の策定
- 海洋環境、地域経済等についての情報データの収集・整備・利用
- 地域住民の啓発、教育活動
- その他（可能であれば具体的に記入ください）

Vその他

Q21. 「沿岸域の総合的管理」についてのご意見、また当アンケートについてのご感想等
ご自由にお書き下さい。

※ご協力誠にありがとうございました。

海洋政策担当大臣 山本 一太 殿

総合海洋政策本部参与会議意見書

総合海洋政策本部参与会議では、海洋基本計画（平成 25 年 4 月 26 日 閣議決定）を受け、昨年 7 月以降、プロジェクトチームを設置し、①新海洋産業振興・創出、②海洋調査・海洋情報の一元化・公開、③排他的経済水域（EEZ）等の海域管理のあり方について集中的に検討し、今般、意見書を取りまとめた。

今後の政府における取組に際しては、本意見書を十分に参考として、総合海洋政策本部事務局を中心に進めることを要請する。

平成 26 年 5 月 22 日
総合海洋政策本部参与会議
座長 小宮山 宏

総合海洋政策本部参与会議意見書（抄録）

昨年4月に閣議決定された海洋基本計画（平成25年4月26日閣議決定）においては、特に重要と考えられる施策については、社会情勢の変化等も踏まえつつ重点的に検討し、新たに必要と考えられる措置等について総合海洋政策本部長に提案するとされた。また、これらの評価・検討に当たっては、参与以外の幅広い関係者の参画も得ながら、必要に応じプロジェクトチーム（PT）等を設置し、テーマごとに集中的に評価・検討するとされた。

これを受けて、総合海洋政策本部参与会議では、①新海洋産業振興・創出、②海洋調査・海洋情報の一元化・公開、③排他的経済水域及び大陸棚（以下「EEZ等」という。）の海域管理のあり方について、以下のとおり意見書を取りまとめた。また、海洋基本計画のフォローアップのあり方について、前回（平成25年12月11日）の参与会議で報告したとおり「海洋基本計画のフォローアップに関する基本方針」を取りまとめた。

1. 新海洋産業振興・創出について <本文省略>
2. 海洋調査・海洋情報の一元化・公開について <本文省略>
3. EEZ等の海域管理のあり方について

海洋基本計画にて、EEZ等の開発推進のために、海域管理に係る包括的な法体系整備を進めるとされたことを受け、河野真理子早稲田大学教授を主査として有識者14名で構成されるPTにおいて、計8回にわたり、海域管理のあり方について議論が重ねられた。議論の主要点は以下のとおり。

- (1) EEZ等の海域管理のあり方として、①海洋自体の利用目的の調整及び利用者間の調整、②海洋における経済活動の推進、及び海洋開発と環境保全の調和、③関連国際法に基づく権利行使と義務遵守、それに伴う国内法令の調整や、国と地方公共団体の権限の調整・整理等に係る施策を推し進めることとされた。
- (2) そのような施策推進に向け、海洋の計画的な開発・利用・保全と海洋産業の振興を目的として、持続的な方法で円滑かつ効率的・効果的に管理するための法制度の整備が必要との考え方で一致した。
- (3) 管理に必要な視点として、地理的・地形的な物理的特性を十分踏まえること、将来の新たな開発・利用に対応できる柔軟性も必要なこと、開発と環境保全のバランスが必要なことが挙げられた。

- (4) 国際的な視点として、国連海洋法条約等に従い、我が国の沿岸国としての主権的権利の行使とともに、利用国の権利を考慮する相互主義的な観点も必要であり、国際的な基準を十分考慮することの必要性も指摘された。
- (5) 管理体制として、総合海洋政策本部長である内閣総理大臣及び副本部長である海洋政策担当大臣が主導し、各府省及び地方公共団体が効果的に連携・協力する制度の確保が重要であることで一致した。
- (6) 開発・利用の促進のために、民間事業者の積極的な参加を促進することが不可欠であるとともに、既存利用者の利益を害することなく、新規利用者の負担軽減につながる、透明性ある手続と制度の構築が必要であると指摘された。行政によるワンストップ手続については賛否が分かれるとともに、漁業補償のあり方については多様な意見があった。
- (7) 海洋開発・利用は、海洋生物の多様性や生態系など海洋環境全体の保全と両立する、持続可能なものでなければならない。また、秩序ある海洋開発・利用を促進するための環境保全手法と基準の確立が期待された。

なお、以上について、詳しくは別添3の「EEZ等の海域管理のあり方について（PT報告）」として取りまとめられている。

4. 海洋基本計画のフォローアップの方向性

政府は、海洋基本計画の具体化に当たっては、「海洋基本計画のフォローアップに関する基本方針」（別添4）に基づき、参与会議を中心に定期的な実施状況を確認、評価する必要がある。また評価に当たっては、政府の担当部局と積極的な意見交換を行いつつ、工程表に基づき行うこととなった。

また、海洋基本計画から具体的な施策を容易に参照できるようにするため、ハイパーリンクの活用が不可欠であり、引き続き検討する必要がある。

5. 結び

今後の政府における新海洋産業振興・創出や海洋情報の一元化・公開に関する施策の実施、海域の適切な管理のあり方に関する方針の策定、海域管理に係る包括的な法整備の検討に際しては、本意見書を十分に参考として、総合海洋政策本部事務局を中心に進めることを要請する。

平成26年3月18日

EEZ等海域管理のあり方について（PT報告）

参与会議EEZ等海域管理のあり方PT

主査 河野 真理子

1. 新たな海洋基本計画の課題

平成25年4月、今後5年間において政府が講じていく海洋施策をまとめた海洋基本計画が閣議決定され、その中で、排他的経済水域及び大陸棚（以下「EEZ等」という。）の開発、利用、保全等（以下「開発等」という。）の推進について、平成20年の旧海洋基本計画で見られた単に開発等を円滑かつ計画的に推進するための措置を講ずる必要性を訴える姿勢から大きく脱却し、海域管理に係る包括的な法体系の整備を進めることを課題として掲げた。

【参考】海洋基本計画（平成25年4月26日閣議決定）（抄）

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 排他的経済水域等の開発等の推進

（3）排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備

○ 排他的経済水域等の開発等を推進するため、海域の開発等の実態や今後の見通し等を踏まえつつ、管理の目的や方策、取組体制やスケジュール等を定めた海域の適切な管理の在り方に関する方針を策定する。当該方針に基づき、総合海洋政策本部において、海洋権益の保全、開発等と環境保全の調和、利用が重複する場合の円滑な調整手法の構築、海洋調査の推進や海洋情報の一元化・公開等の観点を総合的に勘案しながら、海域管理に係る包括的な法体系の整備を進める。

2. PTの設置

新たな海洋基本計画の策定を受けて、総合海洋政策本部参与会議は、特に重要と考えられる個別施策に係る内容の具体化や新たに必要となる取組について集中的に評価・検討するため、参与会議の下にプロジェクトチームを設置することとした。

昨年9月、参与6名に加え、法律・経済界・水産業界等、本件に関し関係の深い各分野を代表する8名の有識者を招き、計14名の構成員による「EEZ等の海域管理のあり方」PTを設置し、包括的な法整備のあり方を含め、EEZ等の管理のあり方に関する方針の具体的な内容等について検討していくこととした。（PTの構成員については、別紙1を参照。）

以降、本年3月に至るまで計8回のPT会合を開催した。第3回目PT（昨年11月開催）では、山本海洋政策担当大臣が出席し、法整備に向けた検討の加速化の要請がなされた。本PTでは、PTの構成員のみならず、外部からも有識者を招いて特定分野についてのプレゼンテーションを行うなど、幅広く議論を重ねてきた。（PTの具体的な開催経緯と各回の議題については、別紙2を参照。）

上述のとおり、昨年4月の海洋基本計画の閣議決定を受けて、今後、政府におけるEEZ等の海域管理のあり方に係る包括的な法体系の整備に当たっての検討に資するよう、本PTでは、専門的見地から海域管理のあり方の検討を行なった。

3. EEZ等の海域管理のあり方について

国連海洋法条約の規定においては「海域管理」について概念として定義されていないが、PTにおける幅広い重層的な討議を通じ、海洋基本計画で課題とされたEEZ等における開発等の推進のための、EEZ等の海域特性を踏まえた下記施策等を進めることであろうとの議論が交わされた。

- ・ 海洋の面 (Zone) 及び水塊 (column) としての利用調整
- ・ 海洋の利用者間の調整
- ・ 従来からの海洋利用に加え、海洋における資源開発やエネルギー生産といった新たな経済的活動の推進
- ・ 法令の適用調整
- ・ 国連海洋法条約で規定された沿岸国としての主権的権利の行使と義務の遵守
- ・ 海洋開発と海洋環境の保全との調和
- ・ 国と地方公共団体の権限の調整・整理

これら施策等を巡る主要論点について以下説明する。

(1) EEZ等の特性

PTでの検討の結果、EEZ等には、現状、下記のような特性があることが明らかになった。

- ① 我が国のEEZは、世界第6位、国土面積の約1.2倍の広さを持つとともに、浅い海域から深い海域まで多様な様相を呈していることが特色である。
- ② 海洋については、内水、領海、EEZ、大陸棚、公海という人為的な区分が存在し、内水を含め領海には沿岸国の主権が及ぶのに対し、EEZ等については沿岸国に認められるのは主権的権利及び管轄権の行使であり、その行使の態様が異なる。しかし、実際には、海洋は全体として一体である。
- ③ 従来の水産資源の利用と船舶の航行等を目的とした利用方法に加えて、新たな海洋開発や洋上風力発電等の再生可能エネルギーの生産のための施設の設置等を目的とした利用方法が発展しつつある。これに伴い、一つの海域について、既存の利用者がいる中で新たな利用者が参入するという状況が生じている。
- ④ 海洋資源及び海洋の生態系には明らかになっていない点も多く、現時点では未知の利用方法が今後明らかになる可能性がある。

(2) EEZ等の海域管理に必要な視点

- ① 我が国のEEZ等の利用の視点
 - ・ (1)に述べたようなEEZ等の特性に鑑み、領土及び領海に適用される法制度の適用だけではなく、EEZ等の特性に適した管理を行うための法整備が必要である。また、将来の新たな開発等の形態に対応できる柔軟性も求められる。
 - ・ 海洋開発と海洋環境の保全のバランスが重要である。
 - ・ EEZ等の新たな開発等の形態を考慮し、従来の利用者の利害や配慮を十分に考慮しつつ、我が国の民間事業者による新たな海洋開発や洋上風力発電等の再生可能エネルギーの生産のための事業活動に資する法制度が必要である。
 - ・ なお、EEZ等における漁業等に関しては、平成8年の国連海洋法条約の批准に合わせ、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」等を制定し、我が国として対応してきたところである。
- ② 国際的な視点
 - ・ EEZ又は大陸棚という概念自体が国連海洋法条約に基づくものであり、同条約等の国際法規則に従った沿岸国としての主権的権利及び管轄権の行使のための根拠となる規則を含む法整備が必要である。
 - ・ 海洋環境の保全については、海洋の一体性と国際的な基準が十分に考慮されなければならない。
 - ・ 海洋国家としての我が国は、他国のEEZ等を利用する国でもあることから、我が国の法整備において相互主義的な観点が不可欠である。
 - ・ 諸外国において、EEZ等の利用計画に関する法制度を整備し、海域利用を進めてい

る事例も出てきている。

(3) E E Z等の海域管理に係る法制度の基本的な目的

(1)と(2)に述べたことを考慮し、E E Z等の計画的な開発等と海洋産業の振興を図るために、E E Z等を持続的な方法で円滑かつ効率的・効果的に管理する法制度の整備が必要である。現状で存在する個別法の適用による開発・利用調整・環境保全との調和を考慮しつつ、全体的、総合的な海域管理のための法制度が必要である。

そのための手法として、総合的な管理主体としての国が、各府省と地方公共団体が所管する個別法に基づく管理を調整する役割を果たせるよう、全体的、総合的な国家戦略を踏まえた基本方針を策定する根拠となる法制度が望ましいと考えられる。このような海域管理においては、総合海洋政策本部長である内閣総理大臣及び副本部長である海洋政策担当大臣が主導し、各府省及び地方公共団体の協力を得た管理体制の確保が必要である。また、総合海洋政策本部事務局は、そうした管理の実施において、総合海洋政策本部と各府省との連携や、官民連携を前提として、十分な企画・立案・調整機能を本格化させて進めるべきである。

E E Z等の空間管理のあり方については次のような意見があった。

- ① 法制度の適用対象となる海域について、現状では十分な情報が得られているわけではない。今後、海洋調査等の進展に伴い、海洋の開発等の可能性が拡大することが見込まれる。そうした活動の目的と可能性が明らかになった時点で、順次、開発等の海域としての位置付けを与えていくような空間管理のあり方の検討も必要ではないか。
- ② 本法制度は主としてE E Z等の海域管理を目的とするものではあるものの、海洋が一体であることや、領海と公海の関係も考慮し、目的に応じて、柔軟かつ多重的な海域管理ができるような空間計画も検討すべきではないか。
- ③ 管理を目的とした海域の区分の方法として、自然条件を勘案しつつ、海域の利用状況の異なる沿岸、沖合といった水平的な区分と、水域部分、海底面、海底面下（地下）と言った垂直的な区分を設けて整理することが適切ではないか。
- ④ 海域管理の制度の創設によってだけでは必ずしも海洋の開発等が促進されるわけではないのではないか。
- ⑤ E E Z等の開発等の促進のためには、港湾や船舶等のインフラ整備と、それらに係る法整備のあり方等を検討すべきではないか。
- ⑥ 制度構築に当たって、海洋の開発等の促進の観点から、民間事業者に過重な負担を課さないよう配慮することが必要ではないか。

以上に記した基本的な目的を踏まえ、各論について順次説明する。

(4) 国連海洋法条約との関係

国連海洋法条約の下で認められている、EEZ等に対する主権的権利及び管轄権を行使するために不可欠な事項でありながら、未だ国内法の整備が行われていない点について、順次、法整備を進めていく必要がある。その例として、海洋構造物等の設置等（同条約第60条関係）、技術の利用又は外来種若しくは新種の導入（同条約第196条）や海洋の科学的調査（同条約第246条）を挙げることができる。

EEZ等において国連海洋法条約等の国際法規則に従って、主権的権利を行使し、海洋環境の保護等に係る義務を履行していくことについての我が国の意思を法制度によって明確に示すべきである。他方、外国との関係で既にEEZ等の利用に関する多くの協定や取極その他の合意等がなされており、法整備の過程で、これらの合意等の存在に十分に留意する必要がある。

(5) 海洋の開発等の推進と民間事業者の積極的な参加の促進のための海域利用者間の利害の調和の確保

EEZ等の開発等の促進のためには、民間事業者の積極的な参加を促進することが不可欠である。現状では、海域の開発等の計画に当たり、当該海域の既存の利用者との利害関係の調整について、民間事業者が時間と労力という点で大きな負担を負うことが多く、このような負担が、開発等を阻害する要因になりうるという問題が指摘された。また、我が国の海域においては、既存の利用者の利害が錯綜しているとの指摘もあった。

これらの状況を踏まえ、既存の利用者の利益を過度に害することなく、新たな海域利用者の負担を軽減する方法の構築が急務である。そのためには、手続と内容の両面からの対応が考えられる。

調整手続については、多様な利害関係者間の調整が、透明性と予測可能性をもって、円滑かつ効率的に実現できるような制度が必要であるとの指摘があった。このため、海域の開発等の計画の策定に当たり、行政が参画し関係者間で検討・協議を行う仕組みを整備するとともに、具体の事業を進めるために必要な行政手続について、行政によるワンストップの調整窓口の整備が必要との提案があった。

ただし、こうしたワンストップの調整窓口の設置については賛否が分かれた。反対意見としては、そうした窓口を設立しても単に民間事業者に対する窓口としての役割を担うにとどまり、最終的には既存の府省や関係団体等に個別の事案の検討が委ねられる（民間事業者が個別の府省等と調整することが必要になる）のであれば、手続が増えるだけであるとの指摘があった。また、既存の手続が機能している中、新たな制度は不要ではないかとの意見もあった。一方、賛成意見としては、ワンストップの調整窓口が、当該海域の利用者との調整を一括して実行するのであれば、合理的になりうるのではないかとの意見もあった。

さらに、手続の整備に関連して、ＥＥＺ等の開発等のプロジェクトが提案される場合、一方で開発等の対象となる海域の利害関係者に自己の利害について意見を述べる十分な機会を認めるとともに、他方で、開発等を行う事業者に速やかなプロジェクトの実施の実現が保証できるような、透明性、予測可能性及び衡平性が確保された制度の整備が必要ではないかとの意見もあった。

利害調整における重要な論点として漁業補償のあり方が挙げられる。

従来、漁業補償は、漁業操業について生じる実質的な損失への補償を目的とするものである。ＥＥＺ等の開発等のプロジェクトが漁業者の利益に影響を与えるおそれがあること、及びそれに対する衡平性に配慮した補償が必要であることについて、意見が一致した。とりわけ、実質的な損失が発生する場合に補償の必要があることについて異論はなかった。

ただし、漁業補償のあり方については次のような意見があった。

- ① 漁業協調型の洋上風力発電事業の例に見られるように、漁場が完全に消滅するとは限らないような海洋の開発等のプロジェクトの場合に、新たな補償基準を検討する必要があるか。
- ② それぞれの海域について多様な利用態様が既に存在しており、そのような先行利用者である漁業者に損害が生じるおそれのある場合の補償額については、これまで民々間の合意によって決定されてきた。沿岸域に比べて沖合では海域利用者の活動が疎らであり、かつ、専門集団に限定される等の実態も踏まえると、画一的な規則や制度の導入は適切ではなく、当事者間の協議に委ねることが適切ではないか。
- ③ 利害調整に当たって利害関係者の範囲の確定についての透明性の確保は重要である一方、ＥＥＺにおいても漁業実態は多様な形態で存在しているため、画一的な規則の下での利害調整は困難ではないか。

(6) 開発・利用と環境保全の調和の確保

ＥＥＺ等の開発・利用の促進は重要な課題であるものの、環境保全との調和が不可欠であることも十分に考慮されなければならない。

我が国のＥＥＺ等の海洋生物の多様性はしばしば指摘される場所である。こうした生物の多様性を支えるために、生態系全体及び海洋環境全般の保護が重要であることは、国連海洋法条約等の多くの条約で強調されているところであり、世界的に重要な課題とされている。我が国においても、生物多様性の保全の重要性は、生物多様性国家戦略２０１２－２０２０（平成２４年閣議決定）で言及されており、海洋基本計画においても、生物多様性の確保の観点から保全すべき重要な海域を特定し保全することとされている。我が国のＥＥＺ等の開発・利用は、こうした海洋生物の多様性、生態系や海洋環境全体の保全と両立する、持続可能なものでなければならない。ＥＥＺ等の海域管理に係る法制度では、秩序ある海洋開発・

利用を促進するための環境保全に関する規定が必要である。

海洋環境の保全の実現のための海域管理の手法は多様であり、EEZ等の開発・利用の態様に応じて、最適な手法を採用すべきである。とりわけ海洋環境が脆弱な海域については海洋保護区の設定も必要である。また、現行の環境影響評価法は、主として人が居住する陸域と沿岸域を念頭に、対象事業や参考となる評価手法等を定めているものと理解されるが、海洋開発プロジェクトのために開発・利用される海域については、EEZ等の特性を踏まえながら、環境影響評価制度を検討することが不可欠である。海洋開発プロジェクトについては、既存の個別法令の適用で問題なく環境影響評価が実施された経験が蓄積されている分野（例えば、鉱業法・鉱山保安法が適用された在来型の石油・天然ガス開発）もあるものの、環境保全に係る既存の法令の適用が海洋開発・利用を阻害するようなおそれもあり、プロジェクトの実態とその対象海域の特性に応じた環境影響評価のあり方の具体的な検討が必要であると考えられる。

なお、深海底の鉱物資源を管理する国際海底機構（ISA）において開発に係る環境ガイドラインが未策定であるように、海洋開発の際の海洋環境保全の手法と基準は必ずしも明確化されていない状況である。我が国では、これまで海洋開発プロジェクトの事例は多いとはいえないものの、個々のプロジェクトの実施に際しては、海洋環境保全のために周到的配慮をしてきたと言える。こうした経験を踏まえ、我が国が海洋開発・利用の際の海洋環境保全のための手法と基準の確立に向けて、先導的な役割を果たして行くことが望まれる。また、こうした先導的な役割が、技術開発、海洋産業の創出等につながることも期待されると言える。

また、EEZ等の開発・利用に当たっては、災害のリスクや海洋汚染を生じさせる事故への対応も不可欠である。こうした緊急の事態について、周辺国の海域への影響を最大限に防止し、周辺国との地域的な協力体制の構築の促進への配慮が重要である。

なお、洋上風力発電に関しては、領海内で実証事業が始まった段階であるが、今後の技術開発等によって、将来的には、水深の深い海域にも広がる可能性がある。この分野のプロジェクトの商業事業化の促進のために、EEZ等の特性に対応した適切な環境影響評価のあり方及び環境基準や許認可手続の明確化により、予見可能性を高めることが必要であると考えられる。

（7） 海洋の利用の自由の確保

我が国としては、国連海洋法条約等の国際法規則の下での沿岸国の主権的権利と、航行の自由を始めとする国連海洋法条約に定められた利用国の自由とのバランスの重要性を改めて確認すべきである。海洋国家である我が国にとって、EEZ等における主権的権利の行使のための法整備が、海洋支配への強化という誤った理解により、他国に利用され、海洋の利用

の自由に関する日本の国益を害するおそれがないよう、法制化に当たっては、我が国の意図と目的を内外に明らかにするとともに、相互主義的な効果への配慮を十分に考慮すべきである。

(8) 国と地方公共団体との権限関係の整理

ＥＥＺ等に関する法整備の最後の論点として考慮されなければならないのは、国と地方公共団体との権限関係の整理の問題である。

各国の法制度を見ると、地方公共団体の権限の範囲は領海までとされ、ＥＥＺについては国の権限の下に置かれる例が多いとの指摘があった。さらに、米国やオーストラリアでは、州の権限は、距岸距離３海里までに限定されているとされる。

ＥＥＺ等についての管理を主として国の責任とすることが望ましい一方で、漁業法制等におけるこれまでの地方公共団体の許認可と管理といった役割を考慮すれば、国によるＥＥＺ等の管理に際しては、地方公共団体の意見も踏まえて行っていく必要があると考えられる。

(9) 法整備の時期

海洋基本計画で記載されたとおり、ＥＥＺ等の開発等の促進の観点から、基本的にＥＥＺ等の管理に関する法整備が喫緊の課題である。現時点での開発等の進捗状況等に鑑み、更に政府において十分に検討すべきではないかとの意見もあり、今後、早急な検討が求められる。

4. 結び

以上のとおり、本ＰＴでは、ＥＥＺ等の海域管理のあり方に関する制度のあり方についての意見をまとめた。意見は多岐にわたった中、おおむね海域管理のあり方の方向性について一定の意見を取りまとめることができた。なお、必ずしも一致した意見となっていないが更に政府においても検討を要すると思われるものについても、それぞれを意見として記載している。

今後、政府における海域の適切な管理のあり方に関する方針の策定や、海域管理に係る包括的な法体系の整備に際しては、本意見書を十分に参考として、総合海洋政策本部事務局を中心に進めることを要請する。

(別紙1)

「E E Z等の海域管理のあり方」PT構成員

| | | |
|-------------|-----------------|-----------------------|
| いそべ 磯部 | まさひこ 雅彦 | 高知工科大学 副学長 |
| おきはら 沖原 | たかむね 隆宗 | (社)関西経済連合会 副会長 |
| かわの 河野 | まりこ 真理子 (主査) | 早稲田大学 法学学術院 教授 |
| ふるしょう 古庄 | こういち 幸一 | (株)NTTデータ 特別参与 |
| やました 山下 | はるこ 東子 | 大東文化大学 経済学部 教授 |
| ゆはら 湯原 | てつお 哲夫 | キャノングローバル戦略研究所 研究主幹 |
| あほ 安保 | きみと 公人 | 拓殖大学 教授 |
| いしい 石井 | しょういち 正一 | 石油資源開発(株) 専務取締役執行役員 |
| おくわき 奥脇 | なおや 直也 | 明治大学 教授 |
| きすぎ 來生 | しん 新 | 放送大学 副学長 |
| しろやま 城山 | ひであき 英明 | 東京大学 教授 |
| てらしま 寺島 | ひろし 紘士 | 海洋政策研究財団 常務理事 |
| ふくだ 福田 | ともふみ 知史 | 丸紅(株) 国内電力プロジェクト部 副部長 |
| わしお 鷺尾 | けいじ 圭司 | 水産大学校 理事長 |

(別紙2)

「EEZ等の海域管理のあり方」開催経緯

| 回数 | 開催日、主な議題 |
|-----|--|
| 第1回 | 平成25年9月5日(木) 議題1: 本PTの目的・検討の方向性についての確認 議題2: EEZ等海域管理のあり方に関するフリートーキング |
| 第2回 | 平成25年10月16日(水) 議題1: プレゼンテーション ① 來生 新 (PT構成員) 「排他的経済水域・大陸棚新法の必要性と新法の基本イメージ」 ② 安保 公人 (PT構成員) 「海洋の安全保障及び権益保全の観点 EEZ・大陸棚に関する法整備に不可欠な事項」 議題2: 排他的経済水域及び大陸棚に関する法制整備の論点 |
| 第3回 | 平成25年11月13日(水) 議題1: プレゼンテーション ① 石井 正一 (PT構成員) 「石油・天然ガス事業者から見た法的課題等」 ② 福田 知史 (PT構成員) 「日本で洋上風力を普及させるには ～福島洋上風力の経験から～」 議題2: 排他的経済水域及び大陸棚に関する法制整備の論点 |
| 第4回 | 平成25年12月3日(火) 議題1: プレゼンテーション ① 奥脇 直也 (PT構成員) 「海域の統合管理とEEZの包括的法整備の課題」 議題2: 法制整備に関する論点についての意見等の中間整理 |
| 第5回 | 平成25年12月24日(火) 議題1: プレゼンテーション |

| | |
|-----|--|
| | <p>① 鷺尾 圭司（PT構成員） 「漁業管理制度と漁業補償について」</p> <p>② 道田 豊（東京大学大気海洋研究所国際連携研究センター） 「海洋空間計画（MSP）策定に向けた海洋情報一元化」</p> <p>議題2：法制整備に関する論点についての意見等の中間整理について</p> |
| 第6回 | <p>平成26年1月17日（金）</p> <p>議題1：プレゼンテーション</p> <p>① 白山 義久（JAMSTEC理事） 「環境保全の観点からみた、EEZ等の海域管理のあり方について」</p> <p>議題2：法制整備に関する論点についての意見等の中間整理と各省庁からの説明</p> |
| 第7回 | <p>平成26年2月18日（火）</p> <p>議題：「EEZ等海域管理のあり方について（PT報告）（骨子案）」について</p> |
| 第8回 | <p>平成26年3月18日（火）</p> <p>議題：「EEZ等海域管理のあり方について（PT報告）」について</p> |

この報告書は、ポートルースの交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

平成26年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究
我が国における海洋政策の調査研究 報告書

平成27年3月発行

発行 海洋政策研究財団（一般財団法人シップ・アンド・オーシャン財団）

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-4-10 虎ノ門35森ビル
TEL 03-5404-6828 FAX 03-5404-6800
<http://www.sof.or.jp> E-mail : info@sof.or.jp

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。

ISBN 978-4-88404-318-6

